
第4次 伊丹市都市計画 マスタープラン



2021年 伊丹市

ごあいさつ

本市は、武庫川と猪名川の両河川に育まれた、平坦な地形と気候温暖な風土により、いにしえより交通の要衝として発展してきました。

近年、住みたいまちを実現するため、大阪、京都、神戸を中心とする大都市圏内にあって、昆陽池公園など自然とふれあえる生活環境、伊丹郷町や俳諧文化に代表される歴史と文化の薫るまちなみなど、本市の持つ多様な都市空間の魅力の向上に取り組んできました。



今日、社会インフラや公共施設の老朽化に加え、人口減少や高齢社会の進行、新たな感染症や頻発する自然災害など、まちづくりに影響を及ぼす課題に直面しています。このような時代の変革期にあって、成熟社会にふさわしい、ゆとりとうるおいのある地域特性を活かしたまちづくりが求められています。

本市においては、市民相互のつながりや支え合いを大切にし、市民の参画と協働を推進することにより、市内外の方から、「住みたい」「住み続けたい」と感じていただけるよう、『人の絆 まちの輝き 未来へつなぐ 伊丹』を将来像に掲げた第6次総合計画を策定し、令和3年度からの8年間を計画期間として取り組んでいます。

このような中、都市計画に関する基本方針『伊丹市都市計画マスタープラン』の改定を行いました。

今後は、この計画のもと、「伊丹らしい暮らしやすさや魅力を育み、持続させていくまち」の実現に向け、市民や事業者が主役となった官民連携のもと、「成熟社会に対応した都市構造」を持ち、「適正かつ合理的で持続可能な土地利用」が行われ、「資源を活かした魅力ある都市空間・環境」が確保された持続的発展が可能なまちづくりに全力を尽くしてまいります。

最後になりましたが、都市計画マスタープランの改定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの市民の皆様、並びに熱心にご審議いただきました伊丹市都市計画審議会委員の皆様にご心からお礼を申し上げますとともに、今後のまちづくりの推進に、皆様方のより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年5月 伊丹市長 藤原保幸

～ 目 次 ～

序 計画の前提	1
1. 都市計画マスタープランの改定の背景と趣旨.....	1
2. 都市計画マスタープランの位置づけと役割.....	2
3. 都市計画マスタープランの目標年次と構成.....	4
【第1部 全体構想】	
第1章 都市づくりの現状と課題.....	5
1. 都市づくりの現状.....	5
2. 都市づくりの課題.....	14
第2章 めざすべき都市像.....	16
1. 都市づくりの方向性.....	16
2. 都市づくりの基本的な視点.....	18
3. 都市づくりの目標.....	20
4. 成熟社会に対応した都市構造.....	22
5. 適正・合理的で持続可能な土地利用.....	28
6. 資源をいかした魅力ある都市空間・環境.....	31
第3章 ターゲット別都市づくり方針.....	33
ターゲット別都市づくり方針とは.....	33
1. ターゲット設定の視点.....	34
2. ターゲット①「子ども・子育て家庭にやさしい都市づくり」方針.....	39
3. ターゲット②「歩いて暮らせる都市づくり」方針.....	40
4. ターゲット③「産業が元気な都市づくり」方針.....	42
第4章 部門別都市づくり方針.....	43
部門別都市づくり方針とは.....	43
1. 都市基盤の整備方針.....	44
2. 都市交通の方針	49
3. 自然・みどりの方針.....	52
4. 環境都市づくりの方針.....	56
5. 都市景観形成の方針.....	58
6. 市街地整備・誘導の方針.....	61
7. 都市防災の方針	67

【第2部 地域別構想】

第5章 地域別構想の役割と考え方.....	70
1. 地域別構想の役割.....	70
2. 概況	70
3. 地域別構想の考え方.....	72
第6章 地域別都市づくり方針.....	74
1. 地域自治組織と地域ビジョン.....	74
2. 地域ビジョン策定のプロセスにおける連携.....	77
3. 地域の都市づくりに関連する活動に対する各種支援策.....	78
第7章 ゾーン別都市づくり方針.....	79
1. にぎわい交流ゾーン（中心市街地）	79
2. 市民ふれあいゾーン（市役所周辺）	85
3. いきいき生産ゾーン（猪名川・空港周辺）	88

【第3部 都市づくりの推進方策】

第8章 都市づくりの推進方策.....	92
1. 都市づくりへの理解の促進と関心を持つ機会の拡大.....	92
2. 公民連携の都市づくり.....	94
3. 総合的・統合的マネジメントによる都市づくり.....	96
第9章 進捗の評価と都市計画マスタープランの見直し.....	97
1. 進捗の評価	97
2. 計画の見直し	97
資料編	98
1. 伊丹市都市計画審議会・マスタープラン検討部会開催経過.....	98
2. 伊丹市都市計画審議会委員名簿.....	99
3. 伊丹市都市計画基本方針策定委員会開催経過.....	100
4. 伊丹市都市計画基本方針策定委員会委員名簿.....	101

序 計画の前提

1. 都市計画マスタープランの改定の背景と趣旨

本市は、現行計画（「伊丹市都市計画マスタープラン 2011」）に基づき、「成熟社会に応じたゆとりある都市空間の誘導」「少子高齢社会を踏まえた安全・安心の向上」「歴史を継承した個性と魅力の創造」「総合的な取り組みに基づく環境適合型社会の実現」「パートナーシップによるまちづくりの推進」の5つの都市づくりの基本理念のもと、魅力ある成熟都市として、環境が大切にされ暮らしやすさと調和したまちづくりを推進してきました。これまでも人と自然にやさしい都市環境の形成や良好な景観の形成、安全・安心のまちづくりなどに取り組んできました。

さらなる都市の成熟化や、地方創生の取り組み、コンパクトシティ※・プラス・ネットワークの都市構造への志向、災害への対応強化、官民連携の推進、さらには SDGs（持続可能な開発目標）※など、都市づくりを取り巻く状況はめまぐるしく変化を迎えています。時代の潮流の変化に適応しつつ、これらの取り組みをさらに発展させていくことが求められています。

上位計画である「第6次伊丹市総合計画」の策定や県の「阪神地域都市計画区域マスタープラン」の改定が進められていること、現行計画の目標年次は令和2年（2020年）で計画期間が終了することを踏まえ、改定を行います。

【コンパクトシティ】1)高密度で近接した開発形態、2)公共交通機関でつながった市街地、3)地域のサービスや職場までの移動の容易さ、という特徴を有した都市構造のこと。

【SDGs(持続可能な開発目標)】国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

2. 都市計画マスタープランの位置づけと役割

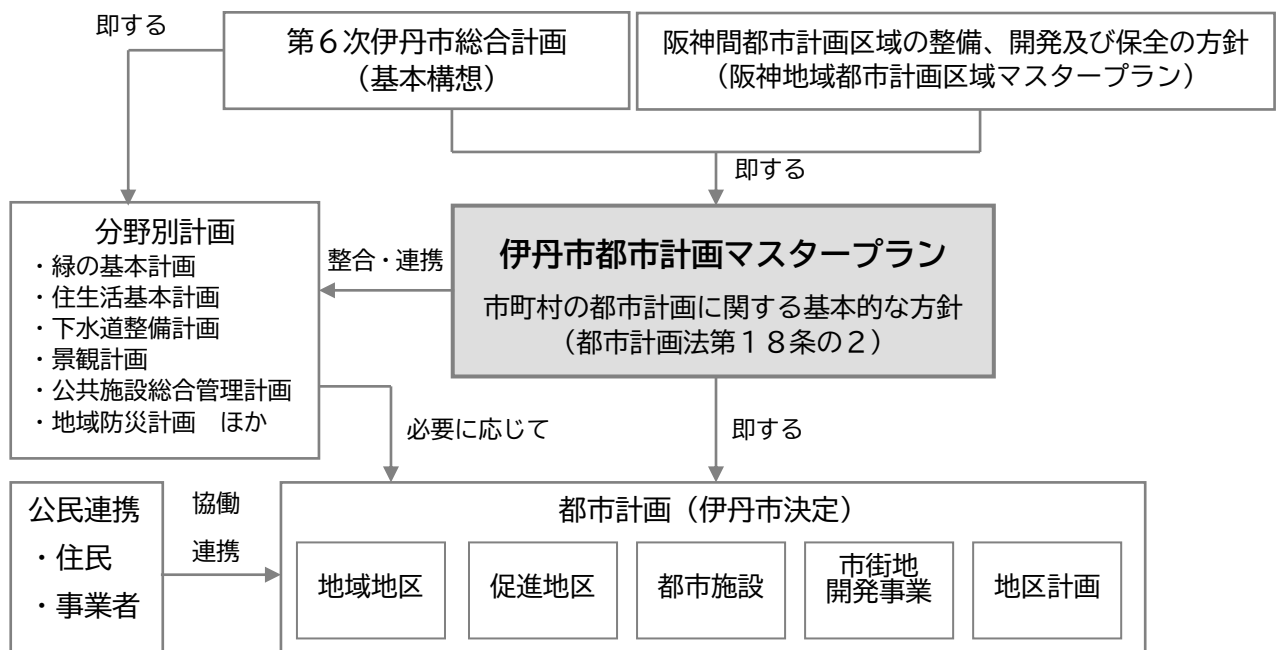
(1) 位置づけ

都市計画は、人々の暮らしの根底をなす都市のあり方を定めるものであり、住民の意向を踏まえ、長期的な見通しを持って定める必要があります。また、個々の都市計画の決定にあたっては、将来のめざすべき都市像を踏まえた総合的な視点が求められます。

「都市計画マスタープラン（市町村の都市計画に関する基本的な方針）」は、都市計画法第18条の2の規定により、市町村の「総合計画（基本構想）」や、都道府県が定める「都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）」に即して定めるものとされています。

道路や公園、下水道などの都市施設の整備、土地利用を誘導する用途地域などの地域地区※の指定、地域独自のまちづくりのルール化を実現する地区計画※制度の活用など、市町村が定める個々の都市計画は、都市計画マスタープランに即して定めることとなっています。

あわせて、公民連携のまちづくりに向け、住民・事業者と行政との協働・連携のあり方を整理し、効果的にまちづくりを推進するための指針とします。



図：都市計画マスタープランの体系

【地域地区】都市計画区域内の土地をその利用目的に応じて区分し、建物などに対して必要な制限を設けること。

【地区計画】住民と市町が協力して、地区にふさわしい良好な環境の市街地をつくるため、土地利用をコントロールする制度。

(2) 役割

伊丹市都市計画マスタープランの役割は、次のとおりです。

都市づくりの目標の明確化：

第6次伊丹市総合計画に示された将来像を都市計画の観点から推進し、長期的な視点に立った都市づくりの目標を示します。

都市計画の指針：

土地利用、都市施設、市街地開発事業及び地区計画等の個々具体の都市計画を先導し、各個別計画相互間の整合性を図り、市の定める個別の都市計画の指針とします。

都市づくりの指針：

長期的な都市づくりの基本方針として、人間居住の場としての安全で快適な都市づくりや環境保全に資する都市づくりなどを進めていくための指針とします。

ともにつくるまちづくりの指針：

都市計画の目標と方針を具体的に示し、市民・事業者と行政が都市の将来像を共有することにより、まちづくりに対する気運を高めるとともに、公民連携、参画と協働のまちづくりの共通の指針とします。

3. 都市計画マスタープランの目標年次と構成

(1) 目標年次

伊丹市都市計画マスタープランは、「第6次伊丹市総合計画」とビジョンを共有し、「阪神地域都市計画区域マスタープラン」との整合性を図る観点から、令和10(2028)年を目標年次とします。

社会経済の動向を見定めつつ、社会的情勢の変化への対応を図るため適切な時期に見直します。

(2) 構成

伊丹市全体の都市づくりの方向性を示す「全体構想」と、地域の特性に応じた「地域別構想」及び、計画に基づく推進の枠組みである「都市づくりの推進方策」で構成します。

<第1部 全体構想> 都市全体の将来像や都市づくりのあり方を示す

第1章 都市づくりの現状と課題

GISによるデータ収集、整理に基づく課題の抽出など

第2章 めざすべき都市像

都市づくりの方向性、都市づくりの基本的な視点、成熟社会に対応した都市構造など

第3章 ターゲット別都市づくり方針

時代の潮流を踏まえた都市づくりの視点、本市の都市づくりの強み・弱みの視点、ターゲットの設定など

第4章 部門別都市づくり方針

着実に整備・維持管理等を進めていく方針として記載

<第2部 地域別構想> 地域の特性に応じたまちづくりの考え方や方針等を示す

第5章 地域別構想の役割と考え方

地域別構想の果たす役割、方針設定の考え方

第6章 地域別都市づくり方針

地域自治と連携した地域別都市づくり方針、地域ビジョンとの連携や支援策

第7章 ゾーン別都市づくり方針

全市の中で個性や魅力を伸長させるゾーン別都市づくり方針

<第3部 都市づくりの推進方策> 計画に基づく推進の枠組みを示す

第8章 都市づくりの推進方策

都市づくりの推進にあたっての考え方

第9章 進捗の評価と都市計画マスタープランの見直し

計画の進捗の評価方法と見直しについての考え方

【第1部 全体構想】

第1章 都市づくりの現状と課題

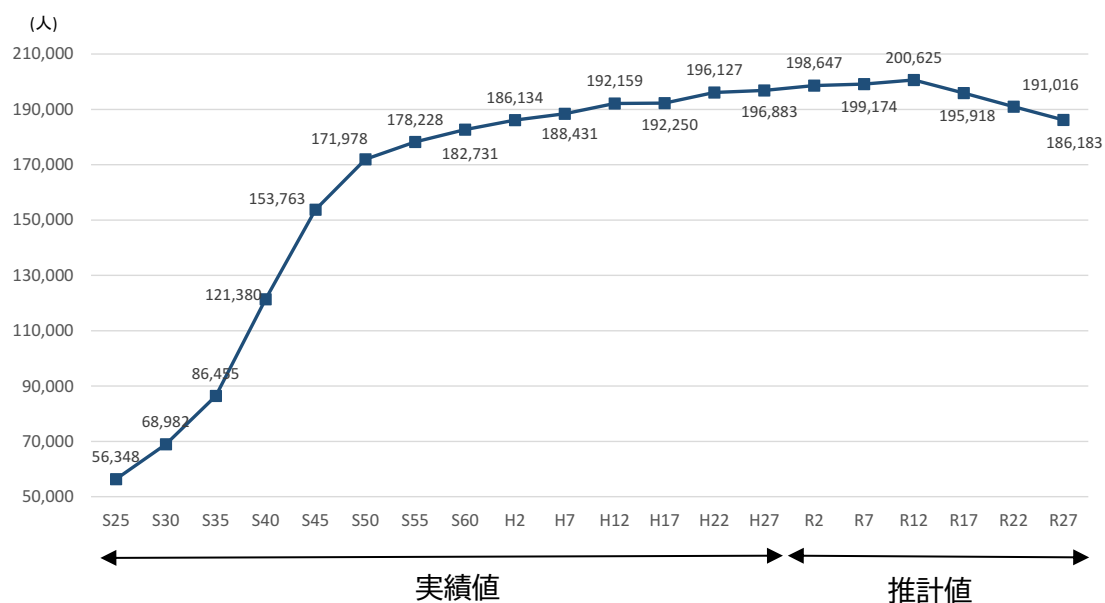
1. 都市づくりの現状

(1) 人口・世帯の動向

平成27年までは人口増加の傾向であり、近年は横ばいの傾向にあります。今後も人口増加が予測されますが、令和12年をピークとして以降は人口減少が進む見込みです。

年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)の割合が減少傾向、前期高齢者人口(65～74歳)と後期高齢者人口(75歳～)が増加傾向となっており、高齢化が進んでいます。

世帯数は増加の傾向にありますが、主に1人・2人世帯が増加しているため、世帯当たりの人員は減少しています。



出典：総務省「国勢調査」、伊丹市「伊丹創生人口ビジョン(平成27年)」
※平成27年以前は「国勢調査」、令和2年以降は「第6次伊丹市総合計画」を使用

図：人口の推移と将来推計

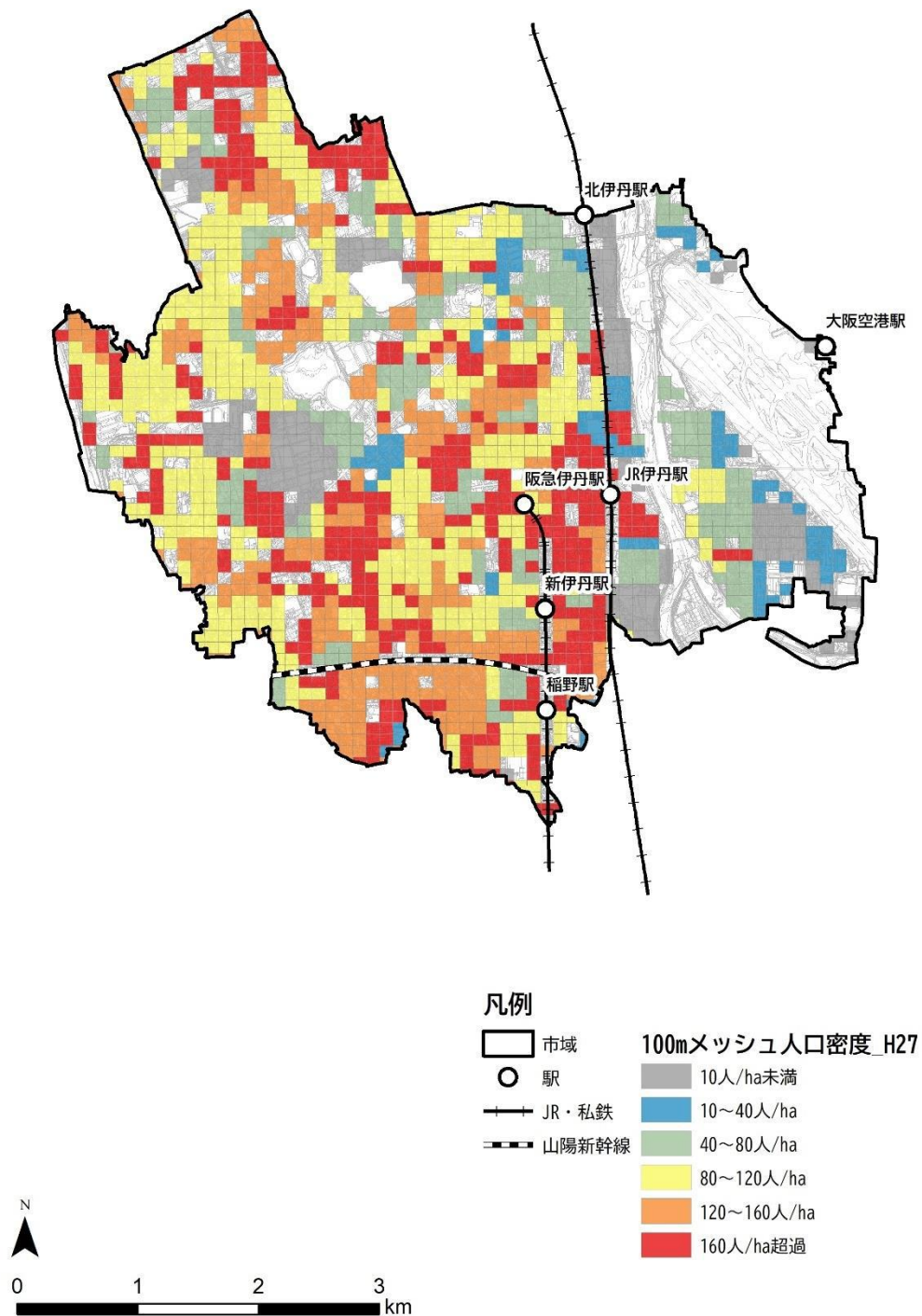


図：年齢(4区分)別人口の推移



図：世帯数の推移

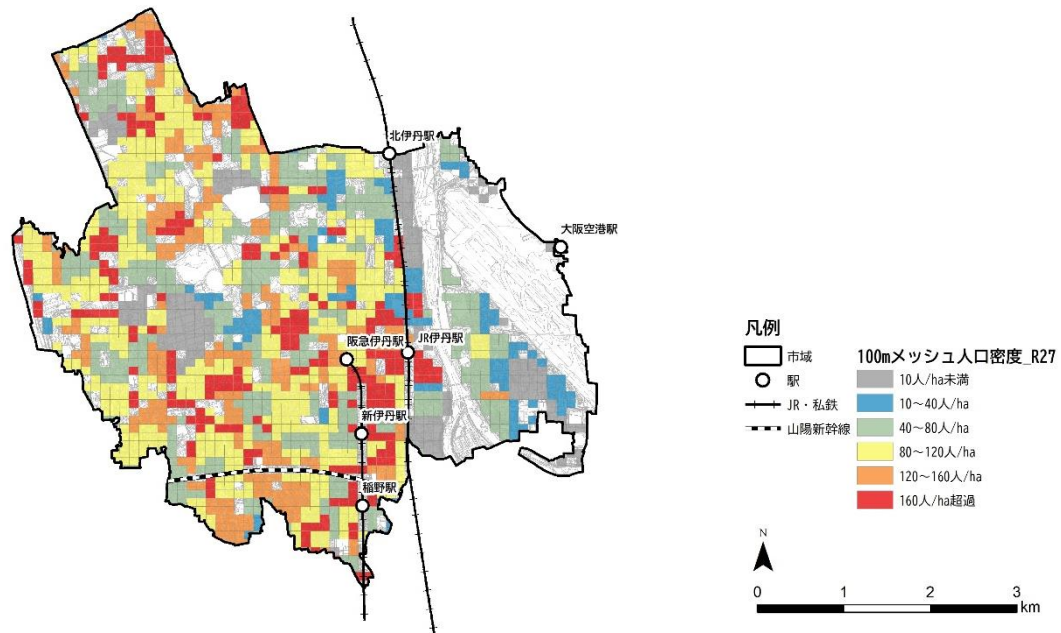
全体的に 80 人/ha 以上の高密度な市街地が広がっています。特に鉄道沿線や市北西部は、120 人/ha 以上の高い人口密度となっています。工場が立地している猪名川沿いの工業地帯や、内陸部の大規模商業施設や工場の区域は、人口密度は低くなっています。



出典：総務省「国勢調査」（人口）、国土交通省「国土数値情報」（鉄道駅、鉄道網、市域）

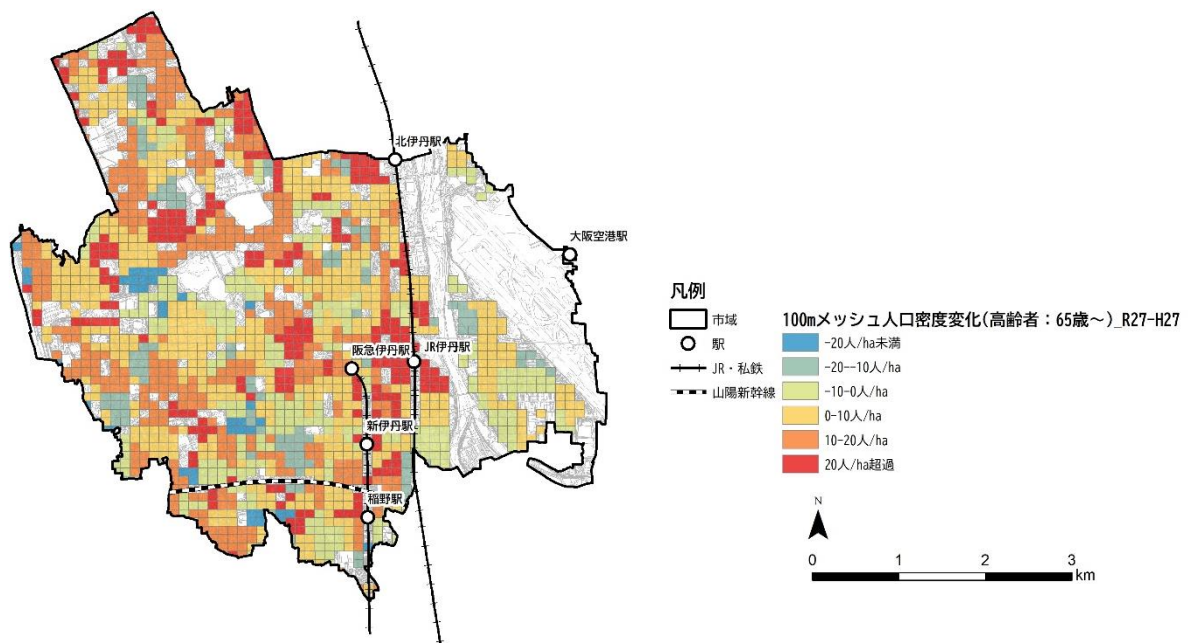
図：人口分布の状況(平成 27 年)

将来的に 40 人/ha を切る市街地が広がることはありませんが、全体的に密度は低下し、160 人/ha を超えるような人口密度の高い地域は減少する見通しです。また、高齢者人口(65 歳～)は市全域で増加する見通しです。



出典：総務省「国勢調査」(人口)、国土交通省「国土数値情報」(鉄道駅、鉄道網、市域)
 ※R27 の人口密度の推計値は国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V2 (H27 国調対応版)」を使用

図：人口分布の状況(令和 27 年)



出典：総務省「国勢調査」(人口)、国土交通省「国土数値情報」(鉄道駅、鉄道網、市域)
 ※人口密度変化の推計値は国土技術政策総合研究所

「将来人口・世帯予測ツール V2 (平成 27 年 国調対応版)」の計算結果を加工して作成
 図：高齢者人口(65 歳～)の増減(令和 27 年-平成 27 年)

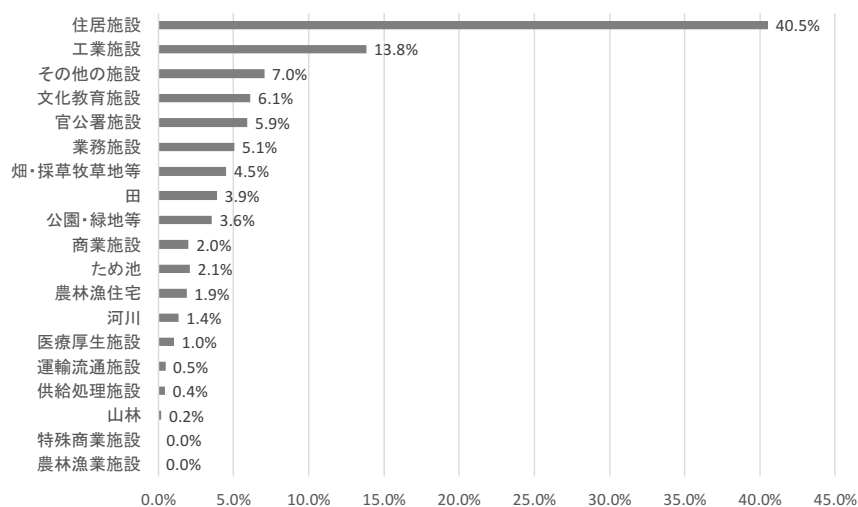
(2) 土地利用の動向

中心市街地に商業、業務施設が集積しています。工業施設は JR より東側に広がっている他、大規模な施設が市街地内に点在しています。また、大規模工場跡地が商業用地として利用されている動きもあります。

田や畑が市街地内に点在し、特に北部や西部に集積しています。農地の多くは生産緑地※に指定されています。

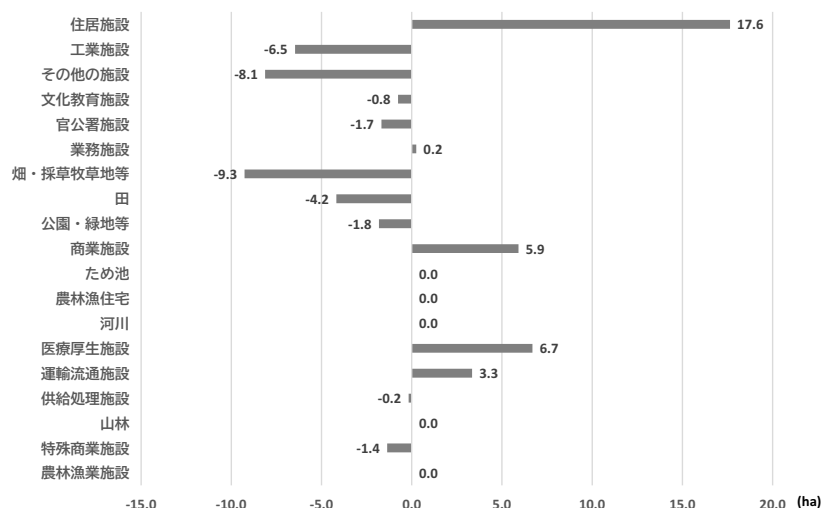
平成 23 年と比べると、工業施設、畑・採草牧草地等が減少し、住居施設、商業施設、医療厚生施設等が増加しています。

【生産緑地】300 ㎡以上の規模で一団地等を構成し、生産緑地として都市計画決定されている農地等のこと。生産緑地法で建築行為等が制限されている。



出典：都市計画基礎調査

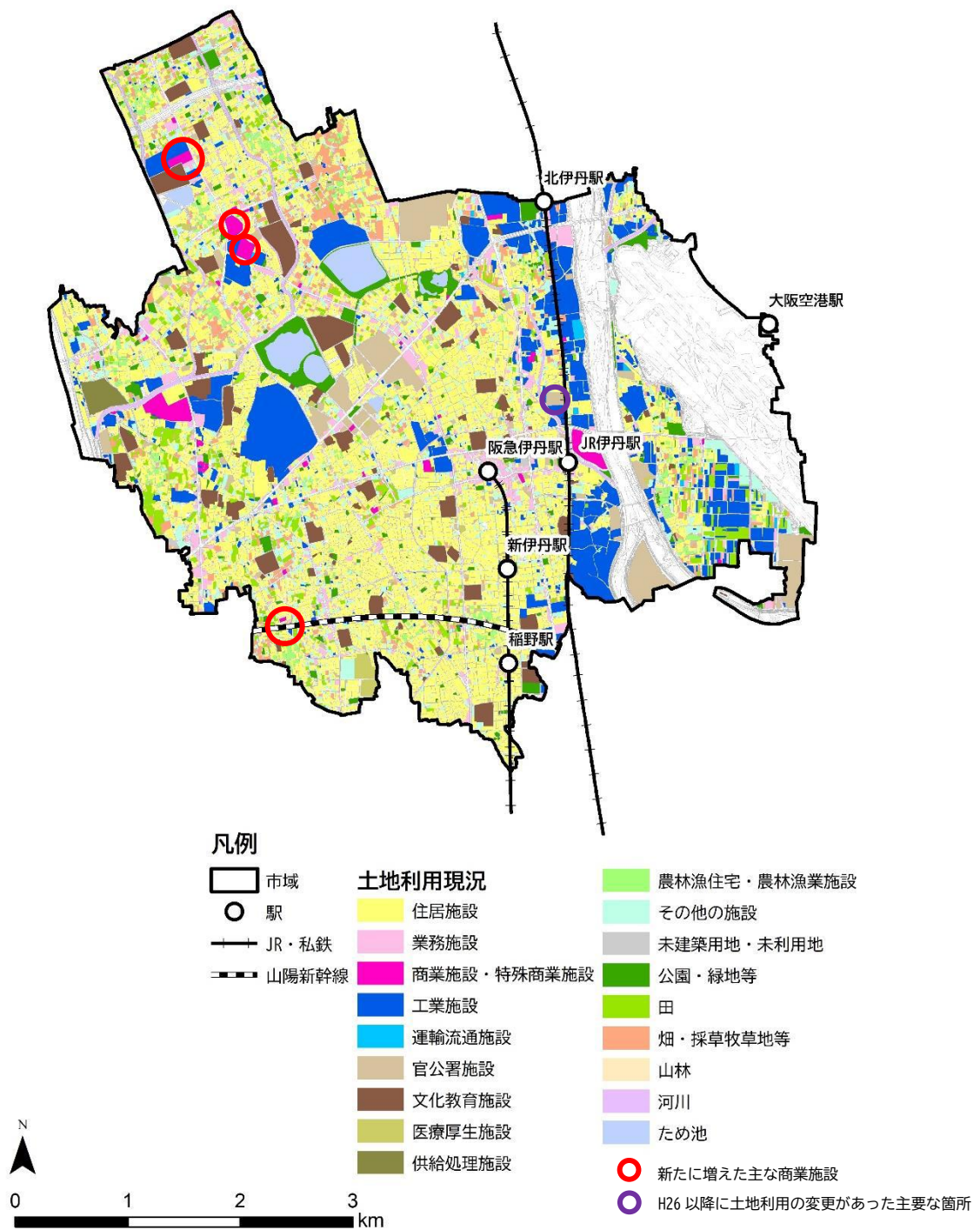
図：土地利用の割合(令和元年)



※500 ㎡以上の土地利用転換に限る

出典：伊丹市提供資料

図：土地利用の面積変化(平成 23 年-平成 31 年)



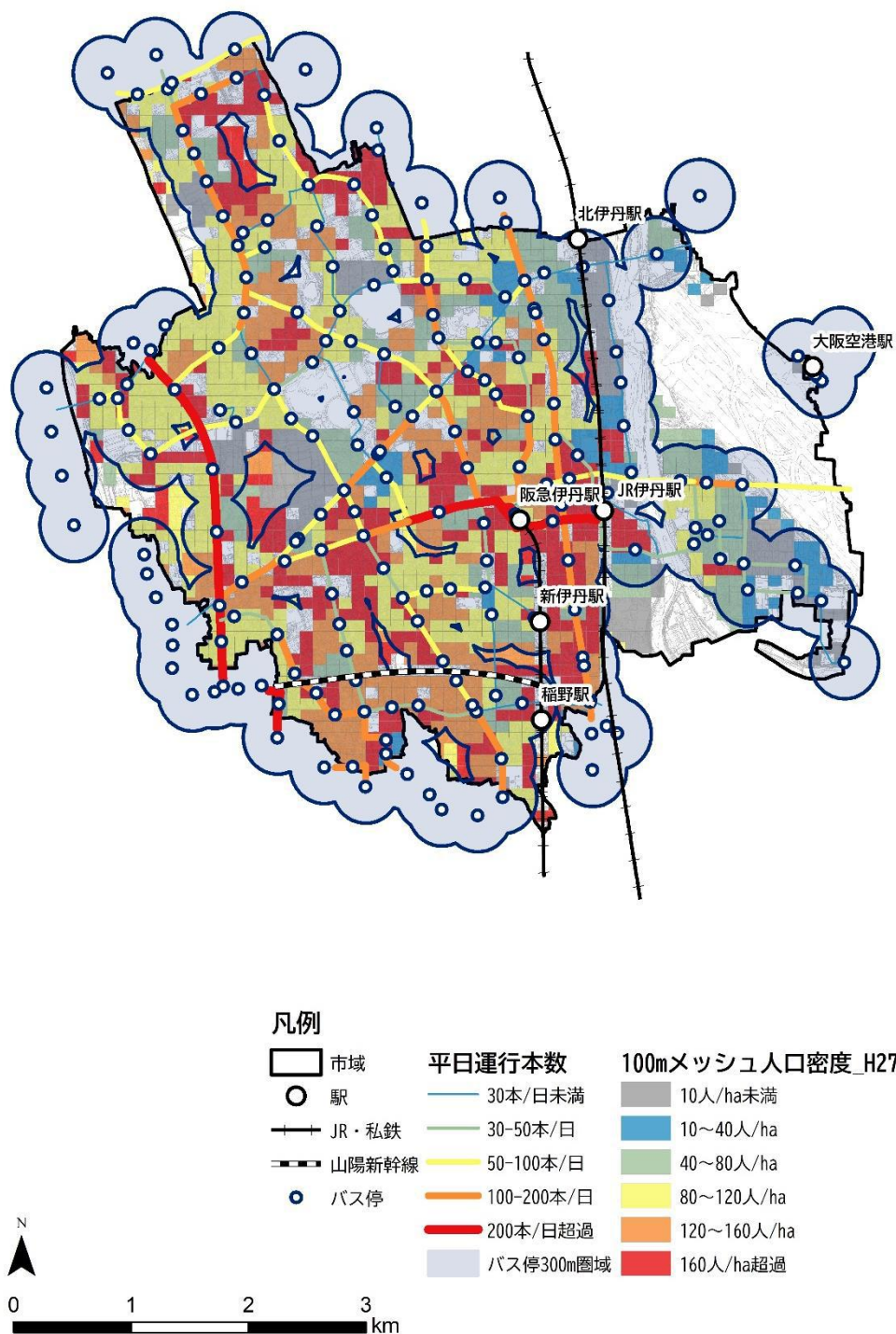
出典：都市計画基礎調査

図：土地利用現況(令和元年)

(3) 都市交通の動向

バス停圏域は市域を概ねカバーしており、人口密度の高いエリアを中心に運行頻度の高いバス路線が通っています。

隣接する宝塚市や尼崎市などと連続したネットワークが形成されています。



出典：総務省「国勢調査」（人口）、国土交通省「国土数値情報」（鉄道駅、鉄道網、市域）

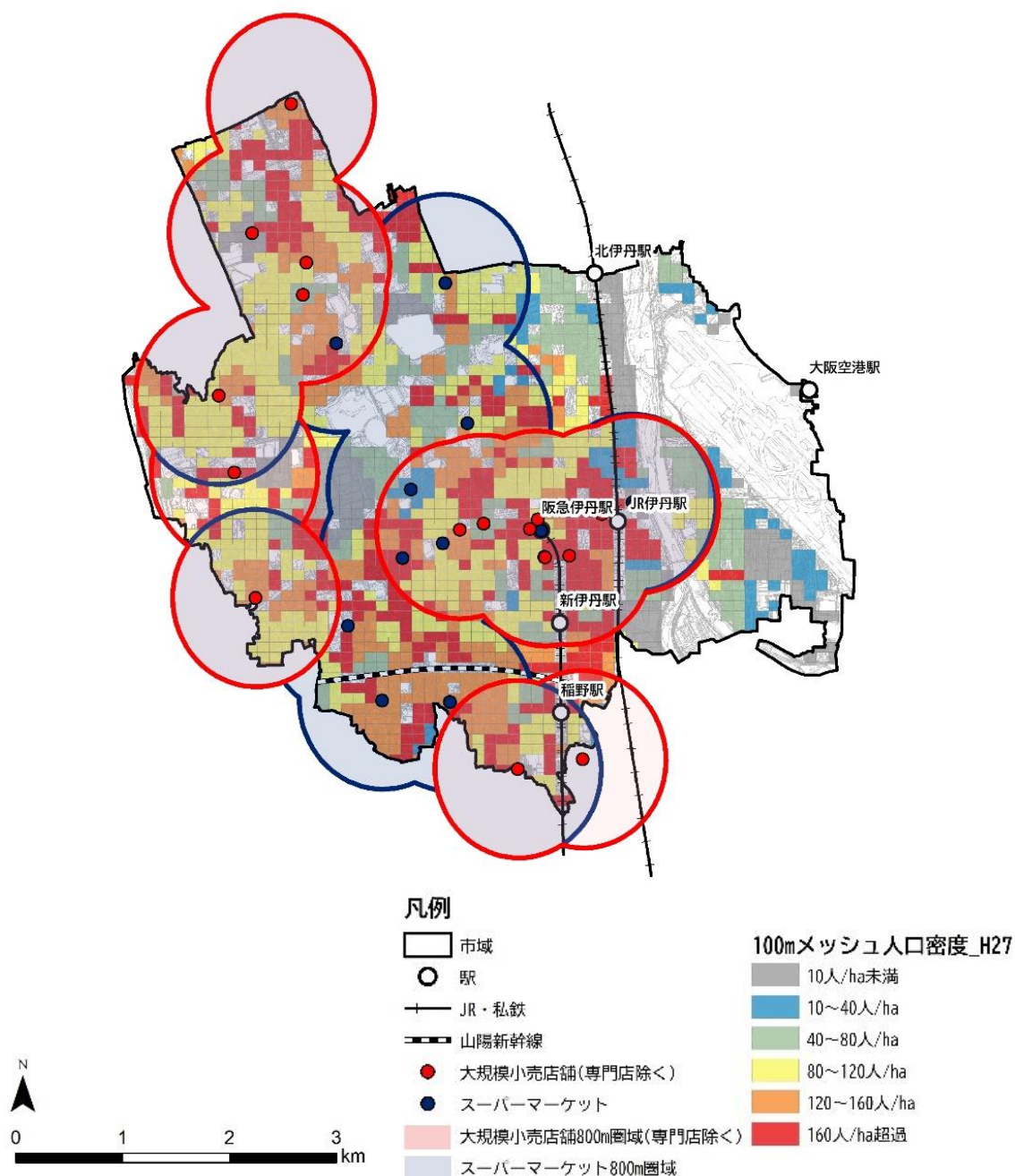
図：平日運行本数、バス停圏域

(4) 都市機能の動向

大規模小売店舗及びスーパーマーケットは市全域に分布しており、市内の人口密度が高い地域を中心にカバーしています。

病院・診療所は市内に数多く分布しており、市全域をカバーしています。

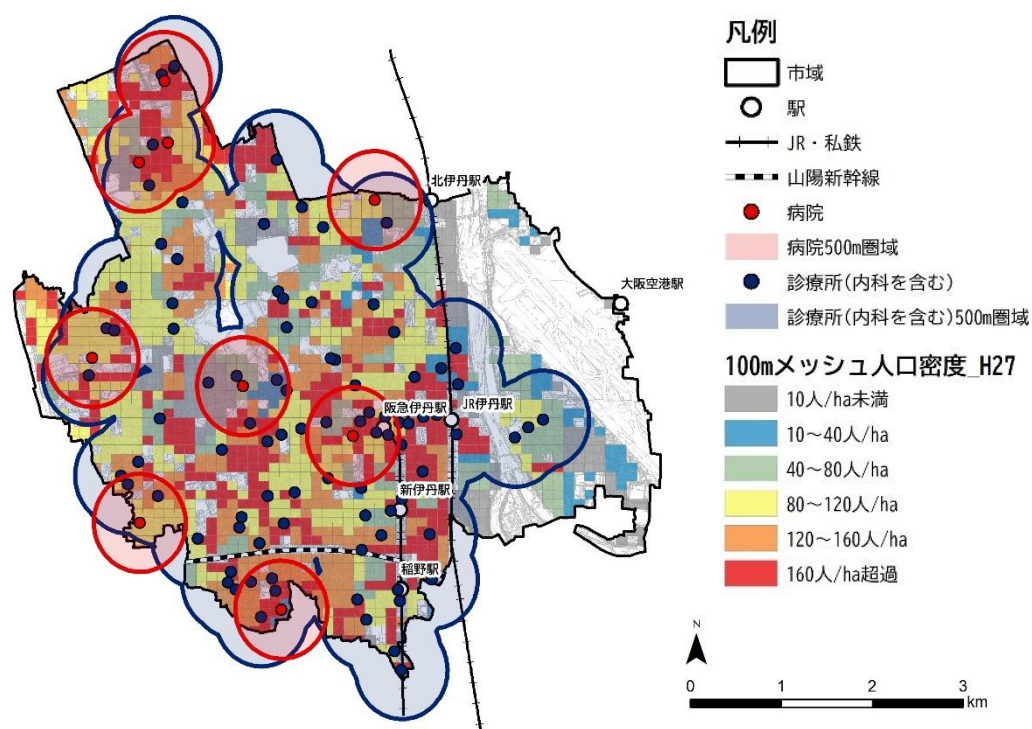
文化施設は各地域に分散して立地していますが、中心市街地には集中して立地しています。



出典：総務省「国勢調査」(人口)、国土交通省「国土数値情報」(鉄道駅、鉄道網、市域)、経済産業省「大店立地法届出の概要表」(大規模店舗)

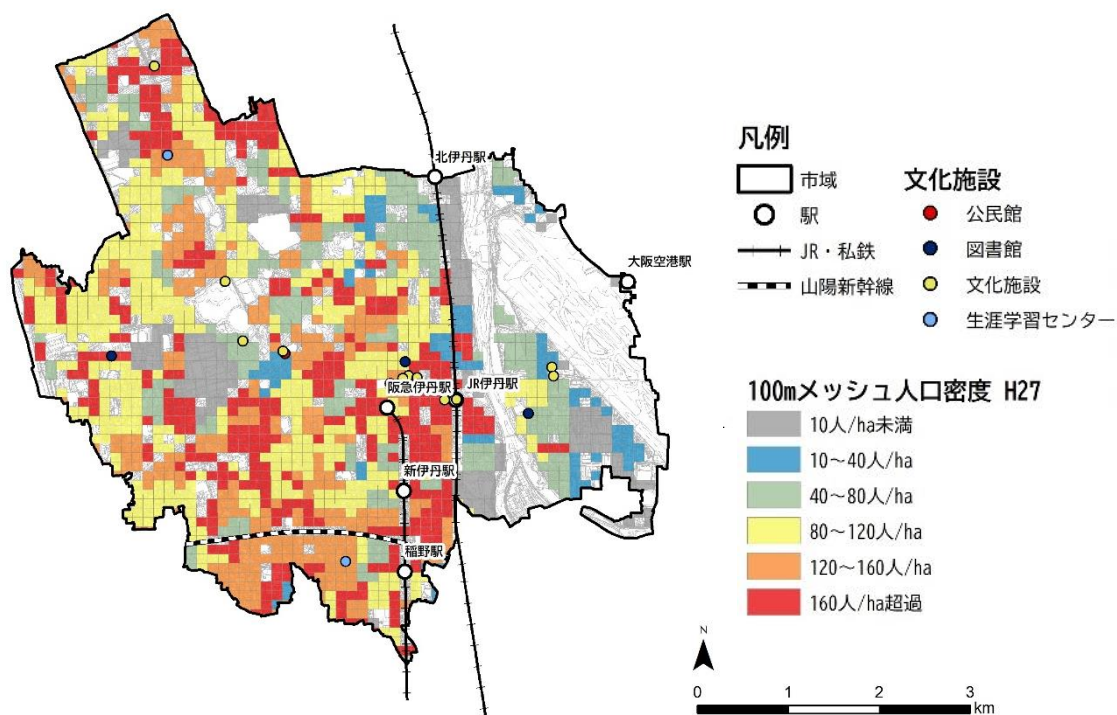
注：一般的な徒歩圏である800mで評価(「都市構造の評価に関するハンドブック-国土交通省」より)。

図：大規模小売店舗(専門店除く)及びスーパーマーケットの立地状況と圏域



出典：総務省「国勢調査」(人口)、国土交通省「国土数値情報」(鉄道駅、鉄道網、市域、病院、診療所)
 注：高齢者の一般的な徒歩圏である半径 500m で評価
 (「都市構造の評価に関するハンドブック-国土交通省」より)。

図：病院・診療所(内科を含む)の立地状況と圏域



出典：総務省「国勢調査」(人口)、国土交通省「国土数値情報」(鉄道駅、鉄道網、市域)、
 「伊丹市提供資料」(文化施設)

図：文化施設の立地状況

2. 都市づくりの課題

(1) 今後迎える人口減少と市域における人口偏在への対応

当面人口は横ばいで推移するものの、20 年先を見据えると人口減少とともに高齢者の増加が続く見込みであり、高齢者の多い地区が点在することになります。とりわけ、早くから市街化が進んだ戸建て住宅地において、高齢化率が 30%を超える地区が増加する見込みであり、人口構成が大きく変化することが予想されます。

生活を支える都市機能である商業施設や医療施設は一定人口密度がある地域を概ねカバーしており、利便性の高い市街地を形成していますが、人口減少や高齢化が進む中で、その環境をいかに維持するかが重要となります。

将来の人口構成を踏まえ、都市機能の配置や公共交通ネットワークのあり方など、誰もが住みやすい環境が持続できる都市構造を形成していくことが必要です。

(2) 公共施設・公共インフラの老朽化と更新

人口増加に対応するため、公共施設や公共インフラの整備を進めてきましたが、今後は、整備された公共施設・公共インフラを人口減少の中で効率的に維持・更新していくことが課題となっています。

「公共施設等総合管理計画」や「公共施設再配置基本計画」に基づき、施設の老朽化の状況や将来の人口見通しなどを踏まえ、計画的な維持・管理や再配置等の検討を進めていくこととなります。その際、持続的な都市構造の観点からも、中長期的な視点を持って施設配置等をマネジメントしていくことが必要です。

(3) 周辺市と差別化する都市魅力の充実・強化

都市核である中心市街地は、利便性を核に多様な都市機能の集積・強化を図っており、加えて様々な市民等によるにぎわいづくりの取り組みや歴史・文化を活かしたまちづくりなどにより、都市魅力の増進に寄与し、市内のみならず広域からも人を集める拠点となっています。また、伊丹市役所周辺の都市核においては、市役所の再整備等によりその機能が拡張されることとなり、文化施設等の移転も計画されています。

阪神間の周辺都市にも人を呼び込む拠点が多数ある中で、都市圏全体で人口減少が進む将来を見据え、伊丹ならではの特色をもった拠点を今後も引き続き形成していくことが必要です。

住宅系の土地利用、とりわけ共同住宅（マンション）の立地が相次ぎ、中心市街地の人口増加に寄与した他、工業系の土地利用の用途転換により商業施設の立地が進んでいます。しかしながら、本市は産業都市としての側面もあり、良好な操業環境の保全と住宅地環境との共存を引き続き図っていくことが必要です。

公園や文化施設など優れたストックを活用するとともに、市街地内に点在する農地

や自然などもうまく活かし、伊丹らしい住宅地を形成していく必要があります。

（４）公民連携・地域自治に向けた仕組みづくり

地域コミュニティの希薄化を背景に、小学校区を圏域とした地域自治組織単位でのまちづくりが進められています。また、中心市街地では元気な市民やまちづくり会社など様々なプレイヤーが活発に活動しています。

都市基盤の整備が概ね完了する中、まちづくりの推進役として住民、自治組織、事業者など民の役割が大きくなっており、今後更にその役割は増大することが期待されています。

様々な主体が活発に活動できるように、まちの課題の共有や情報の提供、活動の支援等、公民連携・地域自治に向けた仕組みづくりが必要です。

第2章 めざすべき都市像

1. 都市づくりの方向性

都市計画マスタープランは、本市の将来像の具体化を図るため、「第6次伊丹市総合計画」、兵庫県が定める「阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定めます。

【第6次伊丹市総合計画】（抜粋）

本計画では、将来像「人の絆 まちの輝き 未来へつなぐ 伊丹」の実現に向けて、次の6つの分野を政策の大綱として定め、効率的かつ効果的に施策を展開します。

1) 安全・安心

災害時に適切に対応できるよう、日頃より防災施設の整備・保全や消防・救急体制の強化に取り組みます。あわせて、市民・地域・事業者等による自助・共助の取組を支援し、まち全体の防災力の向上を目指します。

ハードとソフトの両面から交通安全や地域防犯に取り組むことにより、市民の生命や財産・暮らしを守り、誰もが安全・安心を感じながら暮らすことのできるまちの実現を目指します。

2) 育ち・学び・共生社会

子どもたちの健やかな育ちや学びを支えるとともに、出産や子育てをしやすい環境の整備を進め、社会総がかりでまちの未来を担う人づくりに取り組みます。また、生涯学習・スポーツを通じて市民が交流し、生きがいをもって地域で活動できるよう支援します。さらに、多様な価値観や考え方を互いに認め合いながら共に暮らすことのできる人権の守られるまちの実現を目指します。

3) 健康・医療・福祉

誰もが地域の中で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療や保健、福祉の連携と充実を図り、市民の生活を包括的に支援する体制の整備に取り組みます。また、あらゆる世代の主体的な健康づくりへの支援や、地域で必要な医療を受けることのできる体制づくりを進め、いつまでも健やかに、生き生きと暮らすことのできるまちの実現を目指します。

4) 市民力・にぎわい・活力

まちづくりの担い手の発掘や人材育成に取り組むとともに、地域自治組織による地域自治の推進、多様な市民活動団体への支援を行い、市民力・地域力が発揮できる環境づくりを進めます。また、地域産業の振興、雇用の創出、地域資源の掘り起しや発信に取り組み、今後も持続的に成長・発展する、にぎわいと活力あるまちの実現を目指します。

5) 環境・都市基盤

地球環境に配慮した良好な環境の保全に取り組み、ごみの減量や再資源化など、資源循環型社会の形成を進めるとともに、自然環境を次の世代に引き継ぐため、生物多様性の保全・再生の取組を推進します。また、道路や公園、上下水道等の整備や維持管理、鉄道やバス、自転車などによる地域の移動手段の確保等、快適でうるおいのあるまちの実現を目指します。

6) 参画と協働・行政経営

市民の市政への参画や市民との協働を基本に、市民とともにまちづくりを進めます。また、施策の優先順位付けや選択と集中により、健全な行財政運営に努めます。さらに、ICT（情報通信技術）※を活用した市民サービスの向上や、国・他の自治体との連携など、少子高齢化が進展しても、将来にわたって安定的な公共サービスを維持できるような基盤づくりに取り組みます。

【ICT（情報通信技術）】Information and Communication Technology の略。情報通信技術の総称でコンピュータ・インターネット・携帯電話等を使う情報処理や通信に関する技術。

【阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針】（抜粋）

安全・安心で魅力あるまちづくりを総合的に展開するための県の基本的な考え方を明らかにした「まちづくり基本方針」に即し、地域が主役となった持続可能な地域の形成に向けた都市づくりを進める。

(1) 安全・安心

南海トラフ巨大地震等に備えた都市機能の確保と迅速な復興への対策、誰もが安心して暮らせる環境整備など、まちの安全・安心の確保

(2) 環境との共生

住宅やまちの低炭素化、省資源化、エネルギーの自給と、自然環境や生物多様性の保全再生などによる環境との共生

(3) 魅力と活力

地域の宝や個性の再発見と発信による地域の魅力づくりと、人口減少期に適合した都市機能の集約や地域の実情に応じたきめ細かな土地利用調整による地域活力の増進

(4) 自立と連携

人と人、地域と地域の交流や連携の促進による持続人口（定住人口＋交流人口）の確保と地域の自主・自立

2. 都市づくりの基本的な視点

(1) 成熟社会に適応した持続性ある都市空間の誘導

人口微増のなかで今後の人口減少を視野に入れ、これまでの拡大とは異なり持続性のある都市空間づくりが必要となっています。持続可能な開発目標（SDGs）により、都市づくりにおいても持続性が求められるとともに、他分野との横断的・統合的なアプローチも必要となっています。低炭素社会・地球温暖化への対応も求められる中、次世代に良好な都市環境を引き継ぐべく、自然やみどりの充実や農地の積極的な保全・活用が求められます。

成熟社会においては将来的な都市のあり方を念頭において、都市機能を適正に配置していくことが求められ、それによって都市空間にゆとりを確保しつつ、まちなかに豊かで安心できる生活空間の充実を図ります。

都市機能の適正な配置のポイントとなる拠点（核）と、拠点と拠点をつなぐ軸の設定、それに向けた適切な誘導が必要となっています。これまでの都市核に加え生活空間の維持を図るため地域拠点の適正な配置を行います。

(2) 安全・安心な都市空間の形成

平成6年9月の大水害、平成7年1月の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、道路や公園などの整備を進めてきました。平成30年6月の大阪北部地震の発生や局地的な集中豪雨が多発する中、都市の防災性の向上が一層求められています。災害などから市民の暮らしを守るため、都市基盤の適正な維持・保全・充実により都市の防災性と安全性を高め、誰もが安全で安心できる都市空間の形成を図ります。

さらに、公共施設や商業施設、交通環境等生活を支える社会基盤を集約したコンパクトなまちづくり※に取り組むなど誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

【コンパクトなまちづくり】 徒歩圏内に多様な機能やサービスを集積する考え方。

(3) 歴史を継承した個性と魅力の創造

歴史・文化を受け継ぎ、引き継ぐため、魅力ある都市環境と空間を創造します。歴史的景観や自然的景観などを守り、育て、創ることで個性的な都市づくりを進めます。また魅力ある住宅市街地を形成するため、都市の緑化を進めるとともに、自然環境を保全し、水と緑や昆虫・小動物などと触れあうなど人と自然の共生を図り、うるおいのあるまちを創ります。

また、市域に広く分布する農地を魅力資源として積極的に捉え、市街地における貴重な緑地として都市の中の有効な土地利用の一形態として位置づけます。

（４）公民連携によるまちづくりの推進

まちづくりには、市民や地域団体、NPO、事業者、行政が各々に役割を分担し、その担い手として主体となって活動するとともに、相互に協働していくパートナーシップの関係性の構築が重要です。とりわけ、成熟都市として都市基盤の整備が概ね形成される中、まちづくりの担い手として民間主体の役割が拡大し、PPP（公民連携、パブリック・プライベート・パートナーシップ）※として行政と民間事業者が協働で様々なサービス、事業に取り組む枠組みも加速しています。

地域においては、住民や自治組織など地域コミュニティ※の役割が大きくなり、地域の実情・課題に応じた自治を展開し、行政がそれを支援する動きが拡大しています。様々な主体が地域の課題を共有し、自らの役割を理解しながら、パートナーシップによるまちづくりを推進しています。

市民・事業者などの参画が得られるよう情報や場の提供を行うとともに、まちづくりが円滑に進むような支援・調整の枠組みを整備します。また、市民の生活圏にあった政策課題の解決のため、県や近隣自治体等との効果的な連携を図ります。

【PPP（公民連携、パブリック・プライベート・パートナーシップ）】行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図る仕組み。

【コミュニティ】共同体。地域社会。共同生活体。

※市においても、「伊丹市協働の指針」（平成 25 年 3 月策定）や、「PPP（公民連携）の基本的な考え方」（平成 26 年 3 月策定）、「伊丹市行財政プラン（平成 28 年度～平成 32 年度）」（平成 28 年 3 月）に基づき、PPP（公民連携）の推進に努めているところです。

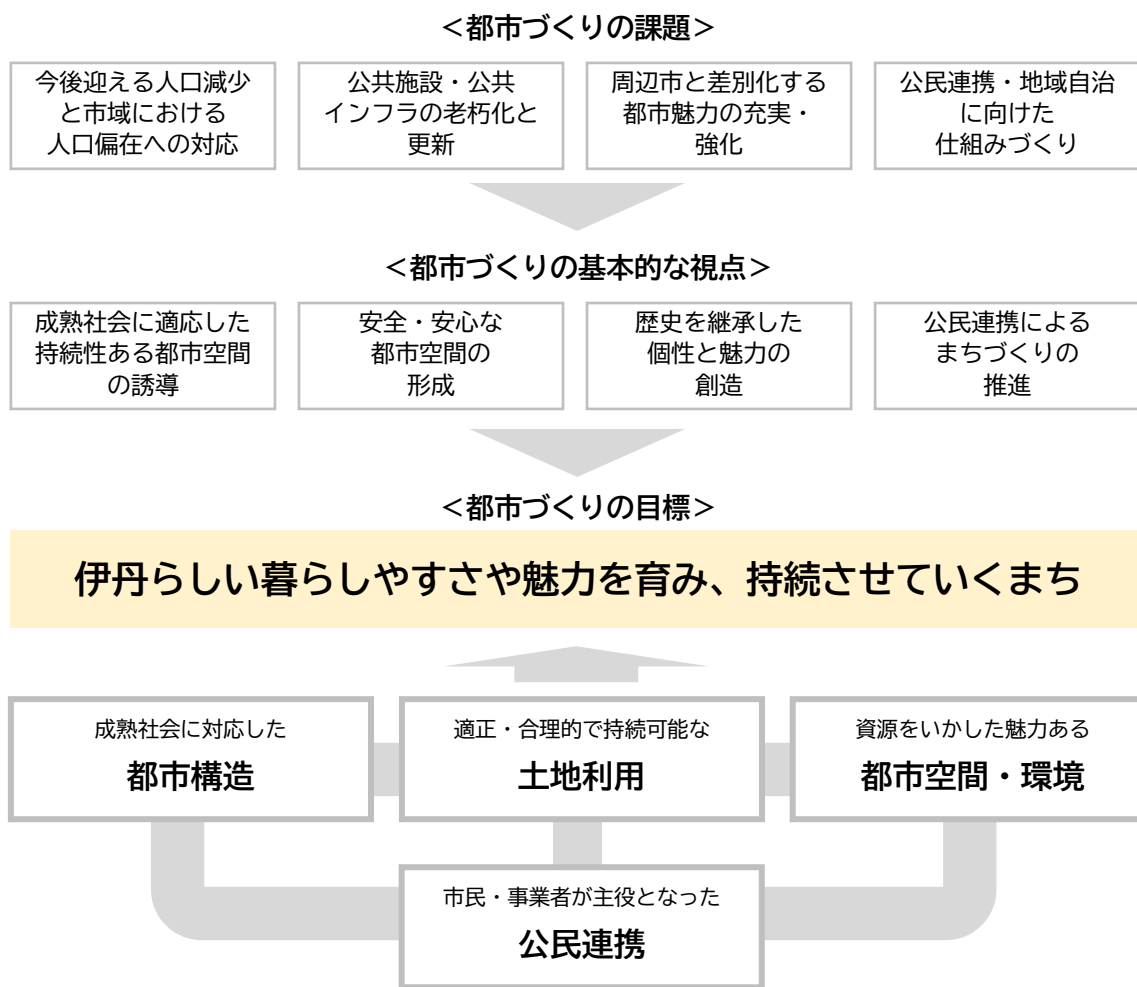
3. 都市づくりの目標

本市は、まちがコンパクトで身近な範囲で利便性が高い暮らしが享受でき、猪名川・武庫川や昆陽池・瑞ヶ池など、都市部にありながら身近に触れられる自然、伊丹郷町などの豊かな歴史、文化が薫るまちなみなど、多様で個性ある資源がまちの中に溶け込んでいます。市内には住宅地だけでなく、大規模な商業施設や工場など経済・雇用を支える産業があり、元気なまちづくりの担い手・プレイヤーも市内の様々な場所、拠点で活動を展開しています。

これまで市民生活の向上や安全・安心の都市基盤の整備を着実に進めながら、これらの伊丹らしい豊かな蓄積を今に活かしたまちづくりに積極的に取り組んできた結果として、本市の暮らしやすさ・魅力につながっており、引き続き育み・伸長させるとともに、将来にわたって誰もが安心した暮らしができる持続あるまちづくりを目指すため、都市づくりの目標を次の通りとします。

「伊丹らしい暮らしやすさや魅力を育み、持続させていくまち」

その実現に向け、「成熟社会に対応した都市構造」を持ち、「適正・合理的で持続可能な土地利用」が行われ、「資源をいかした魅力ある都市空間・環境」が確保された持続的発展が可能なまちづくりを「市民・事業者が主役となった公民連携」のもと進めていきます。



図：都市づくりの目標



まちがコンパクトで、
身近な範囲で利便性が高い暮らし



都市部にありながら、
身近に触れられる自然



伊丹郷町などの豊かな歴史文化が
薫るまちなみ



元気な産業、まちづくりの担い手・
プレイヤー

4. 成熟社会に対応した都市構造

現在の都市構造を維持しながらも、成熟社会に対応し、人口減少等に備えた持続性ある都市構造として強化する必要があります。そのため、本市の活力を牽引する商業、業務、生産活動などの必要な機能が集積する拠点としての「都市核」の充実を図り、さらに日常の暮らしの持続性を支える「地域拠点」の形成を図ります。また、拠点同士をつなぐ都市の骨格となる「都市軸」の形成を図ります。

自然的環境等を保全し、本市のうまい魅力を増進するための拠点となる「自然アメニティ核」、水とみどりがネットワークする「自然アメニティ軸」を充実し、成熟社会にふさわしい都市構造の確立を図ります。

(1) 都市核

さまざまな都市機能が集積した市全体の持続的な活力・発展を創造する都市活動の中心の拠点です。都市機能の維持とともに更新、再配置等を行い、拠点性を向上させます。

阪急伊丹駅から JR 伊丹駅にかけての中心市街地を「商業・業務、文化、交通の中心核」として、市役所、警察署、保健所等の行政サービス施設や医療・福祉施設が集積した地域を「行政・福祉サービスの中心核」として位置づけ、整備・誘導を図ります。

(2) 地域拠点

日常生活を支える都市機能として商業・生活サービス、交通などが適正に配置され、徒歩や自転車等で移動できる範囲の生活圏を支える拠点です。

公共施設（支所・分室や文化施設等）を中心とした行政機能を有する場所を地域拠点として設定し日常の行政サービスや暮らしの持続性を支えます。

(3) 大阪国際空港

国内の貨物輸送・旅客運送を担う拠点空港（基幹空港）であり、国によって設置され、民間事業者が運営しています。本市では隣接する敷地に大阪国際空港周辺緑地（伊丹スカイパーク）を開設するなど市の内外から多くの人が訪れるスポットとして整備しています。

空港との歴史的経緯を踏まえ、引き続き環境と安全の問題には万全を期すとともに、将来にわたり空港を本市の発展に重要な役割を果たす地域資源として、最大限活用していきます。

(4) 都市軸

幹線道路沿いなどに産業、文化的機能が連続して集積し、人・ものの動きやにぎわいのある軸です。

幹線道路は、災害時における大規模火災の延焼遮断帯※の役割を担うとともに、避難路や緊急物資の輸送路となるなど、都市の安全で安心な市民生活を保障するうえでも重要です。

これまで整備を図ってきた3本の広域都市軸と2本の地域都市軸について、引き続き維持・充実を図ることで都市の骨格を形成します。

【延焼遮断帯】火災の拡大を防ぐ、道路や緑地などによる帯状の空間。

<広域都市軸（主に広域交通機能を受け持つ都市軸）>

東西主軸（（都）西国街道線（国道171号））

（都）西国街道線（国道171号）は、本市の中央部を東西に貫いており、西宮市、尼崎市西部から、昆陽寺、行政・福祉サービスの中心核、緑ヶ丘公園、猪名川を経て池田市方面へ、さらには神戸、京都へ通じており、名神高速道路や中国自動車道など、国土交通軸とネットワークする広域的な自動車交通を担う路線です。また、災害時において災害応急対策活動の主軸となる他、避難路、延焼遮断機能を持つ、広域防災帯としての機能をもっています。

中心市街地が鉄道利用による本市の玄関口であるのに対し、東西主軸は自動車交通における本市の玄関口ともなる都市軸です。

南北主軸（（都）尼崎港川西線）

（都）尼崎港川西線は、本市の中心市街地と尼崎市、川西市の中心市街地をつなぐ、阪神地域における重要な南北交通を担う路線です。また、通称産業道路と呼ばれているように、JR宝塚線沿いに立地している工業地への主要なアクセス道路となっています。

沿道型サービス施設が連続して立地していますが、中心市街地沿道部においては、みやのまえ文化の郷（美術館、柿衛文庫、工芸センター、伊丹郷町館〔旧岡田家住宅・酒蔵、旧石橋家住宅〕）、酒蔵レストランや事務所などが集約して立地していることから、歴史性を活かしたにぎわいのある本市のシンボリックな沿道地区と良好な沿道景観のある都市軸の充実が必要です。

西部南北軸（（都）尼崎宝塚線）

（都）尼崎宝塚線は、本市の西部を南北に縦断し、尼崎市と宝塚市の中心市街地を結んでおり、阪神地域における重要な南北交通を担い、中国自動車道宝塚インターチェンジへの主要なアクセス道路となっています。

東西主軸との交差部や宝塚市境界附近に商業施設の集積があり、本市の西部地域におけるにぎわいのある都市軸として整備を図ります。

<地域都市軸（広域都市軸を補完し、主要な施設を連携する地域に密着した都市軸）>

中央東西軸（（都）伊丹飛行場線）

（都）伊丹飛行場線は、本市の中心市街地を通り、東西主軸上の昆陽寺から豊中市へ市域を東西に横断しており、商業・業務、文化、交通の中心核と行政・福祉サービスの中心核及び神津地区を連絡する主要な路線となっています。

特に、中心市街地沿道部においては、快適でにぎわいのある本市のシンボリックな沿道として、市内から大阪国際空港へのメインアクセス機能を持った、快適で利便性のある都市軸です。

中央南北軸（（都）塚口長尾線）

（都）塚口長尾線は、尼崎市からラストホール、行政・福祉サービスの中心核、昆陽池公園、荒牧バラ公園など特色ある施設を連絡しながら、宝塚市に通じています。災害時には、物資輸送路、延焼遮断帯として、猪名川、武庫川、天神川の南北の広域防災帯を補完する機能をもっています。

市域の中央部を南北にもっとも長く縦断し、本市の背骨ともいえる都市軸であり、沿道の特色ある施設や商業、サービス施設などの立地とあいまって、親しみのある都市軸として充実を図ります。特に、昆陽池公園沿道等においては、自然的環境を活かしながら、うるおいとやすらぎのある沿道環境の充実を図ります。

（５）自然アメニティ核

公園緑地など、まちなかにゆとりやうるおいを提供し、自然的な環境を保全・再生する拠点です。

<公園緑地核>

昆陽池公園、瑞ヶ池公園、緑ヶ丘公園の広い水面を有する３つの公園を中心とした大規模な緑地です。

（６）自然アメニティ軸

水やみどりなど固有の自然的環境が連続して存在し、都市生活にうるおいやすらぎを与える軸です。

<親水軸>

猪名川親水軸・武庫川親水軸

本市の東部及び西部を南流する猪名川、武庫川の両河川は、阪神地域においても自然が実感できる貴重な空間です。河川敷は、自然環境を残した緑地空間の保全などを行い、親水性のある広域的なアメニティ軸として充実を図ります。

<グリーンライン>

中央グリーンライン

昆陽池公園、瑞ヶ池公園、緑ヶ丘公園の広い水面を有する３つの公園を核とし、猪名川、武庫川両河川間を、駄六川、中心市街地の歩行者優先道路、猪名野神社、伊丹緑地、天神川でネットワークし、あわせて、緑ヶ丘風致地区、昆陽池風致地区による緑豊かな住宅地の広がりを形成することにより、グリーンラインとして充実を図ります。

北部グリーンライン

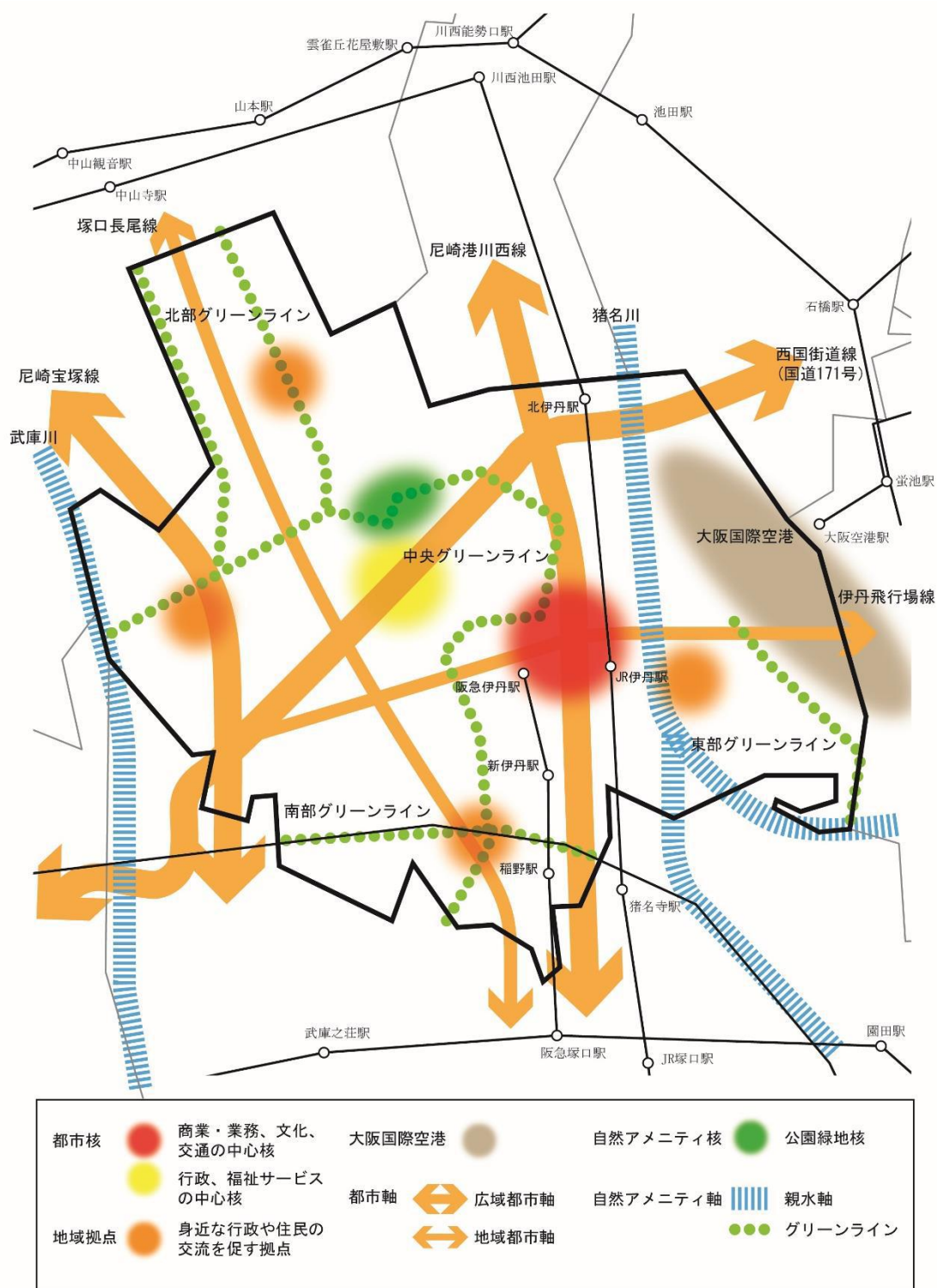
荒牧バラ公園、スポーツセンター、黒池、西池などを、天神川、天王寺川の河川緑道によりネットワークし、市北部のグリーンラインとして充実を図ります。

南部グリーンライン

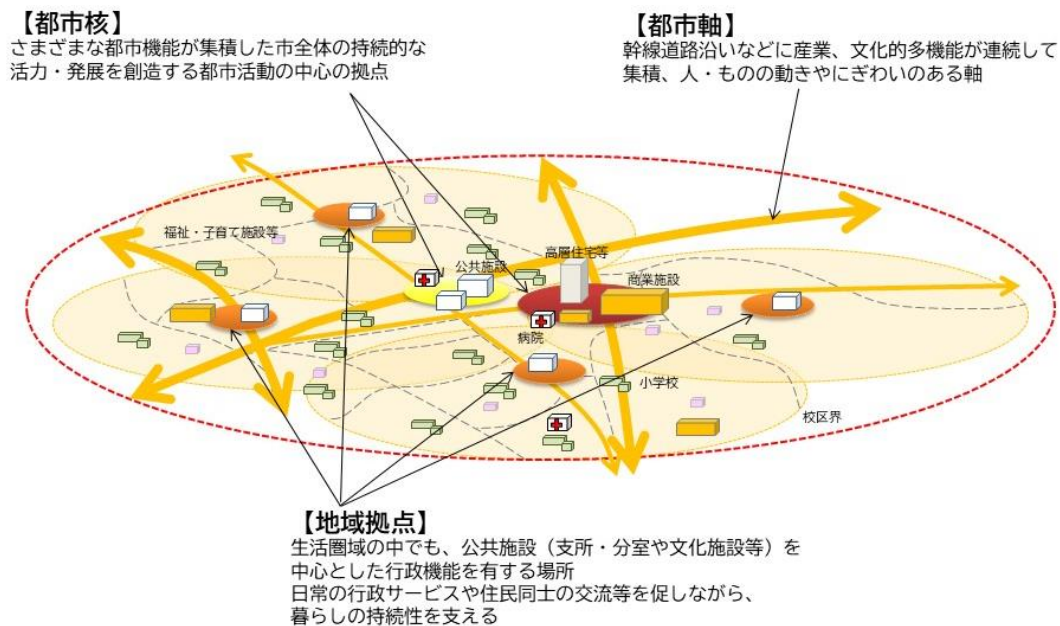
児童会館、ラスタホールなどの公共施設を金岡川の緑道で結び、新幹線側道の緑の帯とネットワークすることによって、市南部のグリーンラインの充実を図ります。

東部グリーンライン

猪名川から西桑津公園、こども文化科学館、大阪国際空港周辺緑地（伊丹スカイパーク）、スカイランド HARADA をネットワークし、再び猪名川と結ぶ、市東部のグリーンラインの充実を図ります。



図：都市構造図



図：都市核と地域拠点のイメージ

表：都市核・地域拠点と施設等との関係

位置づけ		拠点となる施設（公共施設ほか）
都市核	商業・業務、文化、交通の中心核	JR 伊丹駅、阪急伊丹駅 みやのまえ文化の郷 （美術館・工芸センター・柿衛文庫・伊丹郷町館） ことば蔵（図書館） 東りいたみホール（文化会館）、伊丹アイフォニックホール（音楽ホール）、アイホール（演劇ホール） 商店街・大規模商業施設
	行政、福祉サービスの中心核	市役所、中央公民館 その他官公庁施設（警察署、簡易裁判所、県伊丹庁舎など） 伊丹病院、阪神北広域こども急病センター いたみいききプラザ、地域包括支援センター、アイ愛センター（障害者福祉センター）
地域拠点	身近な行政や住民の交流を促す拠点	きららホール（北部学習センター・図書館北分館・市役所北支所）
		ラストホール（生涯学習センター・笹原・鈴原地域包括支援センター、図書館南分館）
		神津交流センター（神津児童館・図書館神津分館・市役所神津支所）
		イオンモール伊丹昆陽（市役所西分室、図書館西分室）

5. 適正・合理的で持続可能な土地利用

市域がコンパクトで、山地や臨海部など新たな市街地の拡大が可能な土地のない本市において、他市にもまして土地は限られた資源であり、都市の持続的発展の見地から、適正かつ合理的で持続可能な土地利用を進めていく必要があります。

住宅地、商業・業務地、工業地、自然・緑地・農地を位置づけ、それぞれの土地利用の目標を設定し、充実を図ります。

それぞれの地域に応じた良好な市街地環境の形成を図るため、地域の特性に応じた地域地区の指定等を行い、適正・合理的で持続可能な土地利用を誘導します。

(1) 住宅地

安全で豊かな生活を営め、魅力ある住宅地の形成を目指します。計画的に開発された戸建て住宅地における良好な住環境の保全や、旧集落におけるまちなみ景観の保全・整備、土地地区画整理事業※などが実施された地区における良好な住環境の形成、沿道地区における背後の住宅地の住環境の配慮、建物高さの誘導等を図ります。

周辺住宅地の生活環境などに大きな影響を与える大規模集客施設については、兵庫県の「広域土地利用プログラム」に基づき適正な立地誘導・抑制を行います。

【土地地区画整理事業】土地の利用形態の変更及び、道路や公園など公共施設の新設または変更を行う事業。

(2) 商業・業務地

阪急伊丹駅、JR 伊丹駅周辺の中心市街地を商業・業務、文化、交通の中心核とし、多くの市民や来街者が回遊し、にぎわいと魅力ある商業・業務地として充実を図ります。また、特徴ある市街地景観の形成やまちなみ環境に配慮した適切な土地利用の誘導に努めます。

主要な道路交差部や駅周辺部、幹線道路沿道の最寄品中心の商店が集積した地域拠点等については、日常生活の拠点として、周辺住環境と調和した親しみのある近隣商業地の形成を図ります。

(3) 工業地

主に JR 宝塚線沿線、大阪国際空港周辺、(都)西国街道線（国道 171 号）以北に一団となった工業系・物流系の産業集積地は都市づくりの経済的な基盤として都市活力を牽引しており、引き続き保全を図るとともに、工場等跡地が引き続き工業系土地利用として継承されるよう誘導を図ります。

工場と住宅などが混在している地域においては、工場用地としての操業環境と生活環境の共存を図るべく、工業の利便を増進する区域であることを前提としながら、適切

な区分や配慮等を行うよう努めます。

周辺工場地の操業環境などに大きな影響を与える大規模集客施設については、兵庫県の「広域土地利用プログラム」に基づき立地を抑制します。

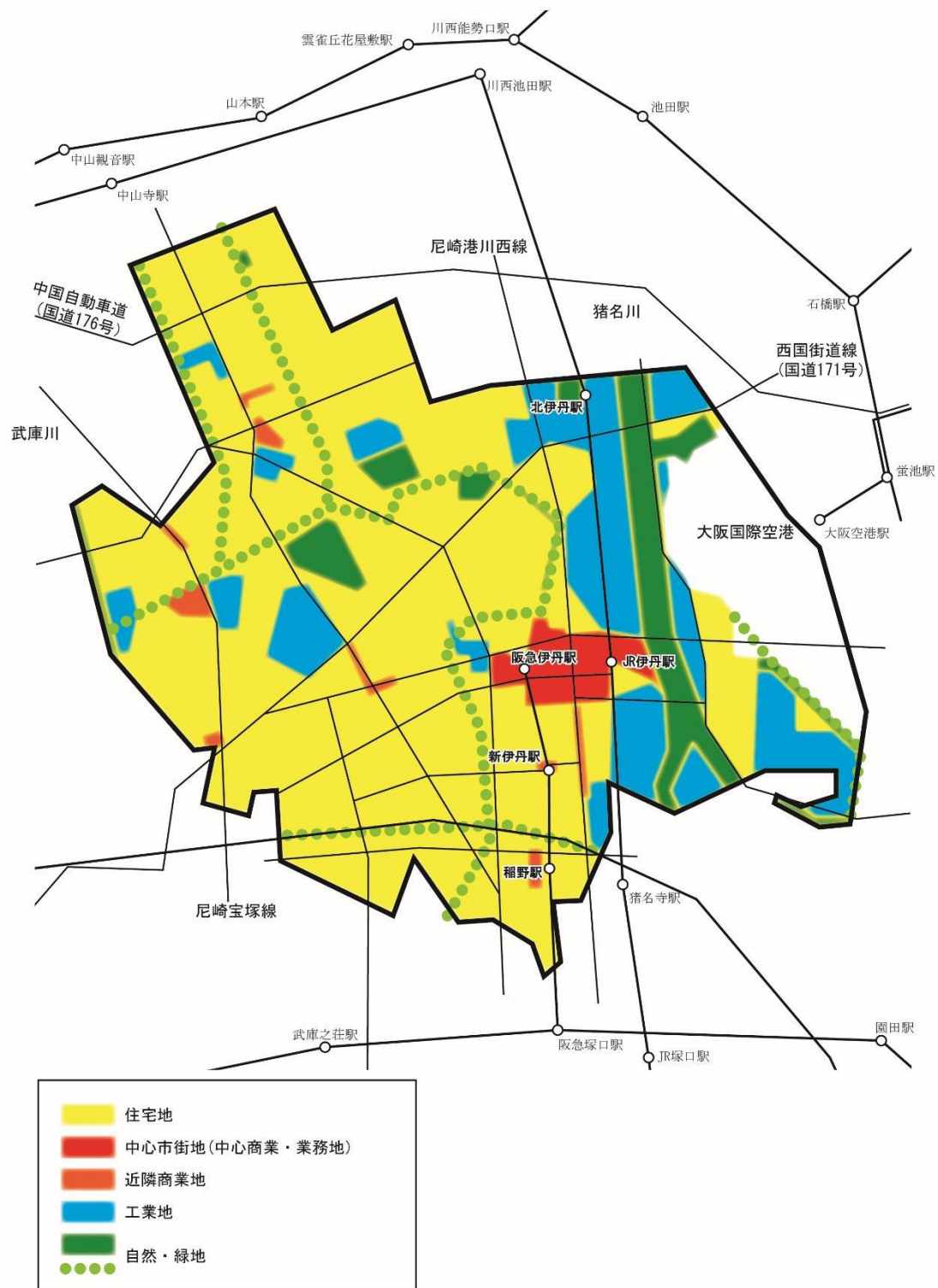
大規模工場跡地の発生が見込まれる場合は周辺環境への影響も考慮し、土地利用転換等への適切な対応を図ります。

(4) 自然・緑地・農地

水やみどりなどの自然的空間は、ゆとりや豊かさを演出し、良好な都市景観を形成する重要な要素で魅力ある都市を構成する役割を担うもので、適正に維持・保全を図ります。

市内に分布する農地は、新鮮な農産物を供給する役割を有するだけでなく、都市の貴重な緑地、開放的な空間であり、雨水の保水・出水調整など都市の水循環を担う機能やヒートアイランド現象の緩和等の機能を果たすほか、防災や良好な景観の形成といった機能を発揮しており、農地を都市に「あるべきもの」として位置づけ計画的に保全を図ります。

計画的に農地を保全するため、生産緑地地区の指定を継続するとともに、土地所有者の意向を前提として新たな生産緑地地区の指定を行っていきます。また、指定後 30 年が経過する生産緑地地区については、引き続き計画的に保全を図るため、積極的に特定生産緑地の指定を行います。



図：土地利用図

6. 資源をいかした魅力ある都市空間・環境

本市には、貴重な自然的資源や歴史的資源などが残され、これまで人々の創意工夫やたゆまぬ努力によって、守り育てられてきました。今後も、これらの地域資源や環境を次世代に引き継いでいくとともに、まちづくりの中で活かしながら、都市の個性や魅力づくりを進めています。

(1) 自然的空間

貴重な自然的資源である猪名川や武庫川をはじめ、昆陽池、瑞ヶ池、緑ヶ丘公園、伊丹緑地など水とみどりの自然的資源の保全・整備を図るほか、これらを相互にネットワーク化し、市民が親しめる自然的空間の創出を図ります。

風致地区の指定により、みどり豊かな風致環境を維持し育成するとともに、さまざまな機能を有する農地については都市にあるべきものとして生産緑地制度等を活用し、積極的に保全を図ります。

公園緑地や街路樹の整備、工場緑化、宅地内緑化などにより都市緑化の創造とともに、親水空間の保全と活用により、みどり豊かでうるおいのある快適な都市環境の創出を目指します。



（２）歴史的空間

旧伊丹郷町に位置する有岡城跡、岸の砦（猪名野神社）、酒蔵や旧大坂道沿道、また伊丹廃寺跡、昆陽寺山門などの文化財、旧西国街道や多田街道沿道、農地や鎮守の森と一体となった旧集落などの歴史的資源は、長い伊丹の歴史を現在に伝えるものです。

歴史的建築物やまちなみの保全を図りつつ活用し、伊丹らしい景観、空間形成を図ります。

今後とも歴史的資源を十分に評価し、その保全や活用を図り、まちづくりの中に引き継いでいくことにより、伊丹の個性の創出を目指します。



（３）市街地空間

本市を特徴付ける自然的空間、歴史的空間を積極的に位置づけつつ、身近な生活の中の資源等にも着目し、それらを含めた周辺環境と調和した快適な市街地空間の形成を図ります。

公共建築物や民間の大規模建築物、道路・公園などの公共施設の整備にあたっては資源循環・省エネルギーや住環境など周辺への影響に配慮し、周辺環境との調和を図り、人にも自然環境にもやさしい市街地空間の創出を目指します。



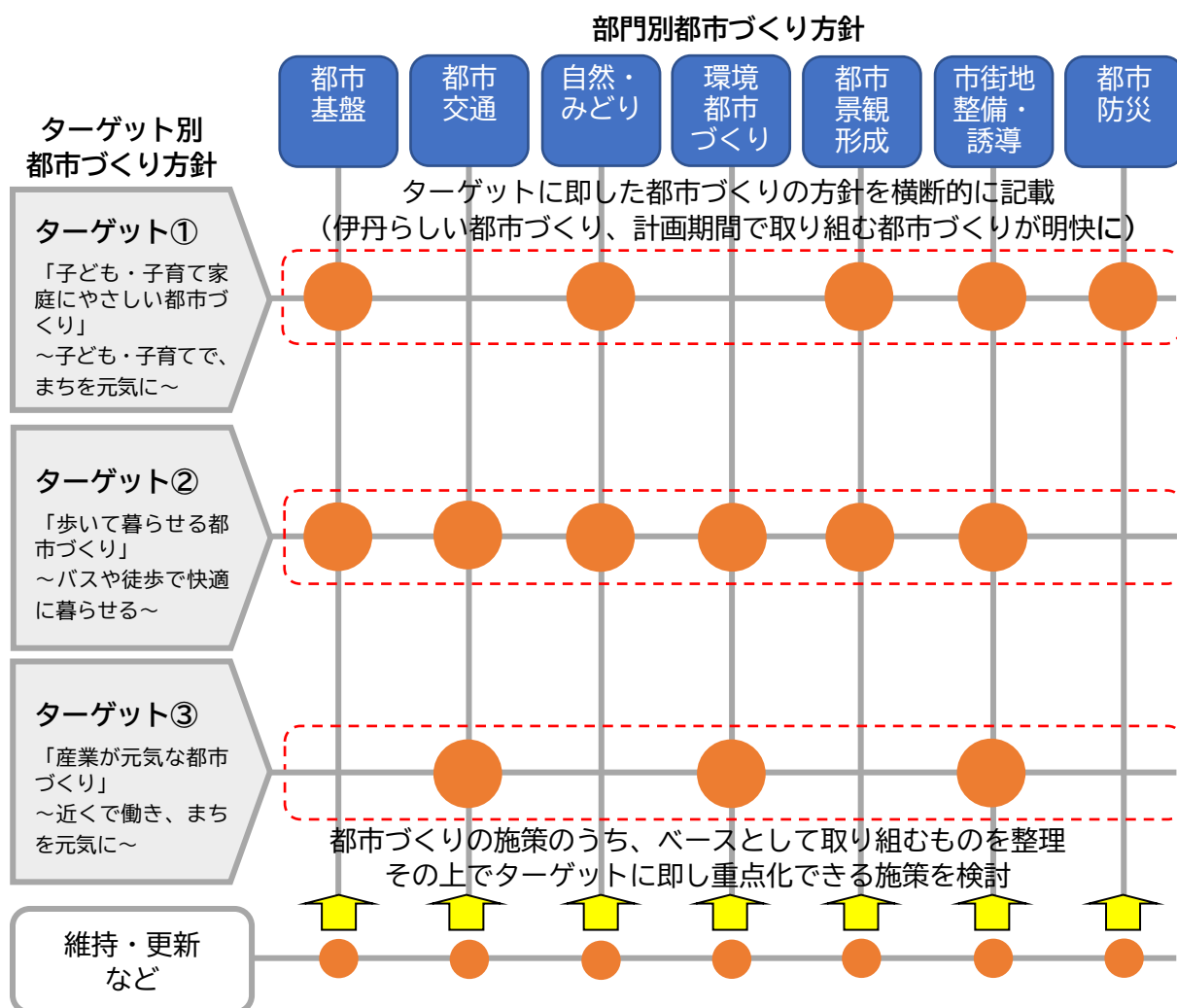
第3章 ターゲット別都市づくり方針

ターゲット別都市づくり方針とは

都市づくりにおいては、都市全体での現状分析のもと持続可能性を確保するために最も懸念される課題とその課題に対応できるよう目指すべきまちづくりの方針（ターゲット）を定めることが重要です。

特に、都市づくりにおける資源は有限であるなか、今後の人口減少期を見据え、総花的な施策展開は困難であり、都市づくりの取り組みに集中と選択が求められています。

また、横断的な視点での都市づくり方針を示すことで、各分野での取り組みがストーリー立てられ、同じ方向性を確保することができ、わかりやすく理解することができま



図：ターゲット別都市づくり方針と部門別都市づくり方針の関係性

1. ターゲット設定の視点

(1) 時代潮流を踏まえた都市づくりの視点

【本格的な人口減少社会の到来】

国土交通省「国土のグランドデザイン 2050」（平成 26 年（2014 年）7 月）において、「急激な人口減少、少子化」、「異次元の高齢化の進展」、「都市間競争の激化などグローバル化の進展」、「巨大災害の切迫」、「インフラの老朽化」、「食料・水・エネルギーの制約、地球環境問題」、「ICT の劇的な進歩など技術革新の進展」などの視点が示され、国土づくりの方向性を定める「国土形成計画」（平成 27 年 8 月閣議決定）において「対流促進型国土」の形成を図ることとされました。

【インフラ・公共施設等の老朽化への対応】

総務省「公共施設等の総合的かつ計画的な管理による老朽化対策等の推進」（平成 26 年（2014 年）1 月）で示された内容を踏まえ、各地方公共団体で公共施設等の老朽化への対応のため、総合的かつ計画的な管理に向けた計画策定を進めていくこととなりました。

本市においても、「伊丹市公共施設等総合管理計画」（平成 27 年 3 月）、「伊丹市公共施設再配置基本計画」（平成 28 年 2 月）を策定し、公共施設等の適切なマネジメントを進めていくこととしています。

【災害に対応した都市づくり】

「国土強靱化基本計画」（平成 26 年（2014 年）6 月閣議決定）により、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）※」を推進することとなりました。

【国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）】大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築していくこと。

【気候変動、持続可能な社会への対応】

2016 年 11 月「パリ協定※」などの国際社会の動きに呼応し、平成 30 年（2018 年）6 月 13 日に「気候変動適応法」が公布されました。

国際社会において、持続可能な世界実現のための 2030 年までに達成すべき 17 の目標と 169 のターゲットを設定した「持続可能な開発目標（SDGs）」が示され、我が国においてもその実現に向けて取り組んでいくこととされています。

【パリ協定】京都議定書に代わる、2020 年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み。

【都市における科学技術の進展への対応（Society5.0※）】

国の「第5期科学技術基本計画」において目指すべき未来社会の姿として、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会をめざす「Society5.0」が提唱されました。

【Society5.0】内閣府の第5期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱されたもの。これまでの狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）」とされる。

【新たな都市づくりに向けた制度等の確立】

立地適正化計画制度（平成26年（2014年））、「都市のスポンジ化※」への対応と対策制度の創設（平成29年）、「官民連携まちづくり」の推進（平成31年）など、新たな都市づくりに向けた施策や制度が成立し、導入や検討が進められています。

【都市のスポンジ化】都市の内部において、空家、空地等の低未利用の空間が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに発生すること及びその状態。

（2）本市の都市づくりの強み・弱みの視点

現状分析を踏まえ、本市の都市づくりのどこを「ターゲット」として設定すべきか、について、本市の「強み」「弱み」及び、時代潮流等を踏まえた「機会」「脅威」を設定し、SWOT分析※を行いました。

強み（Strength）として、県内で数少ない人口増加都市、高い有配偶者割合・合計特殊出生率、コンパクトで高い利便性を誇るとともに、都市機能としての充実などが挙げられます。

弱み（Weakness）として、人口減少と地域間格差への懸念、市外在住者からの認知度の低さ、自転車事故の多さなどが挙げられます。

機会（Opportunity）として、人口偏在の是正、都心回帰の動き、さらに地域性やSDGsなど持続可能性への志向の変化、観光の拡大などが挙げられます。

脅威（Threat）として、少子・高齢化の一層の進展や都市間競争の激化、気候変動等災害リスクの増大などが挙げられます。

【SWOT分析】企業の強み（Strength）、弱み（Weakness）、機会（Opportunity）、脅威（Threat）について分析し、全体的な評価を行う手法のことで、強みと弱みは主として企業の内部要因を分析（内部環境分析）、機会と脅威は同様に企業の外部要因の分析（外部環境分析）を行うもの。

表：SWOT 分析

内部環境	
強み (Strength) ・ 県内で数少ない人口増加都市 ・ 高い合計特殊出生率 ・ 大阪・神戸への交通利便性 ・ 空港による国内各都市へのアクセス ・ なだらかでコンパクトな市域、中心市街地 ・ 広域からも集客できる商業機能と日常の買物等の利便性 ・ 安全・安心の際立つ取り組み（防犯カメラ等） ・ 身近に存在する誇れる歴史や文化、自然、都市農地 ・ 工場などものづくり産業の集積 ・ 活発な市民活動	弱み (Weakness) ・ 人口の構造変化（生産年齢人口、年少人口の減少、老年人口の増加、地域間の偏り） ・ 自然減への移行 ・ 低い女性の就業率 ・ 東京への転出超過 ・ 低い市外在住者の認知度 ・ 事業所数の減少 ・ 自転車事故の多さ ・ 水害のリスク 等
外部環境	
機会 (Opportunity) ・ 東京一極集中や人口減少の是正に向けた取り組み ・ 郊外ニュータウンへの転出超過の改善（都心回帰） ・ 大規模な住宅供給の可能性 ・ 歩いて楽しいまちづくり、ウォーカブルなまちづくり ・ 自然・歴史など地域性、地方・ローカルへの関心増加 ・ SDGs などへの関心増加 ・ 新しい産業の動き（研究開発等） ・ 外国人観光客の増加 等	脅威 (Threat) ・ 少子・高齢化の進展 ・ 経済市場の縮小 ・ 都市間競争の激化 ・ 安全・安心に関する不安 ・ 単身世帯の増加 ・ 地域のつながりの希薄化 ・ 空き家の増加 ・ 公共施設・インフラ等の老朽化、更新の必要性増大 ・ 気候変動の進展、南海トラフ地震等、自然災害への不安 等

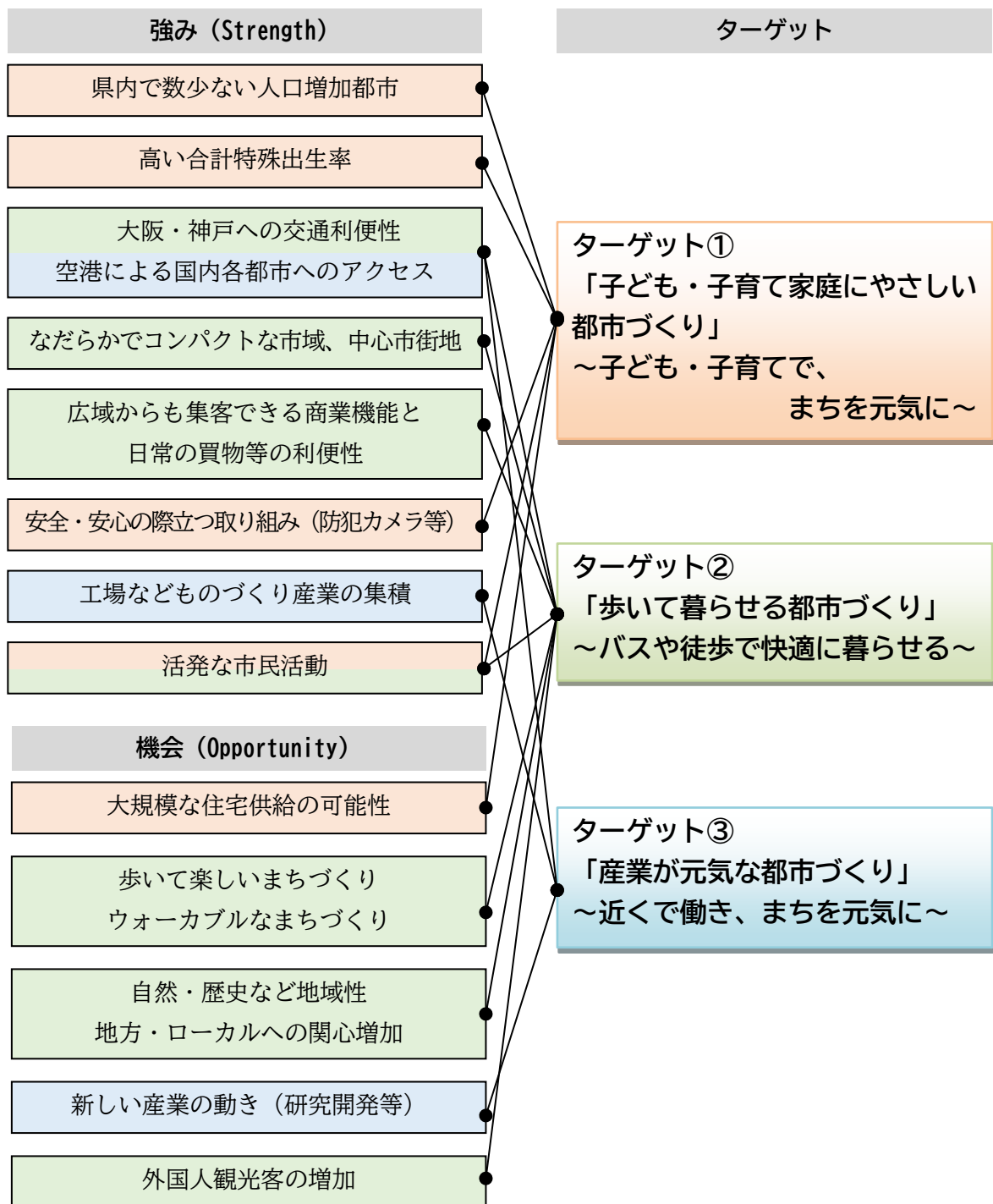
※人口ビジョンにおける SWOT 分析をもとに加筆。

（３）ターゲットの設定

以上の視点をもとに、ターゲットを設定します。

考え方として、伊丹市の持つ強みを発揮して差別化する、現状の課題解決型ではなく将来の機会を捉えた都市づくりを進めるという観点から、「強み（Strength）×機会（Opportunity）の領域を攻める」をターゲットとして、以下のように設定しました。

- 人口増加都市であり、交通利便性が高い強みを一層発揮すべく、次世代への集中投資、子ども・子育てしやすいまちづくりのさらなる強化
- コンパクトな市街地の強みを活かし、歩いて楽しいまちづくり、回遊できるまちづくりの機会を捉えた都市空間形成
- 住宅都市でありながらものづくり産業が集積、高い利便性を活かしつつ、産業の動きを捉えた都市型産業の集積強化



図：SWOT 分析から導かれるターゲットの設定

ターゲット①「子ども・子育て家庭にやさしい都市づくり」

～子ども・子育てで、まちを元気に～

本市は、高い合計特殊出生率、大阪・神戸への交通利便性・空港による国内各都市へのアクセスを背景に、県下で人口増加が続く都市でもあります。また、この間、市内に1,200 台の安全・安心見守りカメラを設置し、見守りの取り組みを推進してきました。ことば文化など独自の教育や、学校における耐震化の促進も実践しています。

この流れを継続・発展し、約20万人の人口を維持すべく、将来のまちの担い手となる子ども・子育て層に注力した都市づくりを推進します。子ども・子育て層への都市づくりが、高齢者など多世代にとっての暮らしやすさにもつながります。

ターゲット②「歩いて暮らせる都市づくり」 ～バスや徒歩で快適に暮らせる～

本市は、平坦な地形を公共交通がカバーするコンパクトな都市構造で、商業施設等がバランス良く配置されています。中心市街地は72.5haとコンパクトであり、2つの鉄道駅や事務所・店舗、文化施設など都市機能が集積しています。

まちなみの体感、コンパクトシティ、健康づくり、エコや低炭素の視点などから、バスなどの公共交通の利用を促しつつ、まちの「歩きやすさ」「回遊」を意識した、歩いて快適に暮らせる都市づくりを推進します。

ターゲット③「産業が元気な都市づくり」 ～近くで働き、まちを元気に～

本市は、産業都市としての側面を持ち、猪名川沿いの工業集積や、内陸部の工業集積、さらに大規模小売店舗から小規模の店舗等多数存在しており、雇用創出・地域経済に寄与しています。また、空港や高速道路に近接することから、物流面での施設立地もあります。

既存の産業集積の保全を図るとともに、立地の優位性等を活かした都市型産業の振興策を都市づくりの面から推進します。

2. ターゲット①「子ども・子育て家庭にやさしい都市づくり」方針

(1) ターゲットにフォーカスした都市づくりの目標

「子ども・子育てで、まちを元気に」

子ども・子育て家庭をターゲットにした都市づくりを推進し、定住を誘導しながら、将来にわたって持続的なまちを目指します。

子ども・子育て家庭にとって暮らしやすい都市づくりを行うことで、多世代（高齢者ほか）にとっても暮らしやすいまちを目指します。

(2) ターゲットにフォーカスした都市づくりの方針

①子どもや親の居場所の充実

子どもやその保護者が、屋外など公共空間ほか、あるいは施設内で安全かつ快適に過ごし、様々な交流が生まれるような居場所づくりに向け、公園の整備や、公共施設における子育て支援拠点等の整備等を行ってきました。さらに、子どもやその保護者が快適に過ごせる公共空間等の整備・充実を図り、世代同士のみならず多世代の交流なども促せる場となるよう、都市づくりの面からの充実を図ります。

②子育て家庭の暮らしを支える住宅や施設の誘導

中心市街地をはじめ、利便性の高いエリアを中心に子ども・子育て家庭の暮らしを支える共同住宅や、関連する施設等の立地が図られてきました。子育て家庭にとって暮らしやすい環境となるよう、良好な土地利用や住環境の誘導を図ります。

③子ども・子育て家庭が集まる場所での安全性の向上

学校の周辺、通学路、公園など、子ども・子育て家庭が集まる場所において、これまで通学路の安全性の確保のための道路の改良、安全・安心見守りカメラの設置等を進めてきました。また、地域においても、見守り活動や危険と思わる箇所の情報共有と、改善の取り組みや行政との意見交換などを進めてきました。あわせて、市や警察等で、危険と思わる箇所や事故等の発生状況を周知するための IoT※を活用した情報発信等を進めてきました。今後とも、こうした取り組みを推進しながら、警察等関係機関、各地域の取り組みと連携し、危険と思わる箇所の共有と改善の取り組みを都市づくりの観点からも進めます。

【IoT】 Internet of Things（インターネット オブ シングス）の略で、PCに限らず様々な物がインターネットにつながることを。

3. ターゲット②「歩いて暮らせる都市づくり」方針

(1) ターゲットにフォーカスした都市づくりの目標

「バスや徒歩で快適に暮らせる」

基幹となる公共交通である路線バスや、徒歩で快適に暮らせる都市づくりを進め、移動が楽しく感じられるようなまちを目指します。

中心市街地を中心に、まちなみを体感しながら賑わいを感じられる、健康づくりにも寄与する観点から、公共空間の形成と市街地の誘導等により、歩いて楽しいまちを目指します。

(2) ターゲットにフォーカスした都市づくりの方針

①公共交通（バス・鉄道等）の利用促進

JR・阪急の二つの鉄道網を有し、大阪・神戸方面や宝塚方面へのアクセスを確保するとともに、市域をカバーしたバス交通網により、利便性の高い公共交通網を形成してきました。平坦でかつコンパクトな地形も有利に働き、自転車交通の利用も高くなっています。その一方で、自動車交通の利用も近隣市よりも高く、広域幹線道路が市域を横断しているほか、大規模集客施設が立地していることもあり、市外からの自動車の交通が多いことが背景にあると考えられます。今後、交通負荷の抑制や低炭素化※、さらには公共交通の持続性確保の観点から、さらに公共交通等の利用を促進していきます。

【低炭素化】温暖化の主因とされる二酸化炭素の排出を抑えること。

②中心市街地及び周辺における回遊したくなる道路空間づくりの推進

中心市街地は、4極2軸の考え方をベースに、三軒寺前広場等を中心に歩行者主体の道路空間が形成されており、沿道における商業施設等の立地が進み、賑わいを創出しています。この取り組みをさらに発展させ、歩いて楽しい回遊動線を生み出し、賑わいある道路空間を形成します。

③中心市街地における歩いて楽しいまちとなる仕掛け作り

市民等との連携や文化施設の活用など、回遊性を高める取り組みを推進します。地域の特性を活かし、にぎわいと歴史を感じる良好な都市景観の形成を図ります。

④歩行空間形成と連動した沿道土地利用の誘導やグラウンドレベルの利活用の促進

歩きやすい道路空間、歩行空間形成と連動して、沿道においても、出入りや滞在など賑わいに資する行動を誘発する土地利用や機能の誘導を図るとともに、グラウンドレ

ベル（１階など低層部）での敷際や軒先空間の利活用を促進します。

⑤緑と水が楽しい歩行者ネットワークの形成

伊丹緑道や猪名川・武庫川河川敷など、健康づくりなどにも資する貴重な緑・水辺が体感できる歩行者ネットワークの形成を図ります。

4. ターゲット③「産業が元気な都市づくり」方針

(1) ターゲットにフォーカスした都市づくりの目標

「近くで働き、まちを元気に」

本市が産業都市である側面も踏まえて、市内の雇用を支える製造業等の操業環境の保全や物流機能との調和を図るとともに、新たな都市的産業を誘導し、新たなチャレンジが生まれやすいまちを目指します。

(2) ターゲットにフォーカスした都市づくりの方針

①事業所（商業・サービス施設等含む）の新規立地・更新の促進

コンパクトな市域の中に、大規模から中小規模の商業施設・事業所までが立地しています。今後とも、土地利用の方向性に基づきながら、引き続き営業等ができるように新規立地や更新等の促進を図ります。

②既存立地企業と住宅地の住工調和の促進

猪名川沿いや内陸部にものづくり企業等の産業集積があり、本市の活力を牽引しています。敷地境界部への積極的な植栽や、産業施設の騒音や悪臭発生等の防止などにより、住民と企業との一層の相互理解を深め、よりよい住工調和を図りました。猪名川沿いや内陸部にものづくり企業等の産業集積があり、本市の活力を牽引しています。産業集積を維持すべく、土地利用政策と産業政策を両輪で活用し、既存立地企業の環境保全等を通じて住工調和を図ります。

③物流機能の適切な誘導と交通面での調和の促進

近年では、通信販売需要の急伸なども背景に都市型の物流施設の立地がみられます。本市においても、空港や高速道路に近接する利便性の高い立地であることから、土地利用面では物流機能の適切な立地誘導を図りつつ、幹線道路等への貨物車両の誘導や生活道路等への流入抑制などの対応を図ります。

④新たな都市型産業の立地の促進

抜群の立地、交通利便性や、空港との近接性なども活かし、産業政策とも連動しながら、都市型産業の立地の促進を図ります。

第4章 部門別都市づくり方針

部門別都市づくり方針とは

部門別都市づくり方針とは、インフラ・公共施設、都市交通、自然・みどりなど、都市づくりに関連する部門ごとにその方向性を示したものです。先に示したターゲット別都市づくりの方針とも連動しながら、各分野において着実に都市整備・誘導を図っていくためのものです。部門別都市づくりの方針の構成は下図の通りです。

<構成>	
1. 都市基盤の整備方針	(1) 道路（①都市計画道路 ②生活道路） (2) 河川等 (3) 下水道・水道（①汚水 ②雨水 ③水道） (4) 公共建築物
2. 都市交通の方針	(1) 公共交通 (2) 自転車・徒歩（①自転車 ②徒歩） (3) 自動車 (4) 交通安全
3. 自然・みどりの方針	(1) 自然的環境 (2) 公園緑地 (3) 都市農地 (4) みどり・親水空間の保全と活用 （①都市緑化 ②親水空間）
4. 環境都市づくりの方針	(1) 環境に配慮した都市づくり (2) 低炭素・循環型都市づくり
5. 都市景観形成の方針	(1) 自然的景観 (2) 歴史的景観 (3) 市街地景観
6. 市街地整備・誘導の方針	(1) 住宅・住環境 (2) 中心市街地 (3) 工業地 (4) 空港と共生するまちづくり
7. 都市防災の方針	(1) 防災拠点ネットワークの形成 (2) 災害に強い市街地の形成 (3) 交通体系の整備とライフラインの強化等

図：部門別都市づくり方針の構成

1. 都市基盤の整備方針

<基本方針>

必要なインフラ・公共施設は引き続き整備を進めるとともに、これまで整備を進めてきたインフラ・公共施設については、中長期的な維持管理や更新の視点を持ってマネジメントしていきます。

(1) 道路

①都市計画道路

都市計画道路については、整備が88.0%（計画延長79,960m／平成30年度末）まで進んでいます。今後も都市の骨格を形成し、安全で安心な市民生活と機能的な都市活動を確保するため、「都市計画道路整備プログラム※」に基づき整備を進めます。幹線道路である(都)塚口長尾線、(都)宝塚池田線の整備を進めます。また、現在事業推進中の路線において、関係機関との協議等が必要な路線については、継続的な働きかけを行っていきます。

(都)宝塚池田線については、道路ネットワークの充実に向け、広域道路網の形成を図るため、県及び関係市等と連携を図っていきます。

円滑な道路交通ネットワークの実現のためには、それぞれの道路がもつべき役割を果たしていく必要があることから、補助幹線道路である(都)山田伊丹線、(都)口酒井森本線についても整備を推進します。

人と車の安全で円滑な交通の確保と歩道のセミフラット化※などのバリアフリー化※や緑豊かな街路樹の植栽など、快適な道路空間の創出を図ります。

国が策定する「無電柱化推進計画」及び兵庫県の「無電柱化推進計画」を基本として、伊丹市域における無電柱化の推進に関する施策について定めた「伊丹市無電柱化推進計画」に基づき、無電柱化を進めます。

【都市計画道路整備プログラム】市民に対して事業の透明化を図るとともに、より計画的・効率的な整備を行うために、今後の都市計画道路の整備計画を示したもの。(ただし、社会経済情勢の変化により見直しを行う。)

【セミフラット化】歩道を縁石によって分離する場合に、歩道面を車道面より高く、かつ縁石天端高さより低い構造にすること。

【バリアフリー化】道路の段差等物理的な障壁（バリア）や自分と違う人に対して偏見を持つ等の心理的な障壁を取り除くこと。



	整備済	未整備	事業中	令和6~10年度 着手予定路線	検討・調査中
主要幹線道路	———	— · — · — · —	— · — · — · —	— · — · — · —	— · — · — · —
幹線道路	———	— · — · — · —	— · — · — · —	— · — · — · —	— · — · — · —
補助幹線道路	———	— · — · — · —	— · — · — · —	— · — · — · —	— · — · — · —
自動車専用道路	— · — · — · —	— · — · — · —	— · — · — · —	— · — · — · —	— · — · — · —

図：都市計画道路の整備方針図

②生活道路

通過交通の進入やスピード抑制について関係機関と連携して対策を検討するとともに、通学路やバス路線になっている道路における歩行者等の安全性向上に向けて取り組んでいきます。

<安全性の向上>

生活道路は、幹線道路の整備により通過交通の進入の抑制を図る一方、歩行者の安全性、快適性の確保を図ります。

歩車道分離や障がい者や高齢者にやさしい歩行空間の連続性、平坦性に配慮した歩道整備を行います。

道路標識や街路灯などの設置及び事故多発地点の改善などにおいて、交通安全施設の整備を図ります。

良好な地域環境の形成と災害に強いまちづくりを図るため、狭あい道路※の整備に取り組めます。

【狭あい道路】建築基準法第 42 条に定める幅員 4m 未満の道路などの狭いみち。

<魅力の向上>

道路は自動車の移動空間としてだけでなく、人や自転車が快適に通行する空間、人がまちなかで滞留する空間など、様々な役割を有しています。魅力的なまちづくりに向け、安全で快適な道路空間の充実を図ることが必要です。

街路樹の植栽による道路緑化、街路灯の整備、道路の美装化など、歩いて楽しい道づくりに努めるとともに、低騒音舗装、透水性舗装等による環境への負荷の軽減を図ります。

歩道のセミフラット化など、バリアフリー化に取り組むとともに、施設などへの案内標識の設置により、高齢者や身体障がい者など社会的弱者をはじめ、すべての人がわかりやすく安全で快適に市内を移動できるようユニバーサルデザイン※による道路空間の整備を図ります。

道路舗装や街路樹等について適正管理に努めるとともに、沿道緑化の推進を図り、安全で快適な道路空間を維持します。

【ユニバーサルデザイン】年齢、身体の高さや能力、あるいは障害のレベルに関わらず、高齢者や障害者、妊婦、子どもなどすべての人に利用可能で有用となるように、製品、建物、空間をデザインすること。

(2) 河川等

近年頻発する強い台風や集中豪雨、局地的豪雨など大規模な災害に対応するため、関係機関と協力しながら治水安全性の向上を進めます。

猪名川、武庫川については、治水安全性の向上とともに、利水機能の確保に向けて、関係市と協調して河川管理者である国や県に要望します。

貴重な自然的環境である両河川については、平常時には、アメニティ軸として市民のうおいとやすらぎの場となるよう、水辺の景観に配慮し、レクリエーション空間等として活用するなど、親水性の向上を目指します。

猪名川、武庫川は、広域防災帯として位置づけられており、大規模地震などの災害時の延焼防止や避難空間としての確保に努めます。

その他の河川については、河川管理者の協力を得て、治水機能の充実に努めるとともに、地域住民にとってうおいとやすらぎの場となる貴重な資源として、親水性のある水辺空間の利活用を目指します。

地域の貴重な共有財産である河川を良好に守り育てていくために、生態系に配慮した水路整備を推奨します。

(3) 下水道・水道

①汚水

施設整備は概ね完了していますが、今後、農地や空閑地※などが宅地化される場合などは、市街化の状況にあわせて下水道（汚水）の整備を進めます。また、ストックマネジメント計画に基づき、老朽施設の計画的な更新や適正な維持管理を進めます。

老朽施設の更新等にあたっては、災害に強い下水道に向けて、必要に応じて耐震基準に基づいた整備を進めます。

【空閑地】市街地における休耕地及び空地。

②雨水

計画降雨強度に基づいた雨水施設整備を進める一方、市街化の進行により低下してきた雨水調整機能の回復を目指して、宅地化を行う場合の雨水浸透桝の設置や2,000 m²以上の開発事業において貯留施設の設置を指導するなど、豪雨時における雨水流出のピークを緩和し、排水施設の負担を軽減します。

浸水被害の軽減を図るため県や周辺自治体との連携を図りながら、雨水幹線等の整備と流入河川の連携促進を図ります。

また、雨水管渠の良好な維持管理はもとより、低地等での浸水被害を軽減するためのポンプ場や、豪雨時に雨水を一気に流出させない雨水貯留施設等についても、機能を発揮できるよう、ストックマネジメント計画に基づき適正な維持管理を進めます。

③水道

「伊丹市水道事業経営戦略」に基づき、中長期的な視点に立った投資・財政計画に基づく戦略的な経営を推進するとともに、水道施設の計画的、効率的な改良・更新と地震などの災害時に対応した施設整備に取り組み、安全で質の高い水道水を供給します。

(4) 公共建築物

現在の公共建築物については、市民が安全・安心に利用できるよう、適切な維持管理を推進します。

「伊丹市公共施設等総合管理計画」に基づき、新規整備は総量規制の範囲内で実施します。次世代に引き継いでいく施設については、ライフサイクルコスト※縮減の観点で、計画的に保全し長寿命化を行います。

また、「伊丹市公共施設再配置基本計画」に基づき、大規模修繕や建替えを検討する際には、市民ニーズに柔軟に対応し、相乗効果が発現できる機能移転、複合化を基本に検討します。あわせて、民間のノウハウ・技術などを活用し、サービスの向上、事業の効率化、財政負担の軽減を図ります。

【ライフサイクルコスト】プロジェクトにおいて、計画から、施設の設計、建設、維持管理、運営、修繕、事業終了までの事業全体にわたる必要なコスト。

2. 都市交通の方針

<基本方針>

徒歩、自転車、バス、鉄道等との連携を強化することにより、目的や状況に応じて移動手段を選択でき、自由にシームレス※に移動しやすい環境を形成します。

(1) 公共交通

バスは市民の生活を支える重要なインフラとして位置づけ、持続可能なバス路線ネットワークを形成します。

市バス輸送機能の向上と定時運行の確保に向け、需要に応じた路線の再編も必要性に応じて検討します。

高齢社会に対応した福祉的対策や尿素水を使った低公害型車両の導入、アイドリングストップの励行など、環境面に配慮した対策を充実します。

モビリティ・マネジメント※等を通じた啓発のほか、公共施設や商業事業者、イベント等と連携した公共交通利用者に対するサービスなどにより、公共交通の利用促進を図ります。

自転車利用や市バス運行など伊丹の交通特性を踏まえた上で、MaaS※の研究をはじめ、ICTなどの先端技術を視野に入れた総合的な交通政策を推進します。

国内外からの来街者へ駅前での観光案内機能を検討します。

【シームレス】「継ぎ目のない」の意味。公共交通分野におけるシームレス化とは、乗継ぎ等の交通機関間の「継ぎ目」や交通ターミナル内の歩行や乗降に際しての「継ぎ目」をハード・ソフト両面にわたって解消することにより、出発地から目的地までの移動を全体として円滑かつ利便性の高いものとする。

【モビリティ・マネジメント】地域や都市を、「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に（＝かしこく）利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取り組み。

【MaaS】地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。

(2) 自転車・徒歩

①自転車

「自転車ネットワーク計画」に基づき、連続性の確保による利便性の向上した自転車通行空間（自転車レーン等）の整備を進めます。

自転車駐車場については、開発時における自転車駐車スペースの確保の指導を実施します。

既存の自転車駐車場の連携による総合的な利用促進や、実態に即した既存の施設の更新を図っていきます。

放置自転車撤去時間のランダム化や中心市街地の商業者への協力要請を行うなど、放置自転車のない安全で快適な歩行空間の創出に努めます。

②徒歩

歩きやすい道路環境を整えるため、歩道のセミフラット化等による安全・快適な歩行空間整備や街路樹の適正な維持管理を進めます。

猪名川などの河川敷や緑道は、健康づくりなどにも資する本市の貴重な緑・水辺が体感できる歩行者空間として、維持保全に努めます。

(3) 自動車

自動車駐車場については、JR 及び阪急伊丹駅周辺に 3 か所ある市営駐車場の利用促進や、「伊丹市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」の適切な運用、さらには、駐車需要の動向を見極めながら、違法駐車防止を図り、道路の交通機能確保と中心市街地の活性化を図ります。

昨今の地球温暖化対策・低炭素化の動きも鑑み、EV※・HV※・PHV※・FCV※などの環境負荷低減に資する自動車の利用を促進します。

本市の都市構造・土地利用の特性上、大規模集客施設や工場・物流施設の立地による自動車交通の流入が多いことを踏まえ、大型車両・貨物車の幹線道路等への適切な誘導、バスを優先した道路交通の誘導、生活道路への通過交通の流入抑制などを図ります。

【EV】 Electric Vehicle の略で、日本語では電気自動車という。バッテリーに蓄えた電気をモーターに供給し、走行のための駆動力を得る。

【HV】 Hybrid Vehicle の略で、日本語ではハイブリッド車という。エンジンと電気モーターといった異なる複数の動力源を搭載している。

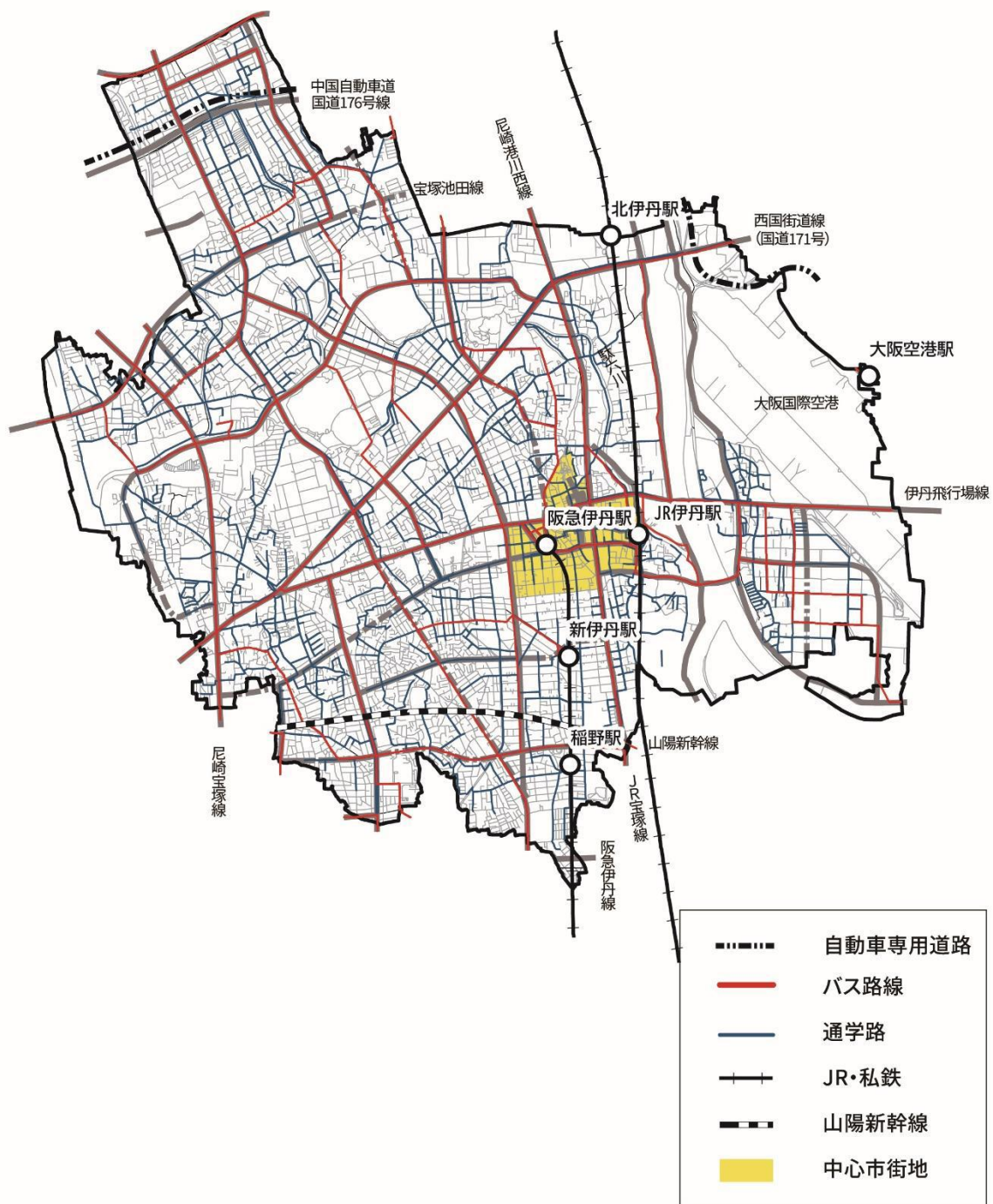
【PHV】 Plug-in Hybrid Vehicle の略で、日本語では、プラグインハイブリッド自動車という。家庭用電源などから電気を直接車両側のバッテリーに充電することが可能。

【FCV】 Fuel Cell の略で、日本語では燃料電池という。水素と酸素の電気化学反応によって電力を得る発電装置。

(4) 交通安全

道路における歩車道分離や自転車通行空間（自転車レーン等）の整備や歩行空間の連続性・平坦性に配慮した歩道整備、道路標識や街路灯などの設置及び事故多発地点の改善など、関係機関と連携して交通安全施設の整備を促進します。

高齢者に対する免許返納制度の周知・推進や、子どもを対象とした交通安全教室の拡充等、主に高齢者や子どもに対する交通安全の取り組みを進めるとともに、自動車、自転車の利用と歩行者の交通安全意識や交通マナーの普及啓発を図ります。



図：都市交通の方針図

3. 自然・みどりの方針

<基本方針>

生活に豊かさをもたらすみどり環境の保全、育成に努めるとともに、公園緑地の整備、活用、緑化の推進などを進め、身近な緑の創出を図ります。

(1) 自然的環境

伊丹緑地は都市化の中で残され、保全してきた貴重なみどりの空間です。これらを積極的に活かすことによって、自然アメニティ軸の基本となる水と緑のネットワークとして、人と自然が共生できるまちづくりを目指し、身近に感じられるみどり環境の形成を図ります。

これらみどり環境は広域的な自然のつながりで形成されており、長尾山系や六甲山系などからの水や緑、生態系のつながりを重視します。

生物の多様性を保全・再生するための、公園・広場の充実をはじめ、水路、河川、緑地、緑道などにおける生物多様性に配慮した整備を推奨します。

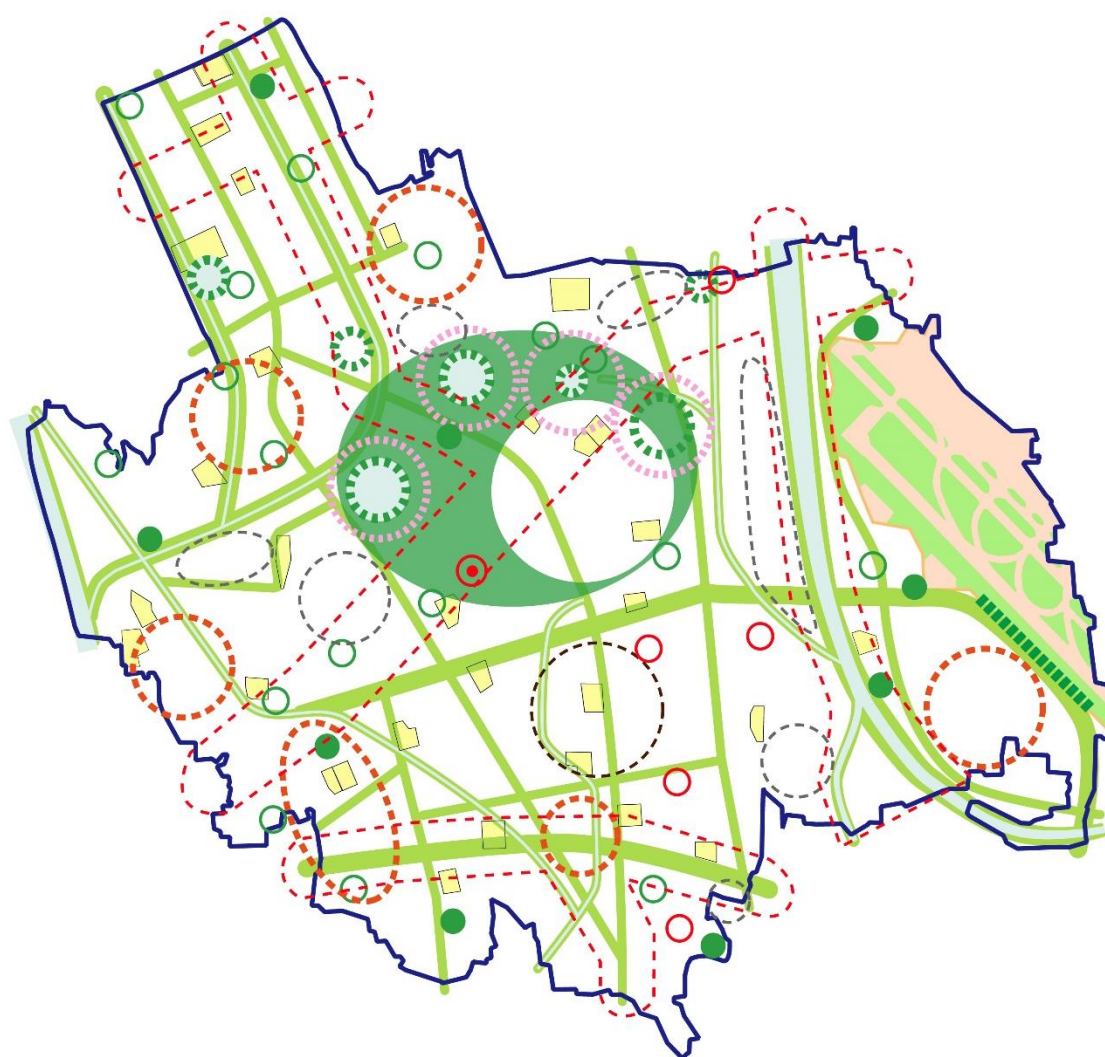
(2) 公園緑地

本市は、海や山などの自然や地形的な変化に恵まれていないことから、防災機能を含め、公園緑地の充実を積極的に進めることにより、みどり豊かで、安全・安心で、快適な都市環境を創造します。地域の人々が身近なオープンスペースとして自由に楽しむことができるよう、地区の特性やみどりの量や機能、地域のバランスなどを考慮して、公園緑地の適正な配置に努め、適切な維持管理により質や安全性を高めていくとともに、市民が利用しやすい環境づくりを進めていきます。

昆陽池公園については生き物の生息できる空間としての充実を図るため、水質保全に取り組むとともに、市民協働による自然環境の再生・保全に取り組んでいきます。

天神川、天王寺川などの河川敷緑地及び瑞穂緑地、伊丹緑地等により、猪名川・武庫川間を結び、水と緑のネットワークの充実を図り、自然アメニティ軸の形成を目指します。

緩衝緑地である大阪国際空港周辺緑地（伊丹スカイパーク）では、周辺環境の向上を図るとともに指定管理者による多様なレクリエーション機能の充実を図ります。



凡例

- | | | |
|--|---|--|
| みどりのコア | 工場等のみどり | 親水軸 |
| グリーンライン | 住宅地のみどり | 河川・水路 |
| サブグリーンライン | 大規模公園等 | 学校 |
| 広域防災帯 | 近隣公園 | 市役所 |
| みどりの拠点 | 緩衝緑地 | 駅 |
| 農地が広がる地域 | 主な緑地保全地区 | 空港 |

図：水とみどりのネットワーク図



図：公園緑地の分布図

(3) 都市農地

市内に分布する農地は、新鮮な農産物を供給する役割とともに、防災性を向上させる機能、良好な景観を形成する機能、ヒートアイランド現象※の緩和等、環境を保全する機能、市民が農業体験を通じて交流する機能など様々な機能を有しており、市民生活を支える資源として農地を「あるべきもの」と位置づけ積極的に保全を図ります。

多面的な公益的機能を有する農地の保全は、都市化が進展する中で、豊かな生活環境の創出に不可欠であり、生産緑地地区や特定生産緑地地区の指定により計画的な保全を図るとともに、追加指定を行うことにより積極的な保全を図ります。また、都市農地を活用し、市民が緑や土と親しむための市民農園や体験農園としての維持管理を促進します。

市街地の中に点在的に残っている農地等については、一団の生産緑地として指定を行うなど保全を図り、貴重な緑地の消失を防止し、良質な市街地の形成を図ります。

【ヒートアイランド現象】コンクリートやアスファルト、空調設備などにより、都市の中心の温度が高くなる現象。

(4) みどり・親水空間の保全と活用

伊丹緑地などのまとまりをもった樹林地や社寺林は市内の良好な自然緑地であり、緑地保全地区の指定等により、保全を図ります。

昆陽池、瑞ヶ池、緑ヶ丘の公園や昆陽寺の周辺については、緑豊かな風致環境を維持するため、風致地区※を維持・継承します。

【風致地区】良好な自然を維持するため、都市計画で定めた区域。

①都市緑化

「生物多様性みどりの基本計画※」に基づき、これまで確保した水とみどりの空間を大切に保全し、安全性、快適性、生物多様性など、それぞれの面において質を高める取り組みを推進し、伊丹らしいみどり環境の確保に努めます。

市内にほぼ均等に配置されている小中学校は地域の緑の拠点としても重要であり、また、子どもたちの環境学習の場ともなるような緑化の充実を推進します。

【生物多様性みどりの基本計画】都市緑地法に基づく緑の基本計画と生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略を環境基本計画のもとに統合した、生物多様性の保全及び緑化の推進に関する基本計画。

②親水空間

河川、水路、池などは都市の景観を高める資源であり、管理者の協力のもと、水質の向上や親水性の確保を図るとともに、生態系にも配慮し、市民のうるおいとやすらぎのある水辺空間となるよう取り組みます。

公園、緑地、公共施設など多くの市民に利用される場や本市の顔となる中心市街地などでは、噴水やせせらぎなど親水空間を活用し、古くから良質の水に恵まれた伊丹のイメージアップにつながる取り組みを推進します。

4. 環境都市づくりの方針

<基本方針>

市民の日常生活や事業活動などの都市活動が、地域だけにとどまらず地球環境全体に影響を与えることから、市民・事業者・行政全体が力を合わせ、ともに良好な環境をつくり、次世代へとつないでいきます。

(1) 環境に配慮した都市づくり

道路の低騒音舗装や適正な街路樹等の道路緑化などの実施に努め、自動車交通による騒音、排気ガスなどの公害を軽減させ、沿道環境を改善していきます。

航空機騒音や新幹線の騒音・振動に対しては、環境基準の達成や対策の強化を引き続き関係機関に働きかけます。

工場・事業所等からの大気汚染・水質汚濁・土壌の汚染・騒音・振動及び悪臭などの公害については、引き続き監視体制の充実と指導の強化を図るとともに、市民生活に起因する都市・生活型公害についても、相談・指導の充実強化や市民の自主的取り組みへの支援を進めます。

大規模開発による環境への影響については、地域環境を配慮し、「環境影響評価制度」などの適切な運用を図ることにより、快適な環境を確保します。

(2) 低炭素・循環型都市づくり

温暖化の防止を推進するため、バス・鉄道などの公共交通機関の利便性の向上により、交通手段の転換による自動車交通量の抑制に努めます。また、排出ガス規制や騒音規制の強化及び低公害車の普及促進、マイカーの使用自粛、アイドリングストップ運動の推進など、積極的な発生源対策を推進します。これらの緩和策とあわせて、市民や事業者と連携のもと、災害への対応策や暑熱環境への対応といった適応策に取り組めます。

自転車は環境にやさしく、環境保全の観点からも有効な交通手段であるため、自転車通行空間の整備による安全性・快適性の確保や既存自転車駐車場の設備の更新等による利便性向上など、自転車利用環境の向上を図ります。

これまでに確保した水とみどりの空間を大切に保全し、安全性、快適性、生物多様性、水循環、水質等、それぞれの面において質を高める取り組みを推進します。

政府による「2050年カーボンニュートラル※」が宣言されているなか、太陽光発電等の自然エネルギーの導入や屋上緑化、コージェネレーションシステム※の導入など、低炭素化を目指した都市づくりを促進します。

良質で寿命の長い都市ストックの形成や既存の都市ストックの有効活用を促進するとともに、廃棄物の減量化やリサイクルの促進により、廃棄物の少ない資源循環型社会

の形成を目指します。

雨水利用の推進や下水処理水の再利用などを積極的に進め、都市内の円滑な水循環の促進を図ります。

長期優良住宅、低炭素建築物及び省エネ基準適合建築物の認定制度について普及・啓発し、省エネルギー化を促進します。

良好な都市環境の実現・継続へ向けて、公営住宅については屋外及び共用部灯の LED 化など環境へ配慮した省エネルギー化に向けた取り組みを進めます。

【2050 年カーボンニュートラル】2050 年までに、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成し、脱炭素社会の実現を目指すこと。

【コージェネレーションシステム】発電と同時に、排熱を利用して冷暖房、給湯などの熱源として利用するシステム。

5. 都市景観形成の方針

<基本方針>

残された貴重な自然的景観の保全、歴史的資源を活かした歴史的景観の保全継承、新しい魅力的な市街地景観の誘導など、景観の特性に即したきめ細かい誘導を進めていきます。

(1) 自然的景観

河川や公園等の自然的資源は、うるおいある都市景観を構成する重要な要素であり、管理者の協力を得ながら保全・育成するとともに、まちづくりの中に積極的に活かすことによって、身近にふれあえる自然的景観の形成を図ります。

自然的資源の周辺地域においては、これらと調和のとれたものとなるよう建物の形態や自然環境に配慮した緑化の誘導に努め、良好な景観の広がりを確保していきます。

昆陽池、瑞ヶ池、緑ヶ丘公園の3大公園周辺等においては、公園等からの眺望等を保全するため、建物の形態等について適切な誘導に努めます。

都市農地を活かした緑とゆとりのある自然的景観の形成を図ります。

(2) 歴史的景観

歴史的市街地、歴史的集落については、震災等により趣のあるまちなみが失われつつあるため、点在する景観重要建造物※や都市景観形成建築物※を地域景観の核として保全を図るとともに、道路の整備や新たな建築物の建築にあたっては、地域の景観と調和したものとし、新旧が融合した魅力ある景観形成を図ります。

歴史的道すじについては、「伊丹市都市景観条例」で「重点的に景観形成を図る区域」として指定しており、それぞれの道すじの特徴に応じて定めた景観形成基準により、建築物等のデザイン誘導を図り、地域の景観保全や創出に努めます。

歴史的遺跡や文化財は、都市に歴史性や物語性を与えてくれる貴重な資源として大切です。地域の付加価値を高めるシンボリックな資源として、伊丹らしい都市景観の形成に積極的に活用します。

【景観重要建造物】景観計画区域内の良好な景観形成に重要な建造物。

【都市景観形成建築物】周辺地域の良好な景観を特徴づけている建築物や歴史的価値を持つ建築物、市民に親しまれ愛されている建築物。



図：歴史的資源の分布

(3) 市街地景観

都市整備や建築活動により新たにつくられる市街地の景観については、地域景観の特性を活かし、それと調和し、次代に伝えられる良好な景観資源が形成されるよう、個性的で質の高い都市景観の形成を図ります。景観形成への影響が大きい大規模な建築物等については、引き続きデザイン審査による指導などで、良好な景観形成の誘導を図ります。

屋外広告物については、引き続き「兵庫県屋外広告物条例」による指導を行いながら、建築物のデザインの一部分として捉え、過度に大きく派手にならないよう誘導します。特に、市の玄関口とも言うべき中心市街地においては、建築物のみならず屋外広告物や道路空間を含め、総合的にデザイン誘導することで、美しい都市景観を目指します。

道路、公園、河川、広場などの公共施設の公共空間については、それらが周辺地域の長期的な景観向上のために先導的役割を果たすよう、「伊丹市公共施設景観指針」に基づき、地域特性や周辺との調和を図り、眺望景観に配慮しながら良好な景観形成に努めます。

公共サイン※については、「伊丹市公共サインガイドライン」に基づき、デザインの統一を図りながら、誰にでもわかりやすく、安全性が確保されたサイン整備を進めます。

景観上の主要な道路及び沿道空間として、統一性のある街路樹等の緑化や電線類の地中化に努め、同地区にふさわしい魅力ある道路と沿道の景観形成を図ります。

市域には良好な戸建住宅地が立地するなど、豊かな住宅地環境が広がっているエリアが存在します。それらのエリアにおける良好な住宅地としての景観の質を保つために、地区計画や建築協定※などを活用して、建物の高さや用途の制限、緑の確保などの誘導を図ります。

住民自らの多様な工夫による景観の向上を図るため、住民団体の主体的な活動に対する連携・支援を進めます。

【公共サイン】市など公的機関が人々に地理を示し、まちの広報や啓発活動などの情報を提供し、あるいは注意を促すなど公共的目的のために表示する標識や案内図、看板などのこと。

【建築協定】良好な環境を維持するため、住民同士が建築物に関するルールを定め、互いに結ぶ協定。

6. 市街地整備・誘導の方針

<基本方針>

これまで培われてきた良好な市街地の環境を維持するとともに、さらなる都市空間の質の向上に向けた取り組みを進めていきます。

中心市街地においては、これまで取り組んできた成果を活かし、「歩けるまち・歩きたくなるまち」を目指した取り組みを進めるとともに、ハード整備のストックを活用し、質の高い都市空間を形成します。

(1) 住宅・住環境

世代を超えて触れ合える環境の中で、安心して子育てができ、子ども・家庭・地域が共に育ちあい、多世代が共に暮らしやすい住環境づくりを推進します。

良好な住宅ストックが多く存在していることから、既存住宅市場の活性化、空き家の適正管理の促進や利活用を図ります。

安全・安心な住宅の供給、維持管理されることは市民の生活の安定にとって必要です。それらの住宅の整備への支援や制度の周知等に努め、市民がライフステージ※に応じた安全・安心で快適な住宅を確保できる状況を目指します。

市営住宅については、「伊丹市住生活基本計画※」の「公営住宅ストック総合活用計画編」及び「市営住宅等整備計画」に基づき、維持保全・改善を行い、良質な住宅ストックの確保を図ります。

市営住宅の供給においては、少子高齢化の進展、世帯の小規模化などの社会情勢の変化や、多様化している低額所得者や高齢者世帯などいわゆる「住宅確保要配慮者」の需要に対して、既存市営住宅ストックや民間賃貸住宅を活用しながら適切に対応します。

多様な地域特性に応じた良好な住環境の形成を図ります。

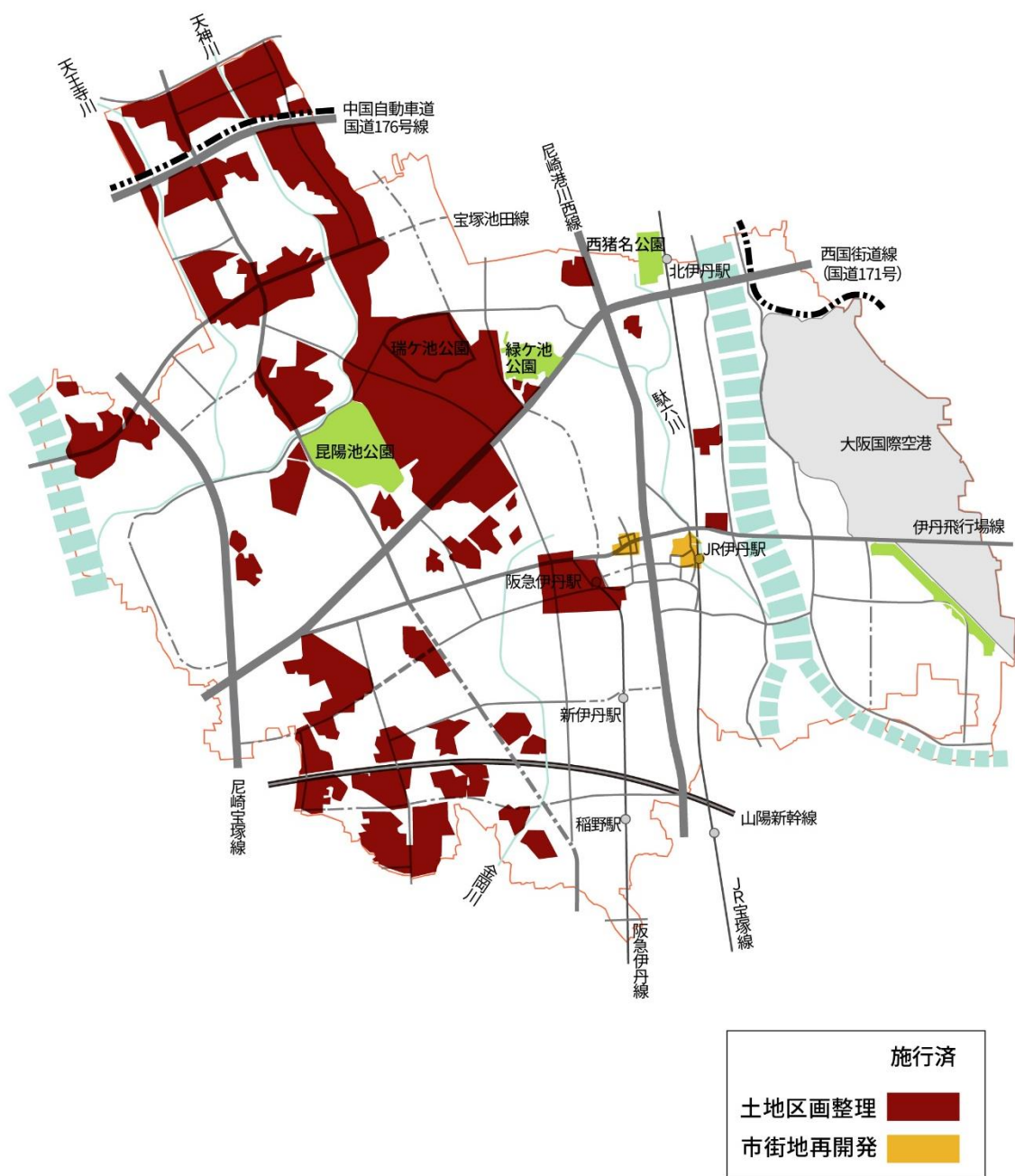
地域の特性に応じた魅力とゆとりのあるまちづくりを進めるため、地区計画や建築協定、緑化協定などを活用して、建物の高さや用途の制限、緑地の確保などを誘導し、良好な住環境を創出します。

安全で安心して暮らせる住まい・まちづくりを進めていくため、住宅・建築物の耐震化を促進します。

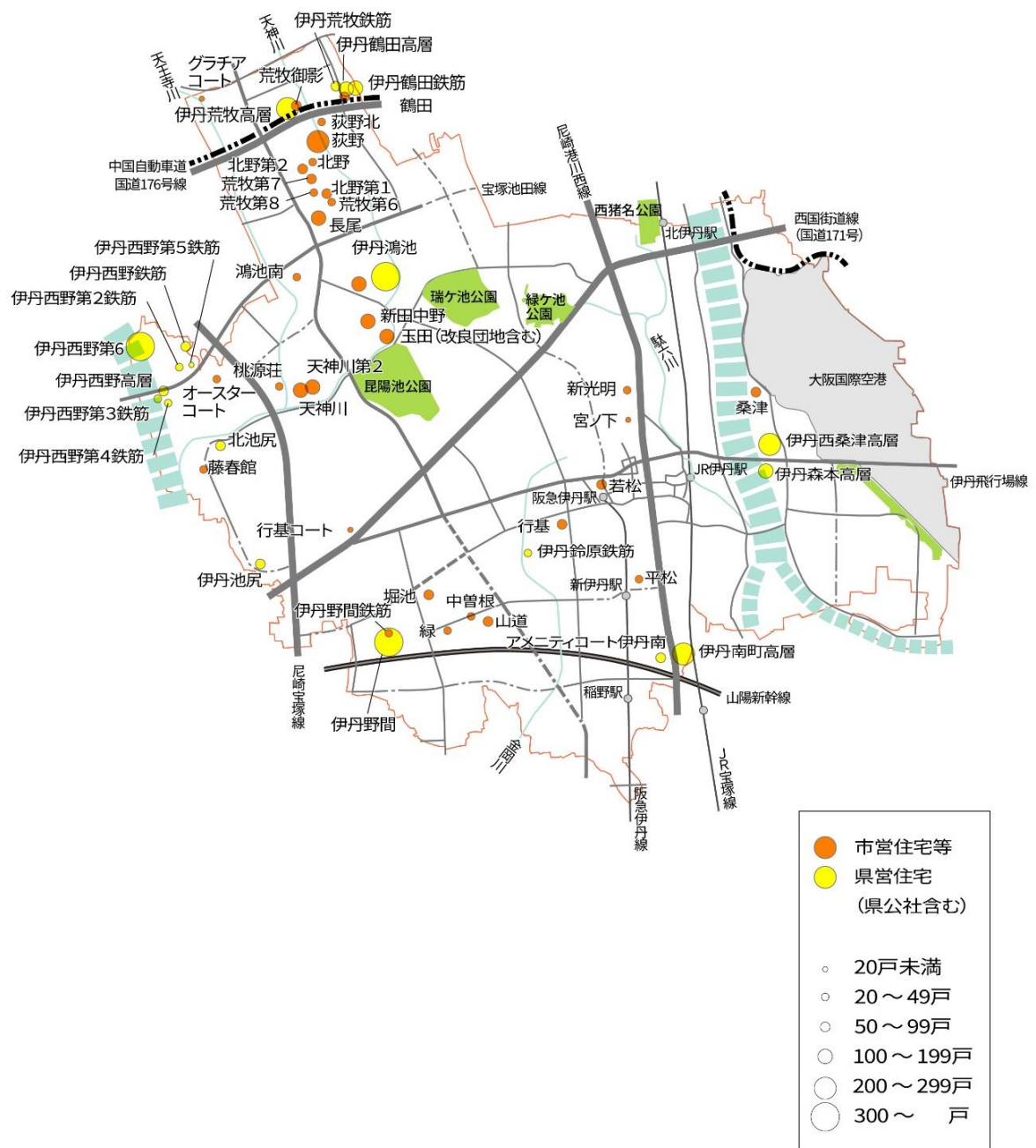
周辺市街地において、農地や宅地等が混在し、道路等の基盤施設が未整備な地区については、土地利用の整序を進め、農地の保全・活用を図るとともに、周辺環境に調和した良質な市街地の形成を図ります。

【ライフステージ】 家族の年齢構成や人員数の変化等による人生における段階。

【住生活基本計画】 住生活基本法に基づく、住生活の安定向上を推進する計画。



図：面的整備事業の状況



図：公営住宅などの現状図

(2) 中心市街地

中心市街地は次ページに示す4極（東西南北の4つの商業核）とそれらを相互に結ぶ2軸（東―西、南―北の2本の歩行者動線）を基本的な構成とし、引き続き阪急伊丹駅周辺地域、JR 伊丹駅周辺地域、宮ノ前地区、サンロード商店街地区の4極相互の連携と2軸の動線の確保を活かし、活力ある商業・業務ゾーンの形成を目指します。

狭あい道路の改善、安全で快適な住環境の形成と居住水準の向上に努めます。さらに、みやのまえ文化の郷を新たに総合ミュージアムとして再整備し、歴史的まちなみや文化施設、商店などと連携し、歴史・芸術・文化を活かした緑豊かなアメニティ※拠点の形成を図るとともに、環境美化や違法駐車・駐輪の防止を図り、個性的で美しい快適な都市空間の維持に努めます。

ユニバーサルデザインによる歩いて楽しい歩行者空間の確保に努めるなど、交通利便性の高いにぎわい交流拠点の形成を目指します。

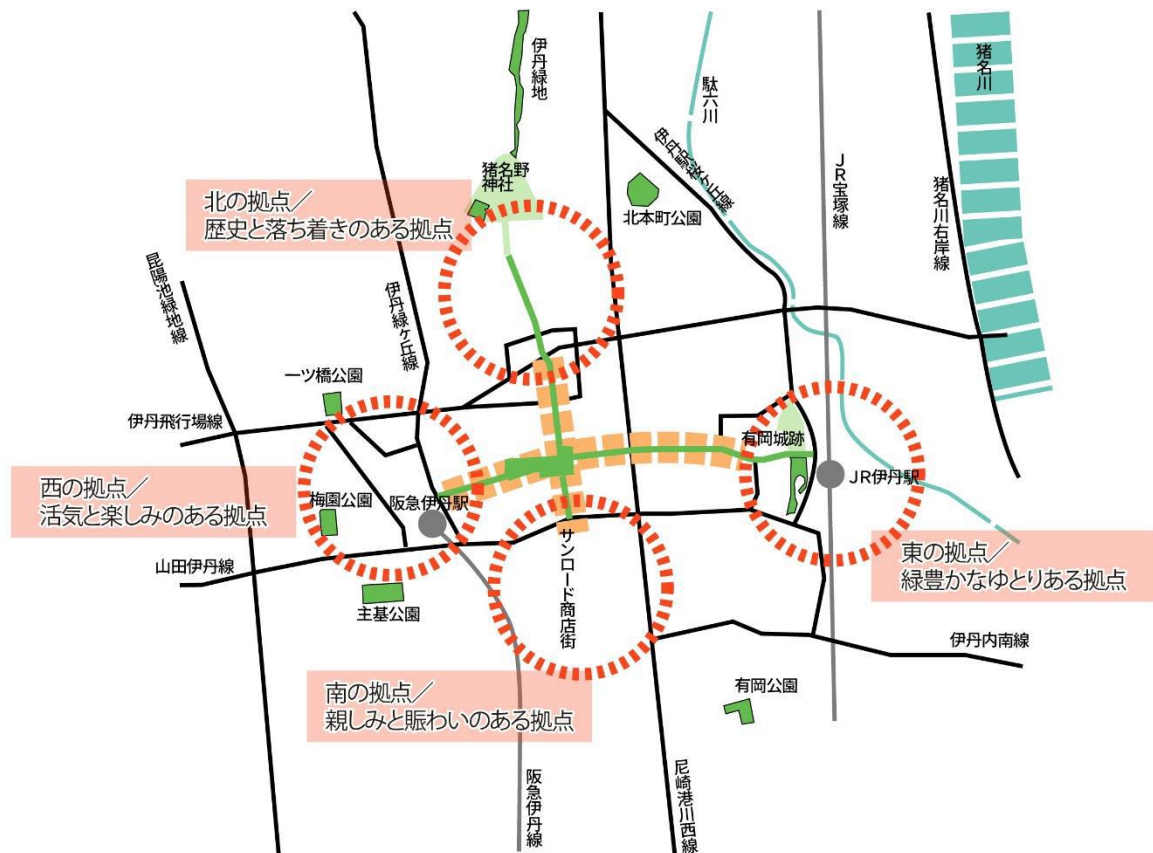
中心市街地のにぎわい創出と活性化を目指し、「中心市街地活性化基本計画」による商業等活性化事業をはじめとした各種事業をさらに展開していきます。

商業地区の顔として、回遊性のあるにぎわい空間が連続するよう、建物低層階での商業・業務施設を誘導していきます。

中心市街地の住環境として、住民主体の地域環境整備への取り組みを支援しながら狭あい道路等の改善、「優良建築物等整備事業※」による宅地の共同化などの促進に努め、安全で快適な住環境形成を図ります。

【アメニティ】 余裕のある屋外空間やみどりなど、環境の快適性や心地よさ、魅力を示すことば。

【優良建築物等整備事業】 空地確保、共同化などに寄与する優れた建築物等の整備に対する補助事業。



西の拠点のまちづくり/阪急伊丹駅周辺

市内の商業集積地の中心地であり、活気と楽しさあふれるにぎわいのある拠点としての整備を図ります。

東の拠点のまちづくり/JR 伊丹駅周辺

駅西地区と駅東地区の連携により、緑豊かでゆとりある中心市街地の東の玄関口にふさわしい大規模商業拠点としてのまちづくりを図ります。

北の拠点のまちづくり/宮ノ前地区

新旧のまちなみが調和し、歴史性・文化性豊かなにぎわいのある北の拠点としての整備を図ります。

南の拠点のまちづくり/サンロード商店街地区

商店街を中心に、市民にとって親しみとにぎわいのある拠点としての整備を図ります。

2 軸の整備/歩行者優先道路

中心市街地の東西・南北の4極を結びつける歩行者優先道路は、単なる道路ではなく、市民や来街者などすべての人が、行き交い、集い、語らい、憩い、遊ぶことのできる楽しい空間として充実していきます。

図：4極2軸のイメージと各ブロックの活性化の方向性

(3) 工業地

市内の産業を支える工場等事業所が立地する環境については、その特性に応じたまちづくりを図ります。

猪名川沿いについては、その操業環境を保全し、工場集積等を維持する環境づくりを、市内市街地に点在する工業系用途地域※においては、周辺の住環境と調和して共存する環境づくりをそれぞれ図ります。

企業立地支援制度※により、工業系事務所の立地や市内企業の設備投資を促進し、市民の雇用創出と産業基盤の強化・発展を図ります。

【用途地域】建築物の用途、容積率、高さなどを規制・誘導するもの

【企業立地支援制度】工業系事業所の立地を促進し、市民の雇用創出と産業基盤の強化・発展を図るための支援制度。

(4) 空港と共生するまちづくり

航空の安全性・信頼性の確保、航空機騒音の発生源対策や防音対策の徹底を関係機関に働きかけます。

まちの活性化につながるよう、環境と調和しながら多様な運航による航空ネットワークの充実を関係機関に働きかけます。

民間活力の活用により、大阪国際空港周辺緑地（伊丹スカイパーク）の集客力を向上し、空港周辺地域の活性化を図ります。

神津地域については、都市計画道路など施設の充実を図り、住環境の改善と空港を活かしたまちづくりを目指します。

大阪国際空港へのアクセス確保のため、空港と JR 伊丹駅および阪急伊丹駅を結ぶバスを運行するとともに、兵庫県などの関係機関と連携しながら、当該バスの利用促進を図ります。

7. 都市防災の方針

<基本方針>

近い将来に起こると予想されている南海トラフ地震等も視野に入れ、災害に対する備えや地域防災力の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

(1) 防災拠点ネットワークの形成

阪神・淡路大震災や東日本大震災などの教訓を踏まえ、災害時に救援・復旧活動の拠点となり、また、避難地として機能する、広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ防災拠点等の機能を充実し、防災拠点ネットワークの形成を図ります。

県が阪神間内陸部市街地対象の広域防災拠点として整備した西猪名公園は、大規模災害時の広域的な救援・復旧活動の拠点として活用します。

広域防災帯等により区分された市内各地域の救援・復旧活動の拠点となり、また、避難地として機能する地域防災拠点については、荒牧、西野、昆陽池、緑ヶ丘、昆陽南、伊丹中央、神津、笹原、稲野において、近隣公園や都市緑地等により機能を確保します。

その他の公園や広場、学校など地区住民の身近なオープンスペースや施設において、主に避難地としての機能を担うコミュニティ防災拠点の整備を進めます。

災害時には市役所に災害対策本部を設置し、警察など関係機関と一体となって、災害応急対策活動の中心として機能する必要がありました。このため、情報収集、伝達機能の強化や防災拠点をはじめ防災機関相互間のネットワーク化など、防災機能の強化充実を図るとともに、災害対策本部や防災施設の耐震化などを推進します。



緊急輸送道路(兵庫県)

- ・国道171号
- ・国道176号
- ・中国自動車道
- ・県道尼崎池田線
- ・県道尼崎宝塚線

重要道路(伊丹市)

- ・国道171号
- ・国道176号
- ・県道尼崎宝塚線
- ・県道伊丹飛行場線
- ・市道山田伊丹線
- ・市道口酒井森本線
- ・市道猪名川左岸線

- | | | | |
|---|--------|---|-----------|
|  | 広域防災帯 |  | 広域防災拠点 |
|  | 防災ブロック |  | 地域防災拠点 |
|  | 延焼防火帯 |  | 災害対策本部(市) |
|  | 主な道路 | | |

図：防災帯・防災拠点の配置図（イメージ）

（２）災害に強い市街地の形成

大規模火災時における市街地の延焼拡大を防止するため、道路、河川、鉄道やこれに隣接する公園緑地などにより構成される延焼遮断空間を広域防災帯として位置づけ、市街地をブロック化するよう格子状に配置し、災害時における自立的な防災機能の向上を図ります。

本市においては、東西方向では(都)国道 176 号線、(都)西国街道線（国道 171 号）、山陽新幹線、南北方向では(都)塚口長尾線（山陽新幹線以南）、猪名川、武庫川、天神川（昆陽池公園以北）を広域防災帯として位置づけ、延焼遮断空間や避難路を確保することにより、防災機能の強化を図ります。

建築物の不燃化を促進するため、防火地域・準防火地域※については、中心市街地の商業地を中心に指定を継承するとともに、市街地の状況を勘案し、適切な指定を行います。

近年、全国的に強い台風や局地的豪雨の増加に伴い、浸水被害が頻発しているため、気候変動への適応と被害の最小化の観点から、ハード・ソフトの一体的な浸水対策を進めます。

（３）交通体系の整備とライフライン※の強化等

大規模災害に対処するため、都市計画道路の整備等により、経路の代替性を備えた避難路や緊急輸送道路のネットワークの構築を図るとともに、大阪国際空港などの主要拠点へのアクセス強化に向けて、関係機関と連携し促進を図ります。

情報通信基盤、電気、上下水道、ガスなどのライフラインについては、関係機関と連携を図りながら、施設の耐震化や代替機能を備えた施設整備を促進するなど、防災安全性の向上を図ります。

地域の自主防災組織の活動への支援などを通じて、地域防災力の強化に取り組みます。

【防火地域・準防火地域】不燃化を促進するため、建築物の構造制限を定めた地域。

【ライフライン】水道、下水道、電気、ガス、電話など人々の日常生活を維持するために不可欠な供給システム。

【第2部 地域別構想】

第5章 地域別構想の役割と考え方

1. 地域別構想の役割

第1部全体構想では、本市の現状と課題、めざすべき都市像を述べ、ターゲット別都市づくり方針や都市基盤の整備方針など部門別の整備方針を示しました。

まちづくりにあたっては、より一層市民の理解を得られるように努め、市民の意向をまちづくりに反映するなど、市民参加のまちづくりを進めていくことが重要です。地域別構想は、全体構想を受けつつ、地域ごとのまちづくりとの関係性や方針を示すもので、生活者の視点から、まちづくりを身近な問題としてとらえ、まちづくりに対するより深い理解が得られるよう、市民参加のまちづくりの一助とすることや商業・業務、文化、交通施設の集積地や行政福祉サービスの集積地及び工業施設の集積地など、都市構造に変化を与え、特徴づける特定の都市機能の集積地の整備方針を示すため策定するものです。

2. 概況

本市の都市整備は順次進展しており、着実な整備を進めていますが、都市全体の中で最適な整備への重点化などが求められる状況にもあります。また、社会潮流としてハードからソフトへの都市づくりの流れもあります。

地域コミュニティの基盤強化による市民による主体的なまちづくりの推進を目的に、「伊丹市地域自治組織の設立等に関する条例」が制定、平成30年（2018年）6月から施行され、小学校区単位で「地域自治組織」を設立し、「地域ビジョン」の策定に順次取り組んでいます。

身近な地域の都市づくりも、地域が主体となって行政と協働しながら進めていくべきものであり、都市計画を進めていくにあたって、地域自治の取り組みと連携していくことが必要です。

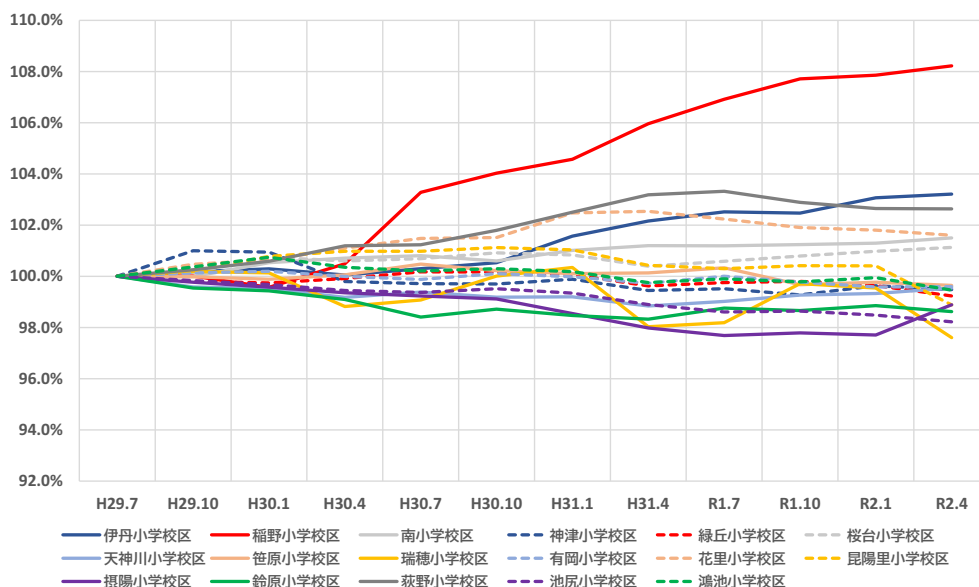
より個性を重視した都市づくりにおいて、隣接する都市との差別化も重要性を増す中、中心市街地など、特定の都市機能が集積している個性や魅力を発揮すべきゾーンも存在しています。

これまでのゾーンでは特徴ある3地域（中南部地域、西北部地域、東部地域）と、本市を特徴づける5ゾーン（にぎわい交流ゾーン、市民ふれあいゾーン、いきいき生産ゾーン、みどりの再生ゾーン、農住共存ゾーン）としていましたが、ゾーンの目標である商業業務機能の向上と工業地としての機能の向上、居住環境の改善、歴史的資源を活かした魅力的な都市景観の形成、住宅地と工業地の調和等が進んでいることから、全体構想の考え方とも整合させながら、ゾーン別の都市づくりの考え方を発展させる必要があります。

表：各小学校区における地域自治活動の状況

小学校区	人口(R2)	人口増加率 (R2/H29)	地域自治組織 (R2.12 末時点)	地域ビジョン (R2.12 末時点)
伊丹小学校区	20,547 人	+3.2%	○	○
稲野小学校区	13,517 人	+8.2%	○	○
南小学校区	17,695 人	+1.5%	-	-
神津小学校区	5,897 人	-0.5%	○	○
緑丘小学校区	10,968 人	-0.8%	○	○
桜台小学校区	11,920 人	+1.1%	-	-
天神川小学校区	13,661 人	-0.5%	○	-
笹原小学校区	16,727 人	-0.4%	○	○
瑞穂小学校区	11,085 人	-2.4%	-	-
有岡小学校区	12,306 人	-0.4%	○	○
花里小学校区	8,055 人	+1.6%	○	○
昆陽里小学校区	9,022 人	-1.1%	○	○
摂陽小学校区	8,615 人	-1.1%	○	○
鈴原小学校区	7,288 人	-1.4%	○	-
荻野小学校区	11,193 人	+2.6%	○	-
池尻小学校区	10,757 人	-1.8%	○	○
鴻池小学校区	8,985 人	-0.5%	-	-

出典：伊丹市推計人口



出典：伊丹市推計人口

図：各小学校区の人口増減の推移

3. 地域別構想の考え方

(1) 地域自治と連携した「地域別都市づくり方針」

各小学校区で「地域ビジョン」を策定し、より魅力ある地域づくりや、地域の課題解決に向けて地域が主体となって行政と協働しながら推進する地域自治が進められており、長期的には全ての小学校区で地域自治組織を設立し、「地域ビジョン」を策定していくことをめざして取り組んでいます。

都市づくりの分野においても、この地域自治の考え方や進め方は尊重すべきものであることから、前計画における地域単位の整備方針は今計画において全体構想（土地利用など）に包含し、より身近な範囲（小学校区単位）での、地域自治の取り組みと連携した都市づくりを行っていくものとします。

(2) 全市の中で個性や魅力を伸長させる「ゾーン別都市づくり方針」

あわせて、全市を見渡した中でも、都市機能が集積し、特徴あるゾーンとしてその個性や魅力を伸長させるべきゾーンを戦略的に設定し、都市づくりの考え方を示す「ゾーン別都市づくり方針」を設定します。

この「ゾーン別都市づくり方針」は、全体構想の「ターゲット別都市づくり方針」「部門別都市づくり方針」の内容をゾーン別に展開したものとして示します。また、ハードの整備のみならず、公民連携やエリアマネジメント※なども踏まえ、行政のみならず、民間主体との連携・協働や、民間投資の誘発などの都市づくりの方針を示すものです。

【エリアマネジメント】一定のエリアを対象として、開発からその後の維持管理・運営までを考えながら、市民・事業者が幅広くかつ主体的に取り組むことにより、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための手法。

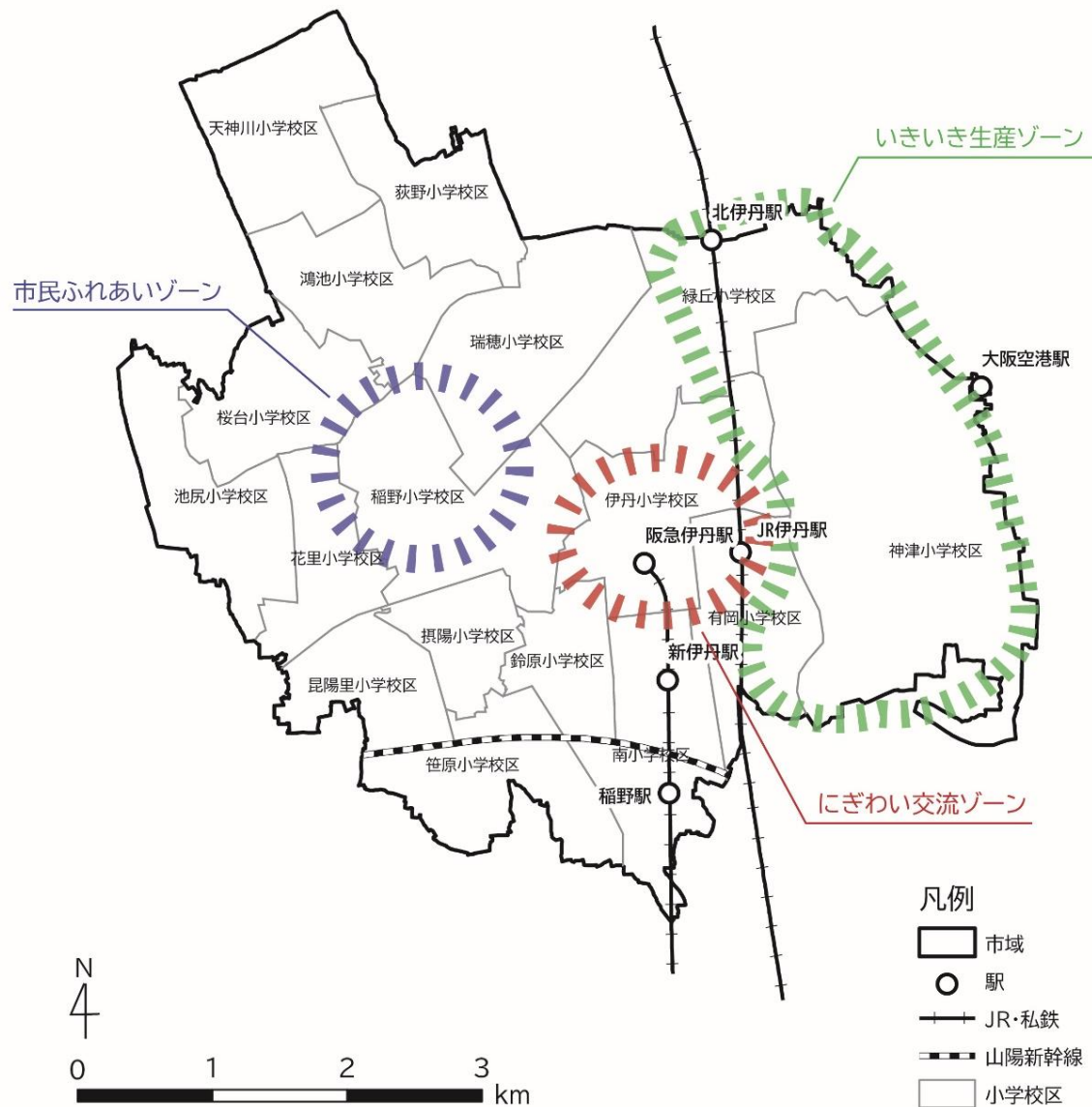
【ゾーン設定の考え方】

「にぎわい交流ゾーン」（中心市街地）については、本市の主要な都市機能が集積する中心市街地であり、各種取り組みを集中的に実施しており、今後、みやのまえ文化の郷の再整備（伊丹市立博物館の機能移転複合化）が予定されていること、「市民ふれあいゾーン」（市役所周辺）については、市庁舎の建て替えやそれに伴う施設の移転、周辺のまちづくりの検討などが進むことから、引き続きゾーンとして設定します。

「いきいき生産ゾーン」（猪名川沿い）については、本計画のターゲット別都市づくり方針「産業が元気な都市づくり」の具体的な展開が必要であり、かつ猪名川や大阪空港周辺緑地（伊丹スカイパーク）等の水と緑のネットワークの維持・増進が必要であることから、「みどりの再生ゾーン」（伊丹スカイパーク周辺）も統合した形で引き続き「いきいき生産ゾーン」（猪名川・空港周辺）とします。

「農住共存ゾーン」（瑞ヶ池公園北）については、生産緑地が広域に集積するエリアとして都市農地の維持と活用などの整備方針としていましたが、全体構想の土地利用の方

針において「市内に分布する農地は、都市に「あるべきもの」として位置づけ計画的に保全を図る」と全市的な都市農地の保全を図る方針を示したことから、今回ゾーンとして設定しません。



図：本計画で設定する3つのゾーンと、小学校区の位置関係

第6章 地域別都市づくり方針

1. 地域自治組織と地域ビジョン

(1) 地域ビジョン

「地域ビジョン」は、地域ごとの地理的な特性、自然、歴史等の地域資源等を活用し、地域の課題を解決するため、地域自治組織が次の事項を定める10年間の計画です。

- ・将来像
- ・現状と課題
- ・課題を解決するための基本方針
- ・基本方針に沿った具体的な取り組み

取り組みの内容は、次に掲げる分野ごとに策定することとしています。

- ①健康及び福祉に関すること
- ②地域環境に関すること
- ③防犯、防災及び交通安全に関すること
- ④地域の活性化に関すること
- ⑤子どもの健全育成に関すること
- ⑥地域活動の拠点に関すること
- ⑦地域自治の強化に関すること
- ⑧その他地域自治組織が必要と認める分野

「地域ビジョン」を計画として策定することで、地域の目標や課題を共有するとともに、地域全体で課題解決に向けた土壌づくりになることが期待されます。

(2) 協働のあり方

本市における「協働」のあり方は、「伊丹市まちづくり基本条例」第2条の基本理念で規定しています。

(基本理念) 第2条まちづくりは、市民が自らの意思によって参画し、市民と市が相互の信頼関係に基づいて、それぞれ果たすべき役割と責任を分担し、補完し合い、協力して進めなければならない。

(3) 地域ビジョンの将来像・基本方針と都市づくりとの関係

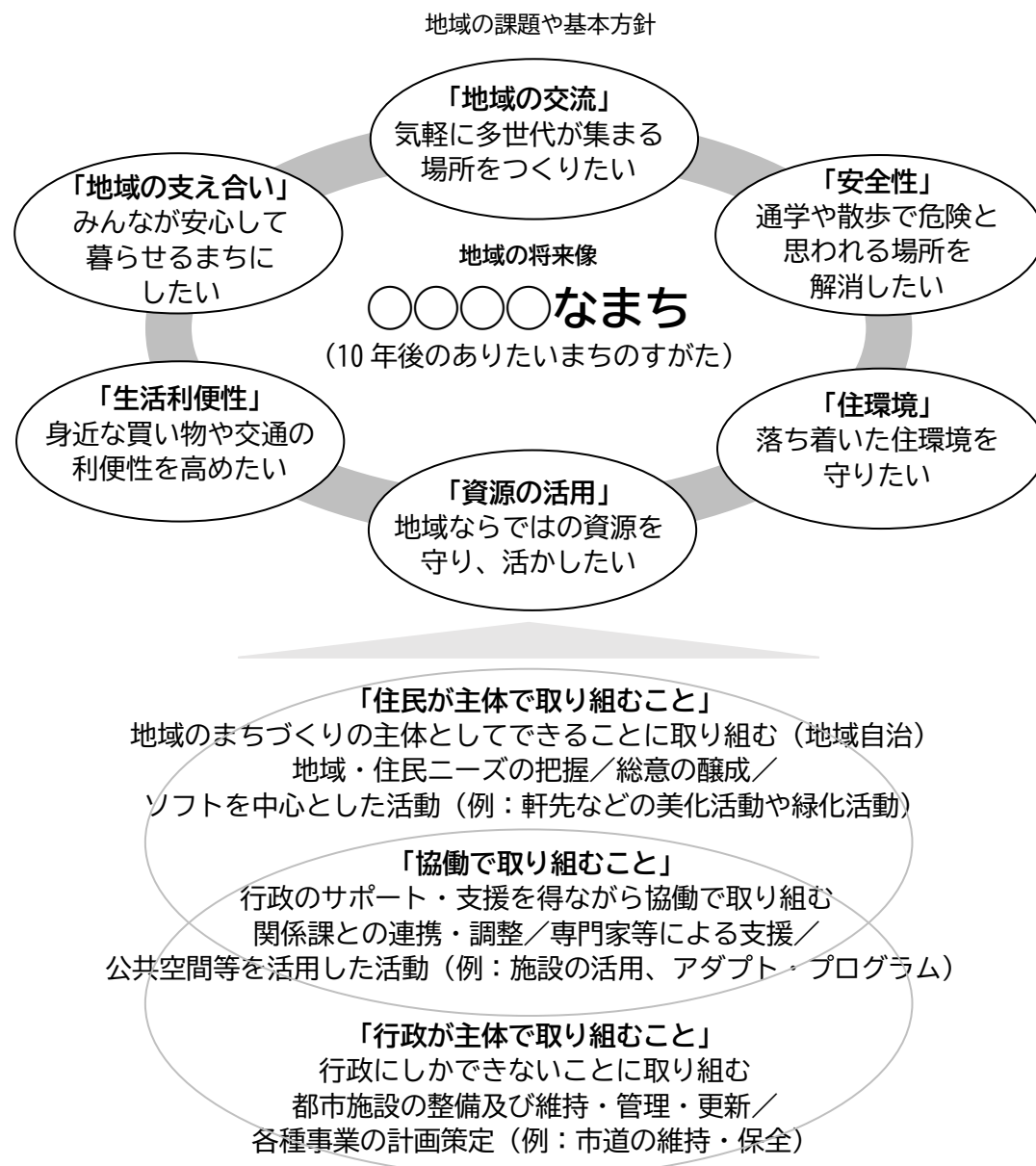
「地域ビジョン」では、10年後の地域の将来像を示します。

その将来像の実現に向けた基本方針は、「住民主体のソフトのまちづくり・活動」によるところが大きいですが、都市づくりの面でも連携して取り組むべきもの、たとえば、道

路や河川、建物や公園など「まちの空間づくり」に関するものも考えられます。そのため、将来の都市づくりもイメージしながら、地域の将来像を話し合うことも大切です。

「まちの空間づくり」においては、主に行政として取り組むもの（例：市道の維持・保全）もあれば、主に住民で取り組むもの（例：軒先などの美化清掃や緑化活動）、また、住民と行政が協働するもの（例：アダプト・プログラム※）などもあります。

【アダプト・プログラム】身近な道路・河川・海岸などに愛着を持ち、市民と行政が共同で美化活動に取り組むこと。



図：地域ビジョンと都市づくりの関係

(4) 地域ビジョンを踏まえた都市づくり

都市づくりは地域ビジョンで定める分野と関連する部分が多く、それらの関係性を示します。各分野の検討に際し、都市計画マスタープランで位置づけられている記載を参考にし、全市の考え方を地域にも展開します。

拠点の機能（商店など）の充実や住環境の保全・調和、歴史的な街並みの形成・活用など、都市づくりに関連する分野が提起された場合には、都市づくりとも連携を図りながら、検討を進めます。

表：地域ビジョンと都市づくりとの関係

地域ビジョンの分野と方針例	地域ビジョンを踏まえた都市づくり
○健康及び福祉 住民の生きがいと健康の場づくり 地域での支え合いの場づくり 高齢者の見守りなど	●成熟社会に対応した都市構造 日常の暮らしの持続性を支える「地域拠点」の形成、都市機能の配置 ●市街地整備・誘導の方針 バリアフリー、ユニバーサルデザイン
○地域環境 公園や河川の環境美化 コミュニティ花壇 自然に触れられる場づくりなど	●自然・みどりの方針 地域主体の公園・緑地の利活用など ●環境都市づくりの方針 省エネルギー化や廃棄物の削減など
○防犯・防災・交通安全 登下校の見守りや安全対策 地域の防災マニュアル作り 防犯・防災の啓発や訓練の実施など	●都市交通の方針 通学路などの交通安全対策など ●都市防災の方針 地域防災力の向上など
○地域の活性化 世代を超えた交流の場づくり 地域の資源（歴史・景観や施設など）の活用など	●資源をいかした魅力ある都市空間・環境 ●歩いて暮らせる都市づくり 回遊性創出による活性化など ●産業が元気な都市づくり 産業機能の集積などによる活性化など
○子どもの健全育成 子どもの居場所づくり 学習活動の支援 スポーツなどを通じた青少年育成など	●子ども・子育て家庭にやさしい都市づくり 子どもと親の居場所の充実、集まる場所での安全性の向上など
○地域活動の拠点／地域自治の強化 活動拠点の充実や自主管理・活用 住民などへの情報発信 地域の担い手育成など	●成熟社会に対応した都市構造 日常の暮らしの持続性を支える「地域拠点」の形成

2. 地域ビジョン策定のプロセスにおける連携

(1) 関係課との意見交換の場づくり

都市づくりに関わる内容（例：道路、防災など）に際し、地域での検討に資するよう、関係課が連携し、地域ビジョン策定にあたって参考となる関連計画・事業の情報提供や助言等を行います。

出前講座なども活用し、市全体の都市づくりや都市計画制度、市で進めている事業などの説明を行います。

(2) 地域の意見のフィードバック

地域ビジョン策定の過程で挙げられる地域の課題について、都市づくりの面で全市的観点からフィードバックすべき事項があれば、各種計画などに反映します。

3. 地域の都市づくりに関連する活動に対する各種支援策

地域ビジョンの策定時あるいは策定後、地域で都市づくりに関連する活動を実践していく際に、各種支援策を活用していきます。

(1) 都市基盤整備における意見交換の場づくり

都市基盤の整備（道路など）は住民の生活に与える影響も大きいことから、住民の意見を聴き、整備に反映することは大切です。

地域が主体となった危険な場所等の情報提供があった際には意見交換を行い、良好な都市基盤の整備を行っていきます。

(2) 協働による維持・管理や場所の活用

地域のニーズを把握する住民が自ら維持・管理に参画し、自分たちで熟議し使いやすい、ニーズに即した施設づくりに協働で取り組みます。

道路沿いの花壇活動などでは市民緑化協定、公園の緑化活動では「公園アダプト協定」などを締結し、地域が主体となった公共空間の利活用を図ります。

(3) 建物などのルールづくり（地区計画など）

地域の資産価値を維持し、将来にわたって良好なまちの環境を守っていくために、必要に応じて地区計画や建築協定、景観協定などのルールを定めます。

これらは法に基づくルールとして、一定の効力を持たせるものですが、一方で制限にもなりうるので、地域の住民で問題意識を共有し、対話や学習を進めながら、合意形成を図ります。

(4) まちづくり活動の支援

一定の範囲における景観形成の取り組みを支援する「都市景観形成助成制度」ほか、各種制度を活用し、住民主体の都市づくりの取り組みを支援します。

(5) 都市計画の提案制度

土地所有者などが発意し、一定の要件を満たした場合、都市計画の内容の変更などを提案できる制度があります。

第7章 ゾーン別都市づくり方針

1. にぎわい交流ゾーン（中心市街地）

（1）ゾーンの概況

阪急伊丹駅周辺からJR伊丹駅周辺にかけての本市の中心市街地のゾーンであり、鉄道・バスなどの交通の結節点となっている他、商業・業務施設、公共施設、さらには歴史・文化施設など様々な機能集積がみられるゾーンです。

4極（東西南北の4つの核、阪急伊丹駅周辺地域、JR伊丹駅周辺地域、宮ノ前商店街地区、サンロード商店街地区）とそれらを2軸（東―西、南―北の2本の歩行者動線）で相互に結び連携するまちづくりを進めています。

（2）ゾーンの課題や踏まえるべき視点など

①中心市街地活性化の取り組み進展や都市整備の推進

「中心市街地活性化基本計画」に基づき、伊丹市立図書館「ことば蔵」の整備や、まちなかの多様なイベントの展開、商業店舗の誘致等を連鎖的に図ってきた他、2軸を中心とした無電柱化の推進などを展開しており、これらを踏まえつつ、次の事業展開を見据えた方針とする必要があります。

②ターゲット「歩いて暮らせる都市づくり」の展開

4極2軸を中心とした歩いて楽しい回遊動線の創出や、回遊性を高める取り組み、賑わいと歴史を感じる良好な都市景観の形成、安全・安心な交通動線の確保などに集中的に取り組んでいきます。

③公民連携・エリアマネジメントの推進

中心市街地における事業の担い手として、民間の役割は拡大しており、地域の事業者・商業者・関係団体等に加え、まちづくり会社や施設指定管理者など新たな主体も確立され、事業展開が図られてきました。

今後、これらの民間主体の役割は一層重要となり、公民のより緊密な連携のもと、新たな仕組み・制度等も検討しながら、地域主導のエリアマネジメントの次なる展開を描いていくことが求められます。

(3) ゾーンの都市づくり方針

4極（点）・2軸（線）から面に拡げ、 歴史・文化に親しみながら暮らし・活動が楽しめる、 歩いて楽しいまちなかづくり

① 4極（拠点）・2軸から面に拡げるにぎわいの形成

〈西の拠点のまちづくり／阪急伊丹駅周辺〉

市内の商業集積地の中心であり、活気と楽しさあふれるにぎわいのある拠点としての都市づくりを推進します。

福祉駅としての整備が行われた阪急伊丹駅周辺については、今後も引き続き本市の商業・業務、交通の拠点として、中心市街地の西の玄関口にふさわしい整備とまちの機能維持に努めます。

阪急伊丹駅周辺地区では、周辺からアクセスしやすいような歩道空間・自転車通行空間の改善や歩車分離の交通安全対策、さらに防災上の課題に対応した建築物の防災性能の向上、個別建て替えなどによる商業・住宅などの都市空間形成をめざします。

〈東の拠点のまちづくり／JR 伊丹駅周辺〉

市街地再開発事業※で整備された施設や城跡広場がある駅西地区と、大規模商業施設が立地する駅東地区との連携により、緑豊かでゆとりのある中心市街地の東の玄関口にふさわしい大規模商業拠点としての都市づくりを推進します。

JR 伊丹駅は本市の来街・観光の玄関口ともなることから、既存の観光案内所を活用し、引き続き観光情報の発信やわかりやすい交通情報の提供を図ります。

大規模商業施設から有岡城跡、さらに駅西側の歩行者優先道路沿道で重点的に景観形成を図る区域に指定した「伊丹酒蔵通り都市景観形成道路※地区」にかけて、歩いて楽しめる空間形成に向けて、有岡城跡の広場空間としての改修・整備を行うとともに、引き続き沿道の景観誘導や低層部の商業施設等の誘導を図ります。また、沿道の軒先の柔軟な利活用等により、空間としての魅力を高めながら、回遊性のある都市づくりを推進します。

【市街地再開発事業】低層の木造建築物などが密集し、土地利用が非効率的な地区等で、共同建築物を建築し、あわせて道路や公園などの整備を行う事業。

【都市景観形成道路】市の景観条例において、特に重要な地区として色彩などの基準を設けている街道。

〈北の拠点のまちづくり／宮ノ前地区〉

本地区では、市街地再開発事業により地区の活性化に向けた整備が図られ、かつ、市立図書館「ことば蔵」の整備により、市民が集う拠点が生まれました。あわせて、地区周辺の歩行者優先道路のうるおいある空間創出に向け、無電柱化が進みました。地区北側は「伊丹市景観計画」にもとづく「北少路村都市景観形成道路地区」の指定がなされ、伝統

的な町家をモチーフとした個性的なまちなみ誘導を引き続き行っていくことにより、かつての門前町としての景観形成を図りつつ、「ことば蔵」や猪名野神社を拠点として、市民や地域が主体となった特色あるイベントなどソフト面の取り組みの充実など、まちの活性化を図っていきます。

これらのことによって、新旧のまちなみが調和し、歴史性・文化性豊かにぎわいのある北の拠点としての都市づくりを推進します。

〈南の拠点のまちづくり／サンロード商店街地区〉

アーケード型の商店街を中心に、市民にとって親しみとにぎわいのある拠点としての都市づくりを推進します。

サンロード商店街は、市場特有の親しみと活気のあるショッピングモールを維持し、充実化を図るとともに、空き店舗の活用・リノベーション※なども促しながら、隣接する伊丹シティホテルなどと合わせて、市民が買い物やサービス、交流、娯楽などを楽しめる商業拠点としての充実を図ります。

【リノベーション】古くなった部屋の設備や機能、デザインに手を加え、新しい付加価値を生み出していくこと。

〈2軸の整備／道路〉

中心市街地の東西・南北の4極を結びつける歩行者優先道路は、沿道や近接地にみやのまえ文化の郷（美術館、柿衛文庫、工芸センター、伊丹郷町館（旧岡田家住宅・酒蔵、旧石橋家住宅））、酒蔵レストラン、伊丹アイフォニックホール（音楽ホール）、いたみホール（文化会館）、伊丹シティホテル、猪名野神社などさまざまな施設が立地し、これらと一体となって、くつろぎとにぎわいのゾーンを形成する歩行者のための空間となっています。この空間は、単なる道路ではなく、市民や来街者などすべての人が、行き交い、集い、語らい、憩い、遊ぶことのできる、歩いて楽しい空間として充実していきます。

JR 伊丹駅東側の大型商業施設の集客を JR 伊丹駅から西側に導き、中心市街地全体にこれらの波及効果が広がり、東西軸、南北軸を魅力とにぎわいのあるモール空間として形成されるよう、道路沿道における店舗の立地を誘導し、沿道の魅力を高めていくとともに、引き続き無電柱化を推進し、沿道景観の形成を図ります。

2軸の交わる三軒寺前広場においては、引き続きイベント等の有効活用を図りながら、道路上でより柔軟な利活用について検討します。

歩行者優先道路だけでなく、本ゾーンの中にある都市計画道路などについては、わかりやすいサインシステム※、街路樹の整備など、歩いて楽しい道路空間の充実を進め、回遊性を高めていきます。

【サインシステム】市民や来訪者への案内誘導、情報伝達の機能を担う公共サインの体系。

〈みやのまえ文化の郷の再整備等を契機とした面の都市づくり〉

みやのまえ文化の郷を新たに総合ミュージアムとして再整備し、歴史的まちなみや文化施設、商店などと連携し、歴史・芸術・文化を活かした緑豊かなアメニティ拠点の形成を図り、さらに中心市街地内の回遊行動を増進します。

2軸以外の中心市街地内の道路においても、より歩きやすく回遊しやすい道路空間の形成に向けて、検討します。

〈来街・観光を促す都市づくり〉

本市の中心市街地に多様に分布する施設や資源を回遊し、まちなかを楽しめる来街・観光を促すべく、JR伊丹駅を起点としたルートの推奨や情報提供を行います。

また、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市とともに申請した『「伊丹諸白」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷』が日本遺産に認定されたことを踏まえ、市内の資源と連携しながら、ストーリー性をもった観光の展開を促します。

②個性ある市街地景観の形成

本ゾーンは、旧伊丹郷町をもとに発展してきたことから当時の建築物や寺社などの歴史的景観と、市街地再開発事業などにより新しく建築された商業・業務施設や文化施設など、新旧の景観が共存しています。

このため、新旧の景観の調和を図りながら、にぎわい交流ゾーンの特色ある市街地景観の形成やまちなみ環境に配慮した適切な土地利用の誘導に努めます。

長い伊丹の歴史を今に伝えている、国指定重要文化財の「旧岡田家住宅・酒蔵」、県指定有形文化財である「旧石橋家住宅」など江戸時代からの町家や酒蔵、かけがえのない貴重な自然的資源である県指定の天然記念物である法厳寺の大クス、市指定文化財である猪名野神社のムクロジなどは、まちの財産として大切に保全していきます。

また、本ゾーンの主要な道路から一步裏通りに入ると、小規模な住宅を中心に建て込んだ地区も見られます。これらの地区については、旧伊丹郷町の面影を留める伝統的な町家や長屋が残されており、伝統的な雰囲気を残しながら、新たな用途への利活用やリノベーションを促します。

旧大坂道は、本市の歴史を今に伝える貴重なまちなみを残す旧街道すじとして、平成2年に「伊丹市都市景観条例」に基づく最初の都市景観形成道路として指定がなされ、伝統的な建築物などを保全するとともに、歴史的景観と調和した建築デザインを誘導しています。また、宮ノ前商店街の「北少路村都市景観形成道路地区」やJR伊丹駅西側の「伊丹酒蔵通り都市景観形成道路地区」の指定により、伝統的な町家景観の継承を軸として、より魅力的なまちなみの誘導を行います。

道路は、本市のシンボルの地区にふさわしい魅力ある道路と沿道の景観の形成を図るため、沿道の歴史的建築物と調和した沿道のまちなみ景観などの誘導に努めます。

これらの歴史的建築物の保全と、新たな建築物の景観誘導をはじめ、公共空間や屋外広

告物のデザイン指針によるデザイン誘導により、新旧が調和し、共存し、個性ある伊丹市のシンボリックな市街地景観の形成をめざします。

③安全で快適な利便性のある都市空間の形成

阪急・JR 伊丹駅周辺などでは、放置自転車やゴミやたばこの吸い殻などの「ポイ捨て」も見受けられ、歩行空間の安全や都市美観での支障となっています。

このため、放置自転車の防止や環境美化を推進し、美しく安全で快適な都市空間の形成に努めます。

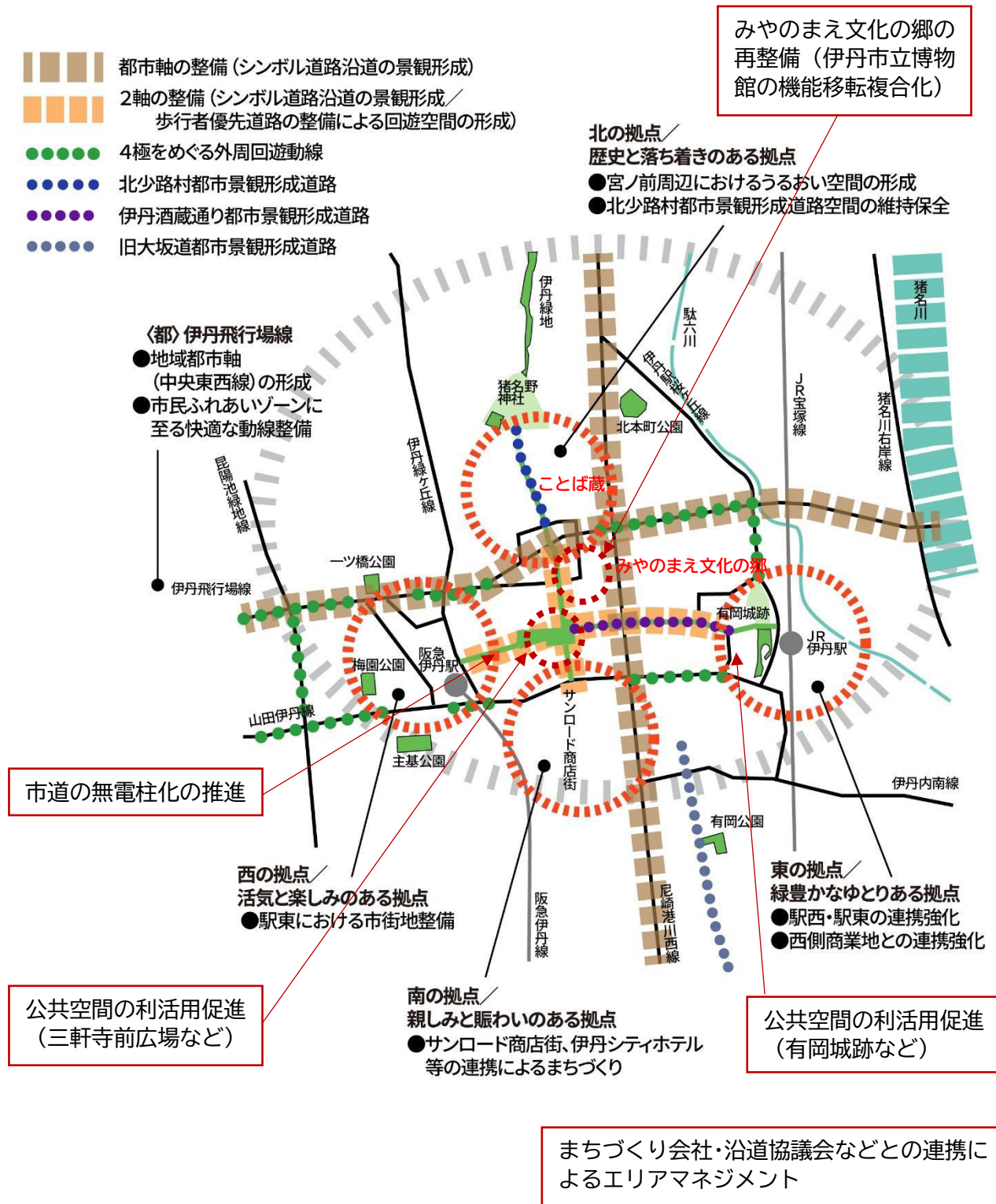
あわせて、中心市街地の活性化を図るため、駐車場と自転車駐車場について、既存施設の有効利用を進めていきます。

滞留空間の確保等の想定など、地震発生時などに備えた駅周辺やまちなかの防災対策について、鉄道事業者や大規模商業施設等とも連携を図ります。

④地域の主体による持続的なエリアマネジメント

中心市街地の各所において、地元の商業団体や沿道まちづくり組織、まちづくり会社などが、三軒寺前広場等を舞台に多様な活動を展開、定着するとともに、元気なプレイヤーも活躍しています。これらの取り組みを継続するとともに、さらなる持続的な発展をめざして、官民連携によるエリアマネジメントを促進します。

具体的には、民間事業者等の活動を円滑にするための各種制度等の活用や、財源の確保の仕組み、さらには、公共空間等の民間事業者による活用の新たな制度等の検討を行います。



図：にぎわい交流ゾーン（中心市街地）における都市づくり方針

2. 市民ふれあいゾーン（市役所周辺）

（1）ゾーンの概況

（都）西国街道線（国道 171 号）の南北をはさんで、公共施設が密度高く集積しているシビックゾーンです。南側には市役所をはじめ警察署・簡易裁判所・県伊丹庁舎などの行政施設が集積しています。北側には市立伊丹病院・阪神北広域こども急病センターなどの医療施設や、市立いたみいきいきプラザ、市立障害者地域生活支援センター、アイ愛センター（市立障害者福祉センター）などの福祉関連の行政施設、スワンホール（労働福祉会館・青少年センター・中央公民館・市民まちづくりプラザ）が集積しています。こうした集積や各機関の連携により、市民が一度にサービスを受けられる利便性の高い拠点として機能しています。

また、本市を代表する昆陽池公園や瑞ヶ池公園、瑞穂緑地や今池などが位置しており、自然的環境に恵まれたゾーンです。

（2）ゾーンの課題や踏まえるべき視点など

①市役所再整備・博物館移転に伴う周辺整備

現在、令和 4 年度（2022 年度）中の業務開始を目指して、新庁舎の整備が進められています。

現庁舎東館（防災センター）、みやのまえ文化の郷再整備事業に伴い移転する博物館、千僧今池の埋立造成工事に伴う公民館跡地における新保健センターなどの整備を含む東側建物の機能移転を含め、整備事業と並行して、「新庁舎整備基本計画」にも記載された新庁舎完成後の周辺のまちづくりを進めていく必要があります。

②水と緑の拠点・ネットワークを活かした都市づくり

市街化が進む本市において貴重な資源である昆陽池公園や瑞ヶ池公園、瑞穂緑地などの自然的環境をさらに活かしていくため、生物多様性の保全・再生に取り組むとともに、緑道などオープンスペースの有効活用が求められます。

また、本市の中心に位置しながらも自然的環境に恵まれ、市民が自然にふれあい、安らぎを感じられる場所が多く存在しており、市民がより快適に過ごせる空間として充実や活用を図っていくことが期待されます。

(3) ゾーンの都市づくり方針

市役所の再整備を契機とした 行政・福祉サービス拠点の充実・強化と、 自然的環境を活用した健康で快適な都市づくり

①市役所再整備とあわせた市民が集まる拠点としての充実・強化

市役所が、周辺の行政・福祉サービス施設が一体となって市民が訪れ利用する拠点となり、かつ非常時には災害対策本部の拠点として、市役所を含む一団の街区がシビックゾーンとして利用しやすくなるよう、「新庁舎整備基本計画」に基づく庁舎整備を進めます。

隣接する現庁舎東館（防災センター）、みやのまえ文化の郷再整備事業に伴い移転する博物館や公民館跡地において、新保健センターや今池緑地などの整備を進めます。

市役所の建替えにあわせて、庁舎周辺の動線を整理し、歩行者や車いす利用者等に加え、自転車、自動車等の市民が、よりアクセスしやすい拠点となるように、道路空間等の整備を推進するとともに、駐車場・駐輪場の適正配置・運用を行います。

兵庫県は、阪神南県民センターと阪神北県民局を「阪神県民局」として統合します。

本ゾーンは、初めて訪れる人にとって親しみやすいゾーンとするため、庁舎整備も契機としながらわかりやすいサインシステム、緑化の推進などによる修景を進めます。

市立伊丹病院と公立学校共済組合近畿中央病院は、今後の医療需要に対応するため、統合に向けた整備を進めます。

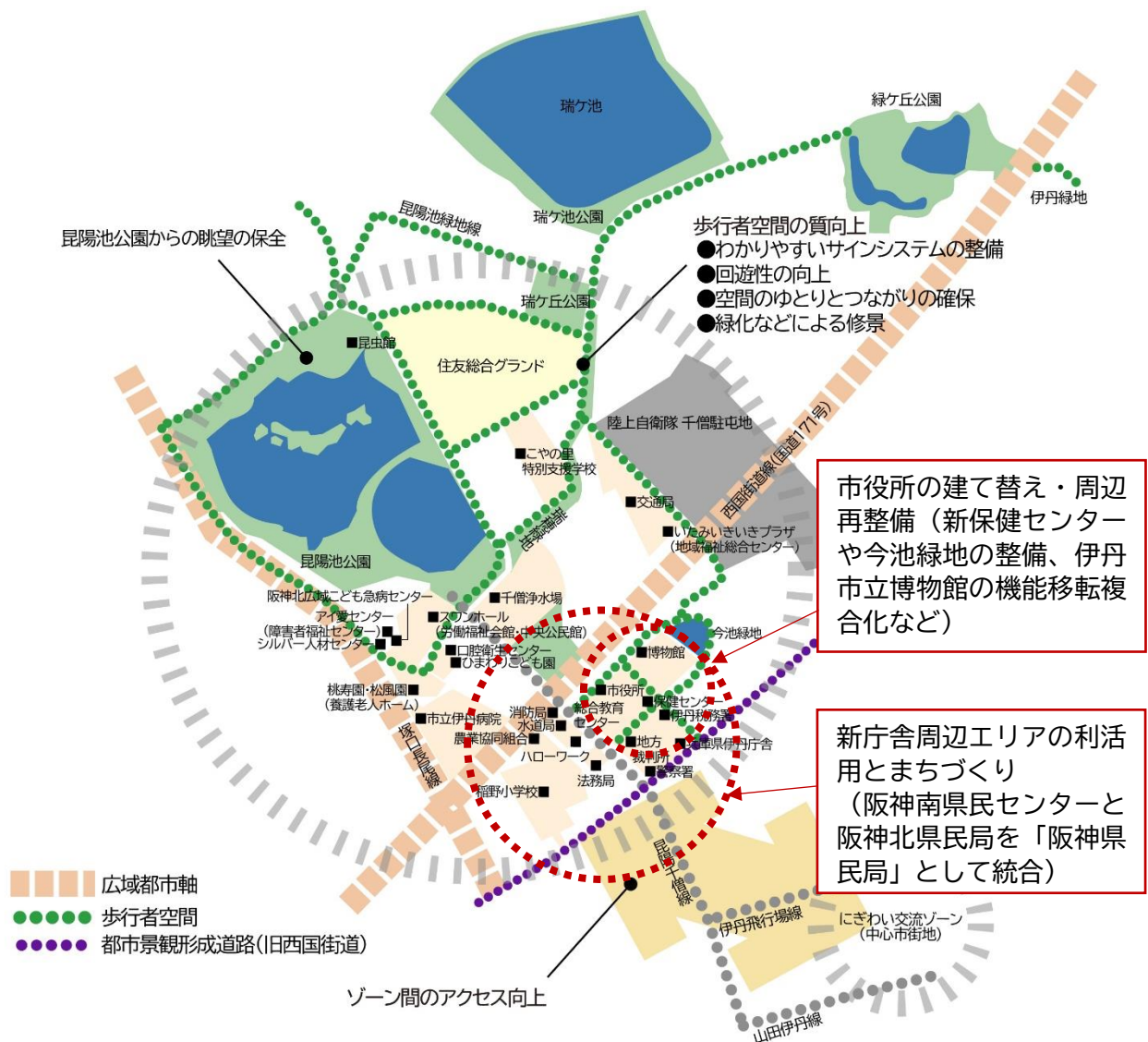
②自然的環境を生かした快適な緑の拠点・ネットワーク形成

地域固有の自然的風土や歴史・文化などの資源を活かし、魅力あるまちをつくるのが本市のまちづくりにとって重要なテーマとなっており、生物多様性の保全・再生の観点からも、自然的環境の存在が重要となっています。また、昆陽池公園・瑞ヶ池公園・緑ヶ丘公園等の拠点となる自然的環境の空間と、それに連なる緑道の整備など、ネットワーク形成に努めてきました。

本ゾーンでは、これらの自然的環境を活かし、市民同士のふれあいとともに、人と自然との触れ合いをさらに促すため、昆陽池等の地域資源を活かした、やすらぎのある空間形成を図ります。

このため、昆陽池公園・瑞ヶ池公園、緑ヶ丘公園の3大公園周辺の身近にふれあえる自然的景観の形成や眺望の確保など、同公園周辺のゆとりのある環境づくりに努めるとともに、身近にふれあえる自然の保全、市民協働による生物多様性の再生・保全に努めます。

さらに、昆陽池公園とその周辺、公共施設、今池、都市景観形成道路である旧西国街道や(都)昆陽池緑地線等、地域内におけるゆとりのある歩行者空間のネットワークを確保しつつ、公共施設、公共サインのデザイン誘導による美しい都市景観の形成、伊丹緑地における散歩・ウォーキング等に資する空間活用なども推進し、相互の回遊性を一層高めます。



図：市民ふれあいゾーン（市役所周辺）における都市づくり方針

3. いきいき生産ゾーン（猪名川・空港周辺）

（１）ゾーンの概況

大阪国際空港に隣接し、ＪＲ宝塚線から猪名川沿いの生産・流通施設が主に集積するゾーンで、最先端技術を担う大企業から、高度な技術力を持つ中小企業など、様々な企業が立地しています。また、伊丹工業団地と伊丹有岡産業センターの２工業団地が建設されています。研究開発施設や物流施設の立地が進む一方で、企業立地環境の様々な変更の影響を受け、市外への工業施設の流出も見られます。

神津地区は住宅地が中心の土地利用となっており、一部工場とも共存した市街地となっているほか、地域拠点となる神津交流センターをはじめ、西桑津公園やこども文化科学館など特色ある施設が集積しています。

ゾーンの南部は農地のほかに倉庫や工場用地としての土地活用が図られているほか、豊中市伊丹市クリーンランド・流域下水道終末処理場も立地しており、豊中市伊丹市クリーンランドの旧ごみ焼却施設跡には、クリーンランドひろばも整備しています。

航空機騒音の緩衝緑地として伊丹スカイパークが整備され、市内外から多くの来園者で憩い賑わう場所となっています。ごみ焼却場では、「森の中の再生工場」を基本コンセプトとした豊中市伊丹市クリーンランドが整備されているほか、原田（下水）処理場では屋上部を利用した運動公園として開設されたスカイランド HARADA は、飛行場の滑走路が楽しめる市民のレクリエーションや憩いの場となっています。

（２）ゾーンの課題や踏まえるべき視点など

①ターゲット「産業が元気な都市づくり」の展開

内陸部に位置する貴重な産業集積を維持増進していくべく、ターゲット別都市づくり方針③「産業が元気な都市づくり」の展開が求められます。

具体的には、既存立地企業と住宅地の住工調和、土地利用政策と産業政策の両輪での推進、物流機能の適切な誘導と交通面での調和、新たな都市型産業の立地の促進などに集中的に取り組んでいく必要があります。

②空港・レクリエーション拠点や水・緑のネットワークを活かした都市づくり

大阪国際空港が位置し、周辺には伊丹スカイパークをはじめ多数のレクリエーション拠点が位置しており、空港を望める場所として人気であり、市民生活を支える施設でありながらも市民の憩いの場としても機能しています。

猪名川沿いは、動植物の生息空間かつ開放的なオープンスペースとして貴重な自然的資源であり、このポテンシャルをさらに活かしていくため、生物多様性の保全・再生や、緑道などオープンスペースとしての有効活用や、周辺のレクリエーション施設との連携が求められます。

(3) ゾーンの都市づくり方針

空港に隣接し猪名川の自然アメニティ空間や レクリエーション拠点を活用した 住工共存とうるおいある都市づくり

①産業系土地利用の維持と基盤の整備

本ゾーンに立地する産業施設は、(都)西国街道線(国道171号)以北の一団の産業施設などとあわせ、本市の就業の場の確保や地域経済を支えていくうえで、重要な役割を果たしており、今後とも、これらの産業系土地利用を維持するとともに、その機能強化を図っていくため、土地利用政策と産業政策の両輪で、環境保全と立地促進を進めます。

また、昨今増加しつつある物流施設についても、適切な誘導を図るとともに、住宅地等への通過交通を避けるなど交通面での調和に努めます。

②よりよい住工共存地域の形成

住宅と工業施設が混在した地域については、住宅、産業施設相互の環境面での配慮により住工共存を図ります。敷地境界部の植栽を積極的に行い、また、産業施設の騒音や悪臭発生等の防止を徹底し、住民と企業との一層の相互理解を図ることにより、よりよい住工共存地域をめざします。

③新たな都市型産業の集積

駅や空港、高速道路等に近い抜群の立地条件を活かし、産業政策とも連携しながら、本ゾーンの工業系用途地域を中心に、製造業等に加え、研究開発・インキュベーション施設※など新たな都市型産業の集積を図ります。

【インキュベーション施設】創業間もない企業や起業家に対し、低賃料でのスペース提供や、マーケティング支援などの経営ノウハウを提供し、その成長を促進させることを目的とした施設。

④工業跡地の活用

近年の宅地化に伴う操業環境の変化や、立地コストの増加など企業をとりまくさまざまな環境の変化により、企業の転出傾向が見られます。これらの工業跡地については、県との連携のもと、事前にその状況を把握し、できる限り工場用地としての継続に向けた働きかけを行います。やむを得ず用途転換をする場合であっても、周辺環境との調和やまちづくり面での要請に配慮するとともに、道路の整備状況など立地条件に応じた土地利用の転換を誘導します。

⑤緑豊かな河川沿いとレクリエーション拠点等を活かしたうるおいあるゾーン形成

兵庫と大阪の両府県を流れる一級河川の猪名川は本市においても貴重な自然的資源で

あり、生物多様性の観点からも重要です。親水性のある広域的なアメニティ軸の形成をめざし、河川沿いの工場緑化※を積極的に進め、緑豊かな河川沿い景観美形成を図ります。あわせて、関係機関と連携したハード・ソフトの一体的な浸水対策に努め、治水安全性の向上に努めます。

オープンスペースとして快適な空間を活かしレクリエーションが一層図られるよう、散歩・ウォーキング等に資する空間活用なども推進し、回遊性を一層高めます。

猪名川に合流する駄六川については、自然にふれあえ、地域にうるおいを与える空間としての創出を図ります。

伊丹スカイパークについては、空港を望みながら市民に加え広域からも憩い集うことができるレクリエーション拠点として、指定管理者との連携のもと、さらなる活用を図ります。

口酒井遺跡、田能遺跡など歴史遺産とともに、こども文化科学館、スカイランド HARADA、豊中市伊丹市クリーンランドなど立地特性を生かした都市施設整備がされており、近隣のコミュニティとの連携とともに、河川・緑道空間などとも一体となった市民が集い憩ううるおいある空間として、ゾーンの一体的な魅力向上に向けたまちづくりへの活用を展開します。

また、本ゾーン南部は特に農地が広域に集積するゾーンでもあり、都市にあるべきものとして引き続き生産緑地制度等を活用し、積極的に保全を図ります。

【工場緑化】工場等の敷地内に緑化予定地を設け、樹木を植栽すること。



図：いきいき生産ゾーン（猪名川・空港周辺）における都市づくり方針

【第3部 都市づくりの推進方策】

第8章 都市づくりの推進方策

1. 都市づくりへの理解の促進と関心を持つ機会の拡大

これからの安定した成熟社会の時代にあって、都市づくりの主役が行政から市民・事業者へと移りつつあり、都市づくりの取り組みを理解し、関心を持ち参加する層をどう拡大していくかが課題となっています。

市民が自ら生活する身近な地域や中心市街地など特徴あるゾーンにおいて活動を行う、あるいは事業者がまちを舞台に様々な事業活動を展開する、これらの取り組みが本市の暮らしやすさ・魅力を一層育み・伸長させています。

また、市民・事業者が知恵やアイデアを出し、パートナーシップの基本理念に基づいた協働のまちづくりの意識を上げていくことで、まちに対する「自分ごと」の感覚が醸成されます。そのためには、補完性の原則を基本に、情報の共有化や活動支援など、参画や協働の仕組みを充実させる必要があります。

(1) 都市づくりに関する情報公開と広報の充実

市民・事業者が主体となったまちづくりを進めていくためには、市民・事業者自らが発意するとともに、資料や情報の収集に加え、知識習得や合意形成にかかる活動を展開する環境を整えることが必要となります。

インターネットや情報端末の普及などにより、情報収集は容易なものになってきていますが、市民・事業者が求める情報を的確にわかりやすい内容として提供していくことが行政側には求められています。

また、合意形成においては、熟議を重ねて導き出した一定の方向性を関係者が十分に共有することが大切です。各主体のニーズに応じた場の設定や助言など、必要な支援体制を引き続き整えていきます（例として、都市計画に関するニュース・リーフレットの発行充実やデザインの改善、インターネットによる市民意見の集約、都市計画に関するホームページの充実、都市計画に関する出前講座の実施など）。

(2) 都市づくりにおける参画の機会の拡充

市民生活を支えるべく、都市計画の指定や都市施設の整備と維持・管理を進めてきていますが、社会経済状況の変化に伴い市民のニーズに合わなくなる場合もあります。

都市計画の見直しにあたっては、より多くの市民の参画や意見集約ができる仕組みづくり・場づくりを引き続き進めていきます。

（３）地域特性に応じた身近なまちづくりの推進と支援

本市では、「伊丹市まちづくり推進条例」を制定し、市民の参画と協働によるまちづくりに関する基本的な事項を定めており、市民の主体的なまちづくりを推進し、市民自治の実現を図っていくことが位置づけられています。身近な生活空間や都市空間を重視したきめ細やかなまちづくりには、市民が主体となった取り組みが欠かせないものとなってきています。

都市全体から見た考え方だけでなく、各小学校区で策定を進める「地域ビジョン」に基づいた地域の現状や課題、将来像などを踏まえて、きめ細やかな観点からの都市づくりの推進を図る必要があります。

その一方で、市民が主役となった取り組みを将来にわたって持続性あるものとしていくためには、自分たちのまちに関心を持ち、継続的に携わる「パブリックマインドを持った人材づくり」や、活動をより円滑にする「仕組みづくり」などが重要です。

都市全体にわたる都市機能の配置や密度構成を踏まえつつ、地域の実情・現状に即した身近なまちづくりの課題に対応するため、地域の住民の意向や意欲を踏まえながら、地区計画制度などの活用を図ります。

まちづくり活動においては、運営組織や経費、専門家の指導や助言などが必要となり、段階に応じた支援が求められます。また組織体を運営していく上では、地域のまちづくりリーダーの存在も重要です。人材の養成を目的とした学習の場などを企画開催し、ともに魅力ある都市を実現する土壌づくりを促進していきます。

（４）都市づくりにおける学習の機会の創出

都市づくりを市民が興味を持って学ぶ機会を創出し、その過程で必要な情報を提供する取り組みを進めていきます（例として、地域学習における都市づくりに関する情報提供やプログラムの開発、本市をフィールドに大学等教育機関と連携した地域学習の展開など）。

2. 公民連携の都市づくり

都市づくりの推進役が行政から民間へと移りつつある一方、民間では取り組めない都市づくりの領域として、全市的な観点からの土地利用の誘導、市民生活や事業者活動を支える安全・安心で快適な都市基盤の維持・管理や計画的な更新、さらには、隣接市などと連携した広域での都市づくりや情報発信などがあります。

そこで、本市の暮らしやすさ・魅力を育み・伸長させながら、将来にわたって誰もが安心した暮らしができる持続あるまちづくりを目指すべく、民間が主役となって、行政も加わりながらそれぞれ得意な領域を発揮し連携して取り組む「公民連携の都市づくり」を推進します。

(1) 公共空間を活用し民間の活動を促す都市づくり

本市では、中心市街地において重点的な投資を進め、歩きやすい空間や市民が集まることのできる空間が整備されてきました。まちなかの元気な商業者や市民、さらにはまちづくり会社等の元気なプレイヤーが行政とも連携しながら活躍し、三軒寺前広場や伊丹酒蔵通りなどの公共空間を舞台に多種多様な活動が展開され、それが本市の大きな特徴となっています。

公共空間は一義的には行政が管理する空間ですが、昨今では、こうした公共空間を地域や民間の主体がより柔軟に使いこなし、地域の課題の解決や魅力の創出につなげていく動きも見られ、本市では特に中心市街地において先駆的に公共空間の活用に取り組んできました。

こうした蓄積や地域・市民の理解を礎として、国の仕組み・制度等も積極的に活用するとともに、必要があれば活用を担う民間主体の形成や確立に資するよう、より使いやすくなるようなインセンティブの仕組み等もあわせて構築しながら、より公共空間を柔軟に使いこなし、地域や民間の創造的な活動を促す、インキュベーションやエンパワーメント※の場としての公共空間の活用を進めるものとします。

【エンパワーメント】社会的に不利な状況に置かれた人々の自己実現を目指しており、その人の有するハンディキャップやマイナス面に着目して援助をするのではなく、長所、力、強さに着目して援助すること。

(2) 公共施設・公的不動産における民間活力を導入した都市づくり

本市では、道路や公園・緑地、各種行政サービス施設や公営住宅といった公共建築物等の公共施設の整備と維持・管理を、行政が公的資金を投入して進めてきました。

一方で、全国的な潮流として、人口減少を背景とした財政的な制約等により、全ての行政資産に公的資金を充当して維持・管理、更新することが難しい状況も生まれており、民間活力を活用したまちづくりを進めるため、公共施設における民間活力の導入（指定管理※、PFI※、Park-PFI※など）や、公的不動産（PRE）の活用も各地で進められており、価値・サービ

スの向上と行政投資の軽減を実現しています。

本市においても公共施設・公的不動産における民間活力の導入は進めていますが、成熟社会の時代において民間活力の導入の動きは広がっていくものと考えられ、より魅力的な公共施設として維持・管理や活用が進むよう、また、公的不動産の活用が地域の価値向上や課題解決等に資するよう、地域や施設の実情、ポテンシャル等に応じ適切な形で民間活力の導入を進めるべく、必要な仕組みの構築を進めるものとします。

【指定管理】公の施設の管理を、出資団体等に限られない民間事業者にも管理を可能とさせる制度。

【PFI】Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

【Park-PFI】飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する公募設置管理制度のこと。

（３）良好な開発等の誘導による都市づくり

良好な開発行為は、地域に活力を与え、均整のとれた都市空間を形成します。しかし、既成市街地などにおける大規模な開発・用途転換は、場合によって地域の環境を悪化させたり、調和を乱したりしてしまうこともあるため、引き続き、地区計画制度等を活用したルールづくりなどを行い、周辺への配慮等を促すものとします。

また、不動産取引法に定められた重要説明事項に加え、周辺への影響に対する適正な説明を促し、地域の良好な関係が保たれるよう開発事業者への適切な指導を行います。

他方、地域の価値を高める良好な開発・建築行為については、都市計画制度をはじめとする各種支援を行うなど、民間活力を適切に誘導し、成熟社会を支える良好な都市づくりに引き続き取り組むものとします。

（４）公民連携を担う人材の育成や組織の確立に向けた支援

公民連携の都市づくりを進めるには、パブリックマインドを持った民間事業者や、それらの育成・コーディネートを担うプロフェッショナル人材・組織の存在が欠かせません。

中心市街地活性化や産業振興の施策とも連携を図り、公民連携の領域で取り組む新たな人材の育成や、それを担う組織の確立に向けて取り組むものとします。

3. 総合的・統合的マネジメントによる都市づくり

これからの都市づくりにおいては、既存施設の利活用や将来の需要を見極めつつ持続可能性を念頭に、合理的で効率的な事業の推進、ハード・ソフトを含んだ各種事業の連携等、総合的・統合的なマネジメントを展開していきます。

(1) 既存ストックの活用と持続可能なまちづくりの推進

地域の個性を活かしたまちづくりや環境適合型のまちづくりを進めていくためには、ハード型の都市整備だけでなく、良質な既存ストックの有効活用の取り組みを進めます。

また、少子高齢化に伴う人口の減少など、将来のまちづくりへの需要を見極めた上で、量的拡大整備から、生活・空間の質的向上を目指す持続可能なまちづくりを図ります。

(2) 効果的、効率的な施策、事業の推進

都市計画事業をはじめとする施設整備や様々なまちづくり展開については、将来の市街地像や費用対効果、緊急性などの優先順位を勘案し、計画的な実施計画を策定したうえで、限りある財源の有効活用や民間活力の導入などを図りつつ、合理的で効率的に事業を推進します。

(3) 各種関連事業との連携と行政の体制の充実

地域の特性、多様化するまちづくりの課題に対応するためには、都市計画制度の枠だけでなく、まちづくりに関するハード・ソフトを用いた横断的な各種事業との連携により進めます。

また、都市計画マスタープランに基づき、市民の自主的なまちづくりを支えるため、行政の体制の整備や関係部局の相互連携を強化します。

第9章 進捗の評価と都市計画マスタープランの見直し

1. 進捗の評価

都市計画マスタープランに基づく取り組みが進捗しているかどうかについて、客観的な指標等に基づき把握を行うとともに、評価を行い、より強化すべき点、充実を図るべき点などを明らかにしていく取組みを進めます。「ターゲット別都市づくり方針」や「部門別都市づくり方針」の状況の把握を行います。

2. 計画の見直し

(1) 上位計画等の変更等に伴う見直し

都市計画マスタープランは、総合計画に即して長期的な視点に立った都市づくりの将来像や方針を示すものであることから、総合計画の改定に合わせて見直しを行うことを基本とし、また、計画期間内に上位計画等に変更があり、これらと都市計画マスタープランとの整合を図ることが必要となった場合にも、見直しを行います。

(2) 社会や市民生活の変化に伴う見直し

都市づくりを進めていく中で、社会や経済の状況は変化し、市民生活のあり方も変化します。とりわけ、気候変動に伴う大規模な災害や、新型コロナウイルスによる感染の拡大は、社会や市民生活に大きな影響を及ぼしています。

都市づくりは、そのような市民生活の動向に留意しながら進めていくことが求められ、必要に応じて都市計画マスタープランの見直しを行います。

資料編

1. 伊丹市都市計画審議会・マスタープラン検討部会開催経過

- ・令和元年8月29日：第1回 都市計画審議会

議題：伊丹市の都市計画に関する基本的な方針の改定について（諮問）

伊丹市都市計画マスタープラン改定案の内容となるべき事項の検討

※上記の諮問事項を都市計画マスタープラン検討部会へ付議

- ・令和元年10月29日：第1回 都市計画マスタープラン検討部会

議題：①現行計画の取り組み状況

②現状・課題の整理

③全体構想の検討

- ・令和2年1月22日：第2回 都市計画マスタープラン検討部会

議題：全体構想の検討

・前回策定委員会・都市計画マスタープラン検討部会を踏まえた修正案について

・ターゲット別都市づくり方針について

・部門別都市づくり方針について

- ・令和2年7月1日：第3回 都市計画マスタープラン検討部会

議題：地域別構想の検討

・地域・ゾーンの都市づくりの考え方

・地域と連携した都市づくりの考え方

・ゾーン別都市づくり方針

- ・令和2年8月4日：第2回 都市計画審議会

議題：伊丹市の都市計画に関する基本的な方針の改定について（継続審議）

- ・令和2年11月24日：第4回 都市計画マスタープラン検討部会

議題：①地域別構想素案

②推進方策素案

- ・令和3年1月12日：第3回 都市計画審議会

議題：伊丹市の都市計画に関する基本的な方針の改定について（継続審議）

- ・令和3年4月27日：会長から市長に答申

2. 伊丹市都市計画審議会委員名簿

区分	氏 名	現 職	備 考
会長	加賀 有津子	大阪大学大学院工学研究科教授 (建築計画・都市計画)	検討部会委員長
委員	岡田 昌彰	近畿大学理工学部社会環境工学科教授 (都市景観)	会長職務代理者 検討部会委員
//	小西 新右衛門	伊丹商工会議所会頭 (商工業)	
//	酒井 裕規	神戸大学大学院海事科学研究科准教授 (交通経済・交通経営・公益事業)	検討部会委員
//	島田 洋子	京都大学大学院工学研究科准教授 (環境管理)	検討部会委員
//	富田 陽子	弁護士 (行政法)	
//	中西 良博	伊丹市農業委員会会長 (農業)	
//	齊藤 真治	市議会議員	
//	里見 孝枝	市議会議員	
//	高橋 有子	市議会議員	
//	土井 秀勝	市議会議員	
//	池信 秀明	公募市民	検討部会委員
//	長山 安治	公募市民	検討部会委員
//	横山 一也	阪神北県民局宝塚土木事務所 まちづくり参事	

3. 伊丹市都市計画基本方針策定委員会開催経過

平成 31 年度

- ・ 令和元年 8 月 2 日 ：第 1 回 策定委員会
- ・ 令和元年 10 月 11 日：第 2 回 策定委員会
- ・ 令和元年 12 月 20 日：第 3 回 策定委員会
- ・ 令和 2 年 2 月 20 日 ：第 4 回 策定委員会

令和 2 年度

- ・ 令和 2 年 4 月 28 日 ：第 1 回 策定委員会
- ・ 令和 2 年 10 月 13 日：第 2 回 策定委員会

4. 伊丹市都市計画基本方針策定委員会委員名簿

区分	役職名
委員長	都市活力部都市整備室長
委員	総合政策部政策室主幹
//	総合政策部政策室施設マネジメント課長
//	総合政策部空港・広報戦略室空港政策課長
//	総務部危機管理室主幹
//	市民自治部まちづくり室まちづくり推進課長
//	市民自治部環境政策室環境保全課長
//	市民自治部環境政策室公園課長
//	市民自治部環境政策室みどり自然課長
//	都市活力部産業振興室商工労働課長
//	都市活力部産業振興室農業政策課長
//	都市活力部産業振興室まちなかにぎわい課長
//	都市活力部都市整備室都市計画課長
//	都市活力部都市整備室住宅政策課長
//	都市交通部交通政策室交通政策課長
//	都市交通部道路室道路建設課長
//	都市交通部道路室道路保全課長
//	消防局警防室警防課長
//	上下水道局整備保全室下水道課長

第4次伊丹市都市計画マスタープラン

伊丹市 都市活力部 都市整備室 都市計画課

〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地

TEL:072-784-8067

FAX:072-784-8062

<https://www.city.itami.lg.jp/>
